

平成28年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 6 月 6 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 3 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	有賀由起子
教育長	征矢鑑	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩
住民環境課長	埋橋嘉彦	教育委員長	三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年6月6日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでございます。

水田の緑も日増しに濃くなり、爽やかな季節となりました。梅雨入りの報道がありました
が、ことしは、今まで気温の変化が激しく、異常気象を心配するところでもあります。

議員各位には、何かとお忙しいことと思いますが、ただいまから平成28年第2回南箕輪村
議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開
きます。

会議に入る前に御報告いたします。

小澤会計管理者より、父葬儀のため欠席する旨の連絡がありました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、山崎文直議員、4番、丸山豊
議員を指名いたします。

会期決定の件を議題といたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成28年第2回南箕輪村議会定例会の会期の日程につきましては、過
日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案3件であります。そのほか、請願・陳情が、請願2件、
陳情が5件提出されております。

会期は、本日6月6日から6月17日までの12日間とし、この間で7日から14日までを休会
といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議
ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございま
す」〕

平成28年第2回議会定例会を招集を申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

まず最初に、4月に発生しました平成28年熊本地震におきましては、大変な被害となっているところであります。2カ月が経過しようとしておりますが、今なお多くの方々が避難生活を強いられており、被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

昨日は、長野市をメイン会場に、第67回全国植樹祭が開催され、森林に対する県民の思いが共有できたのではないかと思います。長野県は、特に森林県でありますので、森林を通して、県の発展ができればというふうに思ったところであります。

さて、ことしの4月、5月の天候は、比較的穏やかに推移しました。5月に入り、夏日を記録する日がありましたが、無事田植えも終わり、水田が青々と染まってまいりました。なお、4月12日と30日に霜の影響があり、リンゴのシナノゴールドが10%、金額にして33万円ほどの被害となる調査結果でありました。また、5月に入っても、台風が発生しておらず、こういう年は18年ぶりであるとのことでもあります。さらに、今後、夏に向けて、ラニーニャ現象が予測されており、局地的な豪雨や猛暑になるとの予報であります。大変心配するところではありますが、災害もなく、秋には実りの秋を迎えられますことを願っておるところであります。

最初に、景気の動向であります。2016年3月期東証一部上場各企業の決算状況の報道がありました。純利益が合計で4年ぶりに減益となる見通しで、原油などの資源安が企業業績を直撃したほか、円高や新興国経済の原則も響いたとされております。安倍政権の経済政策アベノミクス開始以降初の減益で、業績の拡大にブレーキがかかったと見られております。

また、地元の金融機関が公表しております伊那谷経済動向では、伊那公共職業管内の有効求人倍率は1.41倍で、前年同期に比べて0.24ポイント改善はしておりますが、経済動向がよかったとする企業は14.2%、また悪かったとする企業は43.7%となり、円高株安や中国経済の減速の影響で、低調感を強めていると判断されております。さらに、来期の予想では、各業種とも総じて悪化することが予想されており、今後も動向に注視をしていく必要があります。

T P Pに関してであります。日米など12カ国が昨年10月に大筋合意し、ことし2月に署名されております。しかし、アメリカにおいて、11月の大統領選を前に、T P P批判が高まっており、議会における審議開始の見通しが立っていないとの報道であります。地域経済にとって大きな影響を及ぼす協定であり、今後の推移を注視していかなければなりません。

さて、5月31日をもって、企業会計を除く平成27年度の一般会計・特別会計が出納閉鎖となりました。本格的な景気回復のないままに推移しましたが、現在、平成27年度の決算状況につきまして取りまとめに入っております。現時点での概算見込みであります。歳入は64億3,800万円、また歳出は60億5,300万円を見込んでおります。よって、差し引きで約3億8,400万円となりますが、このうち繰越一般財源が9,500万円ありますので、実質繰越額といたしましては約2億8,900万円と見込んでおります。しかし、当初予算で繰越金額を2億円予算化しておりますので、約8,000万、8,900万円ぐらいの余裕財源となるものと見込んでおります。また、税収におきましては20億8,900万

円で、前年度より460万円の減となりました。この減は若干の減でとどまったところであります。

平成28年度がスタートし、2カ月が経過いたしました。今のところほぼ順調にスタートが切れたものと理解しておりますが、村の状況につきまして少し触れさせていただきます。

まず、本土の人口動態であります。

平成26年度末、平成27年3月31日の総人口は1万5,058人でありましたが、ことしの4月1日には1万5,169人で、111人の増、さらに6月1日には1万5,299人と、この二月間で60人もの増加があり、引き続き増加傾向にあると言えます。ここ数年の傾向と比べますと、4月、5月は人口が減少する時期となっておりますが、今年度は逆に二月で60人の増加ということで、人口増加、若干の変化が出てきているのかなというふうに思っておるところであります。総人口数がかなり多くなっており、こういった状況が生まれております。この辺もまた施設等の関連がありますので、注視してまいりたいと思っておるところであります。

交流人口の増加を目指し、第2回となる経ヶ岳バーティカルリミットを5月21日に開催したところ、全国から742人の参加がありました。当日は好天に恵まれ、国内のトップランナーが出場したこともあり、レベルの高いレースが展開されました。入賞者のインタビューでも、この大会は地元の盛り上がりがすごいとのコメントがあり、インターネットの動画サイトにアップされております。南箕輪を全国に発信することができる大会でありますので、来年以降につきましてもさらに充実をさせていかなければならないと思っておるところであります。

次に、昨年度から進めております伊那地域定住自立圏の取り組みについてであります。

中心市の伊那市において、4月に伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会が発足いたしました。この協議会には、村からも数名が委員として参画しておりますが、この協議会において、伊那市と南箕輪、箕輪町それぞれの役割や費用分担と、具体的な取り組み内容を決定し、共生ビジョンを策定してまいります。当面は、空き家バンク、地域公共交通、職員研修、また新たに、子育て支援について検討を進め、ビジョンが決定しましたら議会に報告をさせていただきます。

また、空き家対策も本格的に着手いたしました。現在把握しております空き家と思われる家屋が約150軒あります。職員による外観目視調査、また4月には、納税通知書の送付にあわせ、利活用等の意向調査を実施したところであり、現在、集計・分析作業を行っているところであります。今後は、調査結果をもとに、利活用策の検討を行います。また、昨年度末に設置した、住民代表及び司法書士や不動産組合等の専門家9名による空き家等対策検討委員会の御意見をいただきながら、空き家等対策計画を策定してまいります。

本年度の元気づくり支援金事業につきましては、運動遊びにかかわるフォーラム開催経費、まっくん除雪隊協議会の除雪機4台分、大芝高原の総合アクティビティイベント事業の3事業が採択となりました。鋭意事業を推進してまいります。

新規事業になりますが、ただいま申し上げました元気づくり支援金事業を活用した大芝高原総合アクティビティイベントとして、大芝高原を活用した結婚支援の芝コンi n大芝高原を7月中旬に開催する予定であります。また、9月には、交流人口の増加と健康づくりや大芝高原の新たな魅力発信を目的として、大芝高原周辺一帯を活用した総合ネイチャーアクティビティイベントの開催を計画しております。いずれも第5次総合計画村創生総合戦略の具

現化となる取り組みとなっております。

また、新たに設置いたしました2名の地域おこし協力隊についてであります。大芝高原味工房を拠点に、大芝高原でのイベントの協力、村の対外的PRに精力的に取り組んでいただいております。先日は、地元情報誌に写真つきでその活動内容が紹介されておりましたが、今後は新たな資源の発掘や商品の開発なども行いながら、さらに村の活性化に取り組んでいただきたいと思います。本当に、2名の皆さんには精力的に取り組んでいただいております。ありがたいことでもあります。また同時に、さらなる地域おこし協力隊の活用についても検討しております。

次に、まっくんバスの運行についてであります。本年度から、春日街道沿いの堀田内科クリニックの御理解をいただき、敷地内に停留所を設置いたしました。このことにより、課題でありました南行きのバスも停車できるようになり、利用者の利便向上につながっていくと考えております。

続いて、保育園の状況であります。

今年度も、年度途中の入園児が多く、年度末には700名を超えると予想しております。園児数の増加に対応するため、昨年度から進めている中部保育園の増改築工事につきましては、順調に進んでおり、7月上旬には新しい園児室2部屋を使用できる予定であります。かなり早く進んでおりますので、ありがたいと思っております。また、今年度予定しております北部保育園の給食室と園児室の増改築工事は、現在、実施設計に入っており、年度内に工事を完成できるよう進めてまいります。

次に、福祉関係であります。

4月下旬から各種がん検診、5月下旬から特定健診が始まっております。特定健診につきましては、住民税非課税世帯の方の自己負担金1,000円を無料とし、循環器検診の受診対象年齢を1歳引き下げ、19歳からといたしました。1人でも多くの住民の方が受診していただけるよう、引き続き実施をしてまいります。

また、健康意識の向上を図り、みずから積極的に健康づくりに取り組む姿勢を推進することを目的として、昨年度から導入しましたまっくん健康ポイント制度につきましては、見直しを行い、より多くの皆さんに参加いただけるよう、対象事業を拡大いたしました。5月末現在で1,284枚のポイントカードを発行し、健診の受診や健康教室等に意欲的に参加いただいております。こうした活動が健康寿命延伸につながることを期待しているところであります。

学校関係であります。新年度も2カ月が過ぎ、落ちついた学校生活が送れるようになっております。

平成28年度の主要事業であります中学校に設置する生涯学習施設及びこども館の建設につきましては、年度内の完成に向けて、各種手続等、発注の準備を進めております。特にこども館につきましては、早期に工事着手し、平成29年度の早い時期に開所をできればと考えております。

また、今回の補正予算に人件費を計上させていただきましたが、本村でも、6月末にキャリア教育推進協議会を発足する計画で、上伊那管内で取り組まれております郷土愛プロジェクトともに、近隣市町村や産学官が連携し、郷土愛を育みながら次世代育成に寄与できるよう、協議会において具体的な取り組みを検討していただく予定であります。キャリア教育の

一環として、本年度から新たに計画しましたJFA夢の教室事業につきましても、各小学校にてそれぞれ事業を計画していただいております、一層のキャリア教育推進をしてまいりたいと考えております。

また、昨年度中止となりましたが、中学生の海外派遣事業につきましては、今年度はおかげさまで募集人員に達し、本村から6人が、7月30日から12日間の日程で研修を行う予定であります。人材育成事業につきましては、引き続き事業内容等を検討しながら進めてまいりたいと思っております。

村の宝である子供たちの健やかな成長を願い、安心・安全な子育ての村として、引き続き各種事業、各種支援を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、長年の懸案である南原住宅団地焼却灰の撤去についてであります。

土地開発公社が進めている撤去工事につきましては、地元南原区の御理解をいただき、平成27年度に1工区が完了し、713トンの処理を行いました。第2工区の撤去を進めており、年度内に3,250トンの処理を行います。工事完了は、計画どおり平成29年度になる見込みであります。

続いて、建設関係であります。

本年度の村計画事業の多くが、社会資本整備交付金事業を活用して実施する計画としておりましたが、内示額は平成27年度と同様にかなり厳しく、道路事業と公園事業では、昨年同様、内示率が30%でありました。検討の結果、伊那インターアクセス線の岩月人形センター付近の交差点の信号機及び歩道設置に付随する村道改良を最優先といたしました。公園事業も同様で、来園者からの要望の高い遊具の整備を優先とさせていただきます。その他の事業は、社会資本整備事業の追加交付を要望しながら、できるだけ早期に事業実施できるよう検討し、準備をしております。この事業につきましては、内示率が下がってきております。これは日本全体の傾向であるところであり、やむを得ない面がありますが、平成27年度も補正予算によりかなり措置をしていただいたところであり、この辺りもまた国の動向を注視しながら、申請をすることができればと思っております。

大芝公園の道の駅の登録につきましては、プールの跡地の駐車場整備が完了することなどから、情報発信施設が整備されれば、登録要件をクリアできる見込みであります。ただ、道の駅が道路に面していなければならず、公園内道路の村道認定が必要となっております。その点につきましては県と調整中で、少し時間がかかる見込みであります。そんな点は御理解をお願いいたします。

同じく社会資本整備交付金事業の追加により、おくれておりました大芝公園内の非常用水源施設整備事業により着手することができ、入札により施工業者が決定いたしましたので、9月末の完成を目指して工事を進めてまいります。

平成27年度から始めた都市計画道路と都市計画用途地域の見直しにつきましては、住民アンケートや道路の交通量調査などを行い、その結果により、現在の都市計画道路の必要性、代替性、実現性の評価を行い、見直し案が作成できましたので、この内容につきまして、6月に住民説明会を開催いたします。今後の予定といたしましては、県と関係機関への協議、パブリックコメントの実施や都市計画審議会の審議を経て、来年3月議会において御決定いただき、平成29年度から新しい都市計画により事業を実施してまいります。

最後に、新ごみ中間処理施設について、現在の進捗状況を報告させていただきます。

現在、実施設計を行っており、平成29年5月から建築工事を始める予定で業務を進めております。また、周辺環境整備事業としての導入路の整備につきましては、昨年5月から、三峰川橋南側交差点から新山川までの道路拡幅を行い、平行して、新山川を渡る橋梁の工事及び新山川の護岸工事等を行っております。本年度末までには橋梁の上部工を行い、建設地への車両の乗り入れが可能となってまいります。予定どおり進捗するよう、精力的に取り組んでおるところであります。そんな点も御理解をお願いいたします。

いよいよ国会も終わり、7月10日は参議院議員の選挙、決定となりました。ことしから18歳以上の皆さんに選挙権が与えられることとなったところでもあります。この辺を踏まえ、選挙管理委員会としても、いろんな広報活動を繰り広げながら、投票率アップにつなげていただくようお願いをしておるところでもあります。

本定例会に提案申し上げます案件は、臨時議会を行いましたので、議案3件ということで、大変少ない議案となっております。報告4件であります。全議案原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年2月分から平成28年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成27年度決算がそれぞれ認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、平成27年度南箕輪村一般会計の繰越明許費の繰越計算書であります。別紙12事業にかかわる繰越明許計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第4号は、平成27年度南箕輪村水道事業会計予算の繰越計算書であります。大芝公園における水道施設整備にかかわる事業につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれ報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告といたします。

〔議場「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 大熊議員。

大熊議員、質問ですか。

9 番（大熊 惠二） そうです。

議長（原 悟郎） どれに対する質問でしょうか。

9 番（大熊 惠二） 報告第3号にかかわる繰越明許費のことについてお尋ねをしたいと思います。

議長（原 悟郎） はい、それでは簡単明瞭にお願いします。

9 番(大熊 恵二) ただいま御説明をいただきました報告第3号であります。個々には村側から逐一、全協を通じたり、議会を通じて説明をいただいておりますので、理解はしておりますが、要するに繰越明許の本来あるべき姿、こういった中で、当初予算に計上していなくて、途中から繰越明許が発生するというようなことは、本来道に外れるといたしますか、そういう考え方で今まで来ておったと思います。また、その中で、国の地方創生等に絡んで、途中から新たな事業が採用されてというか、始まって、それを繰越明許としてやるということではありますが、地方自治法の施行令146条の2項ということになりますと、1項は既に確定をしておいたものを2項で執行するということですが、起債の問題、そういったことで、いつになく今年度は、27年度は繰越明許費が非常に項目が多いような気がいたします。こういう中で、未収入の特定財源等について、1項では確定しているということでもありますので、2項でこのとおりに執行できるのかどうか。それと、当初予算にないものが繰越明許費として計上されてきておりますが、そういった基本的なお考えについてお尋ねをいたします。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 繰越明許費の計算書、調製をいたしまして、報告をさせていただいたところであります。

今後、近年の状況につきまして、繰越明許、かなり多くなってきておるところであります。毎年、どうも十何件の繰越明許というのは出てしまうわけであります。この辺につきまして、特に平成27年度につきましては、今、大熊議員御指摘がありましたように、地方創生関連、この部分が繰越明許となってきたところであります。同時に、先ほども御挨拶の中で申し上げましたけれども、社会資本整備交付金、追加要望がありましたので、道路事業等、かなりそういった要望が通ったというようなことで、補正予算として計上させていただいたところであります。そんな点はぜひ御理解もいただきたいというふうに思います。できる限り、基本的には年度内に事業が終わる、特定なものを除いてであります。ただ、地方創生関連や国の補正予算関連につきましては、これは繰り越しをもう当初から見込んでおりますので、これはやむを得ないというふうに思っておるところであります。したがって、そういうものを除くと、若干の繰越明許という部分になるわけではありますが、通常のものにつきましては、年度内に工事が終わるように努力はしていかなければならないというふうには思っております。

また、特定財源につきましては、これは確定しておりますので、収入としてそれは入ってまいります。そういったことで考えております。一般財源として約9,500万余が繰り越されるということでもあります。特定財源が1億500万円弱ということになっております。これは確定しておりますので、必ず入ってまいります。

以上です。

議長(原 悟郎) よろしいですか。

関連ですか。それじゃあ端的に。

4 番(丸山 豊) 実は、私も繰り越しのこと、どこで聞いていいのかわかちよとよくわからなかったものですから、あれなんですけれども。このこども館、個別の案件になりますが、こども館の予定が27年度末で計画されているのが、大分おくらしているんじゃないかという印象を受けますけれども、この原因は何なのか。また、先ほど村長のお話を聞いていますと、29年度の早い時期には竣工ということで、これは当初の予定には入っておるようなん

ですが、このおくれぐあいによってはそこら辺の心配も危惧されるわけですが、原因が何なのか、ちょっと教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 丸山議員御指摘の平成27年度のこども館の実績、委託のおくれた要因でございますが、当初、取り組みとしては、早いうちから話は進んでおりましたけれども、若干、いわゆるプロポーザルの関係の取り組みですとか、その取りかかりが少しちょっとおくれたことがございました。地権者の関係もありましたけれども、要因としては思った以上に時間がかかってしまったということになりますので、こちらの取り組みが若干遅かったという点については反省すべき点だと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 全体の状況につきましては、平成29年度のできるだけ早い時期にオープンをしてまいりたいなというふうに思っております。平成29年度ということで御理解をいただきたいと思っております。平成28年度の完成を目指してまいりますけれども、これはちょっと厳しい状況となっております。したがって、その辺は精力的に行ってまいりますけれども、29年度にずれ込んでいくという状況もあり得ますし、また同時に、竣工につきましては、これは竣工といいますか、オープンにつきましては、これは完全に29年度になりますので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思っております。慎重にやっついていかざるを得ないという面もありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は請願2件、陳情5件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

その後、質疑がありますが、ここでお願いをしておきたいと思いますが、5月の定例全協でお願いしたとおり、質問は全て簡単明瞭にし、議題外にわたる発言を超えないようお願いしたいと思います。

それでは、議案第1号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、地方創生加速化交付金が主なものであります。歳出では、この地方創生加速化交付金を活用した若者回帰による定住促進支援事業とニューアグリチャレンジプロジェクト事業の委託費のほか、人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に3,873万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ66億873万6,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第1号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げますが、歳出の各科目にわたりまして人件費の関係が出てまいります。26ページ、27ページに給与費明細書がございますので、ごらんをいただき、一括で説明をさせていただきます。

一般職についての補正となります。総括の表をごらんいただきまして、いずれも4月の人事異動及び共済組合の負担金率の改定に伴う変更でございます。予算編成後の申し出で退職をした職員がおりましたので、職員数では1名の減となり、給料及び職員手当は、ともに他団体への派遣、企業会計との間での異動、育児休暇等によりまして、減額となっておりますのでございます。

また、共済費は、共済組合の負担金率が確定いたしまして、この中で、厚生年金保険の公的年金負担率がこれまでの1,000分の40.2から1,000分の37.3へ下がったこと、また追加費用率が1,000分の30.2から1,000分の16.7へと大幅に下がったこと等もあって、大きな減額となりました。給与費、共済費の合計では、2,983万円の減額でございます。

また、職員手当の内訳につきましては、下の表のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

当初の想定と実際の職員配置等の違い等によりまして、科目によりましては増減がございますけれども、以上の説明によりまして、各科目、2節給料から4節共済費までの詳細説明を省かせていただきますので、御了承願います。

それでは、予算書案の11ページをごらんください。

歳出、1款、議会費は、給与費のみでございます。

続きまして、2款、総務費でございます。

1項1目、0201一般管理事務の8節でございますが、村の文化団体連絡協議会から御提案をいただきまして、南箕輪村民の歌を村民の皆様に一層歌っていただけますよう、専門家に依頼をして、合唱曲に編曲し、2月の南箕輪村の日に御披露させていただきたいというふうにあります。編曲者への謝礼20万円の追加をお願いいたします。

次の0202庁舎管理事務の11節、役場パーキング・パーミット整備費22万円でございますが、長野県がこの4月20日から信州パーキングパーミット制度を開始しております。これは、障害者等用の駐車区画の適正利用を図るため、障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に、申請で交付をされます利用証をルームミラーにかけて掲示をしていただき、専用の駐車区画を優先的に利用していただくという制度でございます。村といたしましても、この制度に積極的に協力をしていきたいと考えておりますが、まずは役場正面駐車場に優先の駐車区画を設けていくということで、このカラー舗装、表示等を行う経費を計上させていただくものでございます。なお、そのほかの公共施設の駐車場につきましては、今後、早急に検討を進めまして、対応してまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、12目、0242地域づくり推進事業の19節でございますが、細節01の大芝高原総合ネイチャーイベント負担金は、実行委員会への負担金の追加でございます。このたび、県の地域発元気づくり支援金の対象となることが決定をした事業でありまして、

当初予算では、細節03の交付金ということで補助算相当額を計上させていただいておりましたが、円滑な事業実施ができるよう、一旦負担金といたしまして、事業費相当額199万円を実行委員会に交付いたしましたして、元気づくり支援金の交付後に清算戻入する形がとれるよう増額し、組み替えをさせていただくものでございます。事業内容には変更はございません。また、細節02のコミュニティ助成事業助成金につきましては、大泉地区自主防災会が申請をしておりました防災倉庫、テント等を整備する事業に対しまして、このほど、長野県市町村振興協会から助成の内示がありましたので、計上をさせていただくものでございます。いわゆるトンネルの形で、村を経由して交付するものでございます。

次の0244移住定住対策事務、13節の若者回帰定住増進支援事業の委託料でございますが、地方創生加速化交付金の2次募集分として、現在、国との事前相談を進めております。移住定住サイクルの確立による人口定着事業という事業名でございますけれども、この一部を構成いたします若者回帰定住増進支援事業にかかります委託料でございます。SNSを利用いたしました情報発信、東京・名古屋・大阪などで行います説明会、それからパンフレットの送付、地元企業体験訪問ツアー等を行いまして、村出身の方のUターンを中心に、村への定住促進を図ってまいりたいと思います。

次の13目、0221企画調整管理事務の19節は、マイナンバー制のシステム運営に対します国庫補助金の内示がございましたので、地方公共団体情報システム機構への負担金を追加させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、3款、民生費、1項1目、0301社会福祉総務事務では、11節で松寿荘の修繕料を追加させていただきます。トップライトサッシ、天窗でございますけれども、このシールが劣化いたしましたして、雨漏りが見られる状態となりましたので、修繕を行うものでございます。

次の0361臨時福祉給付事務の11節、12節は、このほど事務費分についての国庫補助金の内示がございましたので、関係経費を追加計上させていただくものでございます。

次に、16ページの中ほど、2項2目、0340保育園運営事業の23節は、平成27年度分の子ども子育て支援体制整備総合推進事業費の補助金の清算が、今年度行われることになるわけでございますけれども、この清算によりまして返還すべき額が生じたので、歳出還付をするものでございます。

おめくりをいただきまして、4款、衛生費は、給与費のみでございます。

続きまして、18ページの6款、農業費でございます。

下のほうになります。1項3目、0605農業振興事業の13節は、先ほど申し上げました地方創生加速化交付金事業として申請をしております移住定住サイクルの確立による人口定着事業を構成いたしますもう一つの事業でありますニューアグリチャレンジプロジェクト事業を実施するための委託料でございます。PR映像の作成、首都圏及び村内での農業塾の開催、地元企業体験訪問等を行いまして、村への移住や2地域居住を促進していこうという事業でございます。

おめくりをいただきまして、5目、0631村単独土地改良事業の19節は、伊那土地改良区及び西天竜土地改良区関係の県営かんがい排水事業の事業量が固まりましたので、増額をお願いするものでございます。

また、次の0643多面的機能支払事業の19節、多面的機能支払交付金事業補助金の増額でござ

ございますが、本年度から新たに北殿地区及び南殿地区がこの事業の取り組むこととなったことによるものでございます。これによりまして、村内では計8地区でこの事業を導入することとなりました。

次に、このページの一番下になりますが、2項2目、0653森林セラピー推進事業の11節でございますが、森の交流施設に設置しております体組成計が最近故障してしまいまして、修繕が必要になりましたので、その修繕料をお願いするものでございます。

次の7款、商工費は、給与費のみでございます。

おめくりをいただきまして、8款、土木費でございますが、1項1目、0801土木総務事務の19節、まっくん除雪隊協議会負担金は、県の地域発元気づくり支援金の決定に伴いまして、大芝高原総合ネイチャーイベントと同様の理由によりまして、負担金の額を増額させていただくものでございます。協議会に対する負担金ということでございます。

次の2項1目、0803道路維持事業、15節の通学路交通安全対策工事費300万円の追加でございまして、南原、神子柴地区のゾーン30の指定に対するための工事費でございまして。当初、国の社会資本整備総合交付金事業の一部として実施することを考えておりましたので、次の2目、0806国庫補助道路改良事業の一部として計上を考えておったところでございますけれども、本年度からゾーン30に係る整備は交付金の対象外というふうになってしまいましたので、村単独事業ということで計上させていただくものでございます。

その0806国庫補助道路改良事業でございまして、社会資本整備総合交付金の内示に伴いまして、事業内容の一部を組みかえさせていただくもの、また15節で、工事請負費で1,800万円の増額をお願いするものでございます。橋梁については、一般の道路改良とは別に区分をされておりまして、補正額を見ますと、一般財源の持ち出しが目立つわけでございますけれども、交付金を最大限活用するための事業組みかえをした結果でございまして、御理解をお願いしたいと思います。

次の4項2目、0821国庫補助公園整備事業も、社会資本整備総合交付金の内示に伴いまして、事業内容を見直し、工事費の一部を減額させていただくものでございます。ここでは300万円の減額をいたしますが、後ほど出てまいります大芝公園管理総務事務の遊具整備費に巻きかえをいたしまして、同額を増額いたします。

おめくりをいただきまして、10款、教育費でございます。

23ページ中ほどの1項4目、教育振興事務の8節は、この4月にキャリア教育推進コーディネーターを設置いたしまして、村におけるキャリア教育の推進につきまして、方針や本年度の進め方等の内部検討を進めてまいりましたが、案がまとまりましたので、推進協議会を設けまして、関係者との協議を行いながら、具体的な事業に着手してまいりたいと思います。推進協議会の費用弁償及び講演会の講師謝礼の追加をお願いいたします。

次のページの3項2目、1022中学校教育振興事務、11節の教科書指導書でございましてけれども、当初予算でも計上させていただいておりましたが、本年度人事異動の関係で、新任の教諭の方が多かったということがございまして、冊数をふやす必要がありますので、増額をお認めいただきたいと思います。

次の6項4目、1055文化財保護事業の12節は、新四国霊場の立木の枝が隣地にまで伸びておりまして、枝払いを求められておりますので、除去作業手数料を追加させていただくものでございます。

また、次の7項2目、1063大芝公園管理総務事務の15節、社会資本整備総合交付金事業工事費とありますのは、先ほど申し上げました大芝公園内の遊具整備の増額でございます。当初の額と合わせまして、この工事予算額が1,100万円というふうになります。

おめくりをいただきまして、14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただき、655万3,000円の増額といたします。

歳出は以上でございます。

次に歳入でございますが、7ページをお開きください。

まず、14款、分担金及び負担金の2項2目、総務費負担金でございますが、外部派遣及び企業会計に係る職員の異動によります給与費負担額の変更でございます。

次の6目、農林水産業費負担金は、県営ストックマネジメント事業に係る関係土地改良区の負担金でございます。村負担分と合わせまして県に納付をいたします。

次のページの16款、国庫補助金でございますが、2項2目1節の総務費国庫補助金は、マイナンバー関連のシステム運営に係る補助金、2節の地方創生加速化交付金につきましては、6月補正予算の計上を求められておりますので、未確定ではありますが計上させていただくものでございます。

次の3目、民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金事業の事務費補助金の内示に基づき計上をさせていただくもの、次の6目、農林水産業費国庫補助金は、多目的機能支払交付金事業に新たに2地区で取り組むことになったことにより増額するもの、8目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額でございます。

おめくりいただきまして、17款の県支出金でございますが、2項2目の総務費県補助金は、村が直接実施をいたします運動あそびin南箕輪事業につきまして、地域発元気づくり支援金の交付対象となりましたので計上させていただくものでございます。

また、6目、農林水産業費県補助金は、多目的機能支払交付金の県補助分を国庫補助と同様に増額するものでございます。

最後に、10ページの22款5項1目の雑入は、大泉地区自主防災会の備品整備に対する長野県市町村振興協会からのコミュニティ事業助成金を計上するものでございます。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） それでは、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

総務費の02款であります。0101の節の08、南箕輪村村民の歌編曲謝礼とありますが、非常に今、夕方に村民歌が流れ、非常にのどかで、NHKで流れる小さな旅とか、そういうことで、心安らぐメロディーだというふうに理解はしておりますが、この村民歌は、これはこれとして、本来、南箕輪は農業立村ということでやってまいりましたが、その当時の思いをこの村民歌に今なっているわけですが、実態は、今、農業立村ではなく、時代が変わり、人口がふえ、若者がふえ、そして躍動する、県下でも高齢化率が一番低い、躍進する村にあって、現在の村に合うと言いますか、村を象徴すると言いますか、そういった新たな村民歌の制定があってもいいのではないかと思うところがあります。農業立村時代を懐かしみ、この歌はこの歌として大事に、歌い継がれていくことは大事ですが、今の時代に合った、そういう

った新たな村民歌を制定するお考えはないかどうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 昭和36年だと思いましたが、村民歌がつけられました。私自身は、この村民歌、本当にすばらしい村民歌だなというふうに思っておるところであります。当時、農業立村という話がありました。確かに農業立村から、今は工業を中心、勤労者中心の村となってきました。そういった中で、新たな村民歌の制定ということになれば、これは本当に村民的な議論が必要だなというふうに思っておるところであります。その辺は慎重に捉えていかなければならないというふうに思っておるところであります。そういった提起というか、多くの皆さんがそういう部分があれば、また考えていく必要はありますけれども、今のところ、私自身は新たな村民歌制定という考え方は持っていないところあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大熊です。

唐突に、今お尋ねをしたわけで、心の準備もないかと思えます。これから、そういった新たなそういうお考えがあるかどうか、または住民のさまざまな村の会議、またはそういった場で、そういったことが必要なかどうかという、この村民歌もつい最近ですから、以前は全く歌われない時期がありまして、ここ数年、急に村民歌というものが歌われてきたわけで、非常に眠っていた時期もあるわけで、そういう中で、新たな今の南箕輪に合致するといえますか、そういったことをこれから進めて、そういうアンケートなり、そういうお考えを持つなり、そういった議論の場を設けて、事あるごとにそういった議論をわき起こしていただきたいと思うところではありますが、もう一度、改めてお尋ねをいたします。今の時点では、村長はお考えはないということですが、そういう議論が必要なのではないかというような思いがあって申し上げているわけでもありますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘のように、村民歌、つくられてから休眠状態が長かったかなというふうに思っております。ここ何年か、村を愛する、これも郷土愛の一環かなという思いもしておるところでありますけれども、かなり歌われ出してまいりました。したがって、今の村民歌、もう少しこれは普及していかなければならんというふうに思っておるところでありますので、その辺の状況を見ながら、また新たな提案として捉えさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

3回目です。9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ほかに質問がないようでありますので、私のほうでちょっとお尋ねをいたします。

06款の。

議長（原 悟郎） ページを、大熊議員、お願いします。

9番（大熊 恵二） 19ページであります。これの0202、いわゆる0653の目であります。項目です、森林セラピーの中で、森の交流施設測定機器修繕料とありますが、これはど

のような修繕をされるのか、明細について御説明をいただきたいのと、それから、現在、交流施設の建物の利用状況について、どのような基準を持って今使われているのか、非常にボランティアの方が作業する、非常に行ってみますと、草刈機が、ああ、そうじゃなかった。あの小屋じゃなかった。ああ、そう。それじゃあ、私の勘違いです。それじゃあ、あわせて、休憩小屋ですか、セラピーを歩いてきて、休憩する。それで、ボランティアの人たちが使っている小屋がありますが、今までいろんな要望で、ひさしを出せとか、もっと使い勝手がいいようにしてもらいたいとか、そういう要望があるようでありませうけれど、それらの利用のあり方についてお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） まず、森の交流施設の測定器の修繕料ですけれど、これは先ほど副村長の説明にありましたとおり、体組織計の修繕ということで、これが体組織をはかって、同時にプリントアウトができるような機能になっていまして、一般的に家庭にあるのとはまた機能が違うものでございますが、これが液晶画面とか、そういったところもつかなくなってしまって、ちょっと基本となるところが修繕が必要ということになってしまいました。新たに買うという手もあるわけですが、そうすると、さらにちょっと見積もりをとったところ、この倍ぐらいお金がかかってしまいますので、修繕ということで計上させていただきました。

それから、赤松の小屋につきましてですが、こちらのほう、一般の人が使えるような形では開放しているわけでありませうが、一部、作業の方が独占しないような形で、当然お願いはしているわけですので、そんなことで、さらに使いやすい形ではPRをしていきたいと思っておりますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませうか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

今の森の交流施設の利用状況を教えてください。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 森の交流施設の利用状況でございます。

これにつきましては、水曜日と金曜日の午後、健康運動指導士がそこに在中をしまして、健康運動関係の指導をしている状況でございます。平均して10人ぐらいの方がそれぞれの曜日の午後、利用されているという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませうか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 丸山です。

一般質問でもちょっと聞こうかと思つたものですから、あれなんですけれども、21ページの大泉橋の橋梁の修繕工事費、地震があつたりいたしまして、橋梁が幾つか、熊本地震のことが起こっているということなんですけれども、この修繕工事、先ほどちょっと説明の中で、私聞き漏らしていたかもしれませうけれど、何か組みかえとかいうような、そんなお話も何か耳に入っていたんですけれども、もしかしたら間違えているかもしれませうが、修繕工事費の修繕する内容、どんな程度のものか、あとまた、地震に対してどう考えての修繕にしてや

るのか、そこら辺のことについてお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） このことにつきましては、まず国の補正予算の動向からですが、国の方では、今まで橋梁の長寿命化等で、少ない投資で長く資産を使っていこうということを進めてまいりました。またあわせて、地震に対する耐震強度の補強ということも平行してやってまいったところでもあります。そういった中で、近年の地震等の状況が報告される中で、国の動向としては、防災面に主眼を置くということで、補助金の内示率も、公園事業等では30%程度と、防災面では50%、60%と、そういう少ないわけですが、そういった形で傾斜配分という中で行われております。

今回の工事につきましては、大泉川、これ、もう基本的に長寿命化に伴う修繕工事という形で考えていただきたいと思います。これについては、今回の部分については耐震の部分では特に必要がない状況でありまして、コンクリートの剝離だとか、それから鉄筋等の腐食、それから欄干等の傾きといいますか、壊れの部分等がありますので、そういったことを直して、今の橋を長く使っていこうといった趣旨の工事です。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第2号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出で、人事異動に伴う職員の人件費の増額で、水道事業費用の営業費用を16万6,000円増額し、支出総額を2億8,800万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

4月の定期異動等によりまして、職員に異動が生じたので、給与費等の補正をお願いするものであります。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。第2条では、収益的収入及び支出の予定額ですが、支出で16万6,000円を増額して、2億8,800万円とするものであります。

その内容につきましては、5ページの給与費明細書をごらんいただきまして、その中で説明をしていきたいと思っております。

今回の人事異動では、職員数については3名のままということで増減はありませんでしたが、人の交代等によりまして、給与費にそれぞれ額の変更が生じております。明細書をごらんいただいたとおりでございます。そういったことで、収益的支出の営業費用を補正するも

のであります。詳しくは、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

4ページの水道事業会計予算実施計画明細書をごらんください。

先ほど説明いたしました給与費等と、あと給与費等の負担金の額の変更によりまして、01款01項05目、8005総係事業におきまして、02節、給料から、31節、賞与引当金繰入額の各項目の合計で16万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。

第3条は、議会の議決を得なければ流用することができない職員の給与費を変更するものであります。

以上、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出では、人事異動に伴う職員の人件費の増額で、下水道事業費用の営業費用を295万1,000円増額し、支出総額を6億5,185万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

4月の定期異動等によりまして、職員の給与費等に異動が生じたので、補正をお願いするものであります。

議案書の1ページ、第2条は、収益的収入及び支出の予定額ですが、支出で295万1,000円増額しまして、6億5,185万1,000円とするものであります。

その内容につきましては、5ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

今回の人事異動では、職員数については3名のままで変更はございませんでしたが、人の交代等によりまして、給与費にそれぞれ変更が生じたので、収益的支出の営業費用を補正するものであります。内容につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

4ページの下水道事業会計予算実施計画明細書をごらんください。

今説明をいたしました給与費等、それから給与費等の負担金につきまして変更がございましたので、01款01項04目、9407総係事業におきまして、02節、給料から、31節、賞与引当金の各項目の合計で295万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

議案書2ページの第3条につきましては、議会の議決を得なければ流用することができない給与費等を変更するものでございます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

散会 午前10時13分

議 事 日 程 (第2号)

平成28年6月15日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(受付順位第1番から)

5番	百瀬輝和
2番	小坂泰夫
7番	都志今朝一
9番	大熊恵二
3番	山崎文直
1番	加藤泰久

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	埋橋嘉彦
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	征矢鑑	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育委員長	三澤久夫
財務課長	平嶋寛秋		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年6月15日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ここで、会議に入る前に御報告いたします。

3番、山崎文直議員から、けがの治療のため、午前中欠席する旨の連絡がありました。また、原代表監査委員及び有賀子育て支援課長より、公務のため終日欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごと、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

皆さん、おはようございます。

最初に、4月14、16日に起こった熊本地震で亡くなられた皆様への御冥福をお祈りし、被災された方々の一日も早い復興、復旧を願うものです。

さて、村の防災、減災対策の取り組みについて伺います。

事業継続計画、BCPの取り組みについてです。

この質問は、平成23年の6月定例議会で、私が議員になり最初に質問した項目です。そのときの村長の答弁は、必要性は感じている、まずは情報系の部分から手をつけていきたいとの考えがあるとの答弁でした。そのときの長野県の策定状況は、4市1町でした。5年が経過した現在の状況は6市1町です。

総務省消防庁のまとめは、全国平均36.5%、長野県は9.1%で、全国44番目です。市町村数が多い関係もあるかとは思いますが、県の危機管理防災課は、小規模の町村では限られた職員数で、作成作業が進んでいないと見られると言っております。村の職員数も少なく、複数の業務を兼務して、防災対応専従の職員はいません。置く余裕もないと思います。村長のこれからの対応をお聞きしたいのと、また専門職員のいないところには、国、県がもっと細かく策定支援を行うべきだと私は考えます。

内閣府は、昨年5月に、各都道府県知事宛てに、市町村のための業務継続計画作成ガイドの策定についての通知を1枚の紙で出されておりますけれども、そこには、策定のガイドとQ&Aとかいうものもついております。小規模市町村の策定を促すためにこういうものを出したんだと思いますが、特に重要な6要素を核とした計画です。1としては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、2として、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁

舎の特定、3として、電気・水・食料等の確保、4として、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5として、重要な行政データのバックアップ、6として、非常時優先業務の整理とあります。6要素が上げられております。この中で、何点かは、村の地域の防災計画の中にも書いてある内容もあるんですが、必ずしも独立した計画書でなくても私はよいと思いますし、職員の初動マニュアルもあります。その中に入れてもいいと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

防災、減災対策の取り組みで、何点か御質問をいただいております。

まず、事業継続計画、BCPの策定の問題であります。御質問にありましたけれども、以前、百瀬議員から御質問をいただいた問題でございます。

御承知のとおり、この事業継続計画、行政では業務継続計画と言っておりますが、いろんな災害等々に見舞われたときに、日常行っている業務の中断による住民サービスの低下を最小限にとどめることを目的としながら、事前に業務を継続する方法を計画しておくものであります。主には、阪神淡路大震災の後、広がったところでございます。

県の状況、お話がありましたけれども、なかなか進んでいないという状況であります。

本村におきましては、下水道事業においては策定をしております。他の業務につきましても、現段階では策定に至っていないところでございます。昨年度末、県主催の策定研修会が行われ、担当職員が参加しております。また、第5次総合計画の中でも、策定すべき計画としておりますので、できるだけ早い時期に策定をしていかなければならないと思っておるところであります。

本村の場合も、専門職がないという悩みもあるわけですが、そうはいっても、管理防災係、3名体制となっておりますので、この辺は精力的に取り組んでまいります。何回も質問をいただかないうちに策定をしなければというふうに思っておるところでございます。

その中で、ガイドラインの話がございました。議員御指摘の六つの要素につきましては、業務継続計画の中で定めるべき最重要課題として捉えられているところであります。三つ、このうちで早急にやっっていかなければならないというのが、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定、これは熊本でもそんな事例も起きておりますので、この辺はしっかりやっっていかなければならないというふうに思っております。耐震性の問題等々含めて、検討してまいりたいと思います。そして、重要な行政データのバックアップ、このことも必要であります。続きまして、非常時優先業務の整理、これをやっておかないと混乱が起きてしまいますので、少なくともこの三つを最重点課題として計画していきたいというふうに思っております。他の3項目については、既に計画されていると考えておるところであります。

これらの課題につきましては、本年度計画しております地域防災計画の見直しにも関係しますので、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。次に質問をいただかないように、しっかり策定していくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 見直し、よろしく願いしたいと思います。

地域防災計画はまた後でお聞きします。

事業継続計画、業務継続計画ですか、役場で言うと。BCPの策定の手引、現在、総務省ですか、第3版になっておりますが、検討会の座長を務めた名古屋工業大学大学院の渡辺研司教授は、計画は薄くても構わない。ある業務がとまったら、住民にどんな影響があるか、横断的な議論のほうが大事と指摘しております。訓練をしながら、計画どおりにいかない状況を想定して改善していく取り組みが大切です。

先ほど村長も言われましたが、今回の熊本地震では、この事業計画のBCPの策定をしていなかった宇土市は、庁舎が損壊し、別館、駐車場、体育館と、3回、業務を行う場所を移転しております。一方、このBCPを定めていた大津町は、計画に定めていた建物に移動して、住民票の発行など、業務をスムーズに再開できたと聞いております。

また、避難者用とは別に、職員用の食料、水の備蓄も必要だと言われております。

そのこと、村長、済みません、どう考えるか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 業務継続計画の中には、先ほども申し上げましたように、これにつきましては、申し上げた3要素につきまして、しっかり反映できるように計画策定をしております。また、飲用水の問題、住民用とは別にとのお話がありました。住民用につきましては、人口の5%、2食分を備蓄しております。住民につきましても、適切な備蓄量はどのぐらいかということも再検討し、計画に反映をしていくということも考えておるところであります。5%でいいのかどうか、この辺もしっかり再検討をしてみたいなというふうに思っております。

食料、飲用水の取扱企業とも、この災害時の応援協定はしておるところであります。特に、飲用水につきましては、本村に大手企業の支店がありますので、そこは常時意見交換もさせていただいております。

職員用の質問がありました。これは必要だというふうに思っております。したがって、住民用と職員用、災害対応にかかわる人の分、これも最優先の部分として考えていかなければならないだろうというふうに思っております。その辺を含めまして、どの程度の備蓄が必要かどうか、この辺につきましては十分検討しながら計画に反映をさせてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） よろしくお願ひします。

今月11日の報道で、2016年版全国地震動予測地図、こういうもの、みんな見られたと思いますが、日本列島がオレンジ色、真っ赤かという地図です。公表されました。震度6弱以上の揺れに30年以内に見舞われる確率を、やや高い、高いことを示すオレンジ色や赤色で塗り分けた地図です。日本全国どこでも大きな地震に見舞われる可能性が改めて浮き彫りになりました。3%の確率でも、我々が今暮らしている身近なリスクで考えると、交通事故なんかは0.2%、火災に遭う確率は1.9%と言われております。その確率よりかなり高い確率が出ております。

熊本県では2011年度から、この震災のあった熊本県では2年かけて、地震、津波被害の想定調査を実施し、防災計画がつけられたそうです。今回の地震を起こした布田川・日奈久断層帯の地震被害もほぼ想定内だったそうです。想定外だったのは、避難者の数が、15万6,000人という想定が18万に膨れ上がったという想定だけが外れたと、あとは想定内だった

ということです。それにもかかわらず、県内の自治体では大変混乱を生じ、職員や被災者からは想定外との声が相次ぎました。想定は、あくまで最悪の想定で、実際には起こらないだろうと思っていた人たちが多かったんだろうなと思います。正直、この地震が来て驚いているという発言もかなり聞かれたそうです。

静岡県の地域防災計画には、想定外は許されないと記されております。常に、危機管理の意識を持っていることが大切だと考えます。

次に、被災者支援システムについて伺います。

これも、平成26年6月に一般質問で取り上げて、システムを導入して、平成24年9月の村の防災訓練で試験運用を行いました。その後、サブシステムも含めて、なるべく早く使えるようにするとの村長の答弁でしたが、現在どのように進んでいるか、伺いたいと思います。

このシステムは、阪神淡路大震災の実体験の中で、救済、復旧・復興業務に携わった職員自身が開発したシステムをベースに、現在まで改良を重ねてきております。

導入したけれども使えないシステムなんでしょうか。使えないわけには、原因が二つあると考えます。一つは設計仕様上の問題が起因するもの、二つ目は準備不足に起因するもの、この点、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 被災者支援システムの御質問であります。

この問題につきましても、百瀬議員から以前、一般質問もいただいたところでもあります。

災害直後の開設する避難所の設置情報などを管理する避難所関連システム、これ必要であります。そういうことから、導入に向けて検討をしてきて、導入もさせていただいたところでもあります。

現在の状況を申し上げますと、パソコンの動作性が非常に悪くなってしまった。このことが起因している部分もあります。したがって、本年度、パソコンの更新を計画しております。システムの運用と職員研修、鋭意努めていかなければというふうに思っておるところであります。

これは、本当に阪神淡路大震災のときに、自治体職員が独自に開発したソフトというふうになっております。そのために、職員が高いITに関するスキルを持っていないと運用が難しいという面があります。これも一つのネックになっておるところでございます。そういったことで、研究をさらに進めて、使いこなしていかなければなりませんので、先ほど申し上げましたように、パソコンの更新が終わりましたら、職員研修をしながら、使えるようにはしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 使えるシステムを使えないシステムにしないために、やはり、村長が言われたように、役場の組織、担当者がどう取り組むかが一番重要であると考えます。

災害対策基本法の改正で、罹災証明書の発行業務及び被災者台帳の作成は不可欠なものとなりました。避難行動要支援者台帳の整備は義務づけられております。災害時における台帳の目的外利用も可能になっております。そのために、平時での備えはもとより、そのような考え方に立った業務の企画、遂行を行っていくことが重要であると考えます。住民の安心・安全は、全庁一丸の取り組みで、そのための事業継続計画、BCPを兼ね備えた危機管理計

画の構築が不可欠となります。災害多発の昨今、準備と訓練を怠らず進める必要があります。職員研修のサポートセンターも活用できると思いますので、一日も早く進めていただきたいと思います。

2015年版の防災マップが全戸配布されております。このマップの中に、避難所の指定が書かれております。ここの左のところです。ここに、村では26カ所の避難所が載っております。この建物の耐震補強の工事は終了していると思いますが、非構造部分、特に窓ガラスの飛散防止等の工事、これはいつごろ予定しているか伺いたいのと、安全な避難所として使えるように準備しておくことが重要な村の取り組みではないかと考えます。それと、(3)になるのですが、先ほど村長もちょっと触れていましたが、地域防災計画の見直し状況についても一緒に伺いたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所指定の建物の状況の御質問であります。

御指摘のとおり、村は26カ所、村内に避難所を指定しておるところであります。各公民館、小中学校や村民体育館などを含めまして26カ所となっております。

耐震基準につきましては、その都度、耐震補強をしながらやってきておりますので、基準は満たしておるということでもあります。ただ、1カ所、村の公民館につきましては改修がまだ手つかずとなっております。この村の公民館の改修につきましては、3カ年計画により、計画的に実施していく予定となっております。状況が変化してきましたので、先延ばしとなっております。この辺は、財政状況も勘案しながら考えていかなければならないというふうに思っております。今、当面必要な、子育てや教育の施設不足、この解消に全力を挙げておるところでありますので、それらが一定の整備ができた時点で、村の公民館の改修に着手をしていく予定となっております。

それから、避難所施設のガラスの飛散防止対策についての御質問であります。

これも、必要であるということはわかっております。財政状況を勘案しながら、計画的にやっていくことが重要であるというふうに考えておるところであります。この辺につきましては、検討していきたいというふうに思っております。

全施設を早急にということは大変難しいというふうに考えております。したがって、大型な避難所となる体育館、村体、小中学校の体育館等々を優先的にやっていく必要があるのかなという思いではいるところであります。したがって、財政状況を見ながら、計画的にはやってまいりたいというふうに思っております。その最優先としては、大型な避難所から手をつけていければという、こんなことで御理解をお願いいたします。

続きまして、地域防災計画の見直しにつきましてであります。

地域防災計画につきましては、平成26年の災害対策基本法改正後、長野県が地域防災計画の改正を行いました。本村の庁内につきましても、今年度4月から機構改革をしたところあります。そういったことを踏まえまして、作業を進めておるところであります。年内を目標に防災会議を開催し、見直しを行う予定であります。したがって、年内を目標にということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 私も、これ、ちょっと読ませてもらいましたけれど、かなり分厚

い計画書になっております。これ、果たして職員の方たち、これ、頭に全部入っているのかなという思いがありますけれど、しっかり研修をしていただいて、重要なところは頭に入れたり、先ほどのBCPについても、この中に入れるのか、初動マニュアルに入れるのかわかりませんが、職員が必ずそれは知っていなきやいけないものですので、研修を頻繁に開いていただいたり、訓練をして、使えるような状態で、計画ではない実践で使えるものにしていただきたいと思っております。

次に、文教の村をアピールしてはということですが、

南箕輪村は、村内に、保育園、小学校、中学校、高校、今回、短期大学、大学があります。これからも変わらずにあると考えます。

村に引っ越して来られた方から、南箕輪村は保育園から大学までである文教の村ですねと言われたことがあります。これをもっとアピールしたらとも言われておりました。大切な視点だなど、私はその話を聞いておりました。

過去には、ふるさとCM大賞で、保育園から大学まである村をテーマにした作品で、見事、優秀賞を受賞しております。これ、2003年の第3回のCM大賞だったのですが。また、インターネットで探すと、保育園から大学まである村と検索すると、1番に全国移住ナビ、長野県一若村、保育園から大学まである村と出てきます。

そこで、このことを活用しない手はないんじゃないかと考えますが、これ、私の提案なんですけど、文教の村の取り組みで、保育園から大学まである村、また現在、信州大学とは協定を結んで、ちょっと普通の住民とは離れた部分ですか、の部分で協定を結んで進めている部分がありますが、これを一歩進めた、保育園から大学まで、縦横断的に連携して取り組むことを進めていきませんかという提案です。村長が言われる子育てしやすい村に、文教の村という付加価値をつけたアピール、プラスにしていきませんかという提案なんですけど、村長、いかがでしょうか、

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 文教の村のアピールの御質問であります。

議員御指摘のとおり、本村では今年度、長野県南信工科短期大学校が設立されました。開校となったところでございます。これによりまして、文字どおり、保育園から大学、短大、大学、大学院まである文教の村となってきておりますし、全国的にもこういった村は珍しい、ほとんどない村となってきておるところであります。

今まで、私は、子育て日本一の村をアピールしてまいりました。その部分につきましては、ほかの自治体も、子育て支援日本一だとか、子育て何々日本一だとか、いろんな言い方をしてくれておるところであります。この子育て日本一の村の部分につきましては、一定程度浸透してきたんじゃないかなというふうに考えておるところであります。

続きまして、子育てと文教、教育というのは、これは一体的に考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。文教の村のアピールというのは、今、地方創生、盛んにいろんな取り組みをしておりますけれども、そういった面でも大切なことであるというふうには考えておるところでございます。私も、PRの部分では、機会あるごとに教育環境に恵まれている村であるということをしてPRをしてまいった、今までしてきておるところであります。視察も多くなってまいりますし、いろんな大会だとか、そういったところの部分でも、こういった教育環境、大学まである村ということで宣伝もさせていただいておるところ

でございます。

そういった中で、本年2月に策定しました南箕輪村教育大綱、また第5次総合計画基本計画にもありますように、専門性のある教育を受ける環境とともに、一貫した子供たちの豊かな人間力を形成するため、保育園から大学まで横断的に連携できる取り組みを積極的に取り入れてまいりたいということで、こういった教育大綱にもあるわけであります。文教の村、環境的に恵まれておりますので、そのアピールは十分させていただきたいというふうに思っております。

問題はその内容であります。内容をどう充実していくかということに尽きるわけであります。そういったこともありますので、教育的な部分につきましては、取り組み方、考え方につきましては、教育委員長からまた答弁を申し上げます。

御提案ということであります。文教の村のアピールというのは必要であるということで、機会あるごとにしてまいりたいというふうに思います。それをどうアピールしていくか、その方策も考えていかなければなりませんので、その点につきましては少し時間もいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 文教の村をアピールしてはとの御質問です。

ただいま村長が答弁しましたように、本村では、2月に南箕輪村教育大綱を定め、生涯学習の推進の一つとして、上伊那農業高校、長野県南信工科短期大学、信州大学農学部との連携を深め、専門性のある教育を受ける環境づくりに努めるとともに、第5次総合計画前期基本計画では、保育園、小学校、中学校が連携して、基本的な生活習慣の育成を図り、発達や学びの持続性を踏まえ、一貫した子供たちの豊かな人間力形成を推進することとしています。

また、御承知のように、今年度、南箕輪村キャリア教育推進協議会を組織し、郷土愛を育むための具体的なキャリア教育の取り組みを検討していきたいと考えております。

議員から、子育てしやすい村に文教の村の付加価値を加えたらどうかという御提案をいただきました。教育委員会としましては、小中学校間のみならず、高校、大学まで連携するキャリア教育の具体的な取り組みこそが付加価値の一つとなり、文教の村として認識していただける結果につながるものと考えております。

現在、南部小学校では、農学部の学生たちとどんぐりの種植えや苗の移植、また上伊那農業高校の生徒とは、年四、五回、大根抜きだとか、ジャムづくり、アイスクリームづくりなどを行っており、今後とも、引き続き交流していく予定であります。また、平成25年に締結しました信州大学と本村教育委員会との連携協定につきましても、本年3月に、今後3年間継続する協定を結んでおり、昨年からは、信州大学の学生ボランティアを募り、中学校の放課後学習での講師をお願いしてきております。

小学校から中学校への系統性を踏まえた指導のあり方とともに、上農高校だとか、工科短大だとか、農学部との幅広い連携が図れるよう、今後とも取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） この取り組み、本当に南箕輪にとっては、これから長い目で見ると、未来に向かって価値ある取り組みになるだろうと思います。できることから取り組

んでいけば、僕はいんじゃないかなと思います。

村長の言われた、どうアピールするのかということなんですけれども、これ、ちょっと例なんですけど、他自治体では、以前も言いましたが、JK課というのをつくって、若い人たちの新しい意見を聞く、JKって女子高生です。女子高生に、村づくりとか、課題を検討していただいて、提案していただくとか、大学で言えば、女子大生ですからJD課になるんですか。というような、JK・JD課みたいなものをつくって、文教の村を進めていくには、それをテーマにして、どんな取り組みができるかというような協議をしていただくのも一つの手じゃないかなと思います。解決の糸口になっていくんじゃないかなと思います。そんな取り組みをしている自治体もあるということで、参考にお話をさせていただきました。

いろいろな提案を若い人たちから高齢者の方たちまでいただきながら、これ、進めていけばよいと考えます。どうかひとつ、これ、身になるようにお願いしたいと思います。

次に、今月の広報みなみみのわ6月号です。これに、食育の特集が出ておりました。元気を育む村の食育ということで、企画されて、何ページかにわたって出ております。これ、大変評価できるよい取り組みだと考えます。

村でも、食育推進計画を策定して、村民のライフステージに応じた食育の推進をしてきております。その成果も、そろそろか、これからか、出てくるんだろうかなと思います。

第2次食育推進計画の中に、五十何ページですか、推進計画があるんですが、その最後のほうにこんなものが出ていましたので、ちょっと僕、興味を持って、出してきました。南箕輪村食の歳時記、これ、1月から12月までの村の行事だとか、伝統的な食事はないというふうに聞いておりますけれども、そのときに食べる食事なんかが出ております。それと、1日の食品組み合わせ表、これ、かなりすぐれものなんだろうかなと思います。それから、1日に何をどのぐらい食べたらよいのでしょうかというのがありました。これ、ホームページでは見ることができるんですが、村民には余り、これ、浸透していない、周知されていない、これ、村民への食の重要性を訴えるいい機会になると思いますので、健康管理だとか、病気予防の観点から、また、自己管理をする手助けの一助となるものだと考えます。これ、村長、全戸に配布しませんかという質問なんですが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 食育の御質問であります。

食育につきましては、非常に重要な取り組みであるというふうに捉えておるところであります。健康寿命を延ばしていく、こういった部分につきましても、この食育というのが大きくかかわってくるところであります。

村では、平成28年、ことしの4月に第2次の食育推進計画を策定いたしました。6月が食育推進月間ということで、村報でも大きく広報もさせていただいたところでもあります。計画では、これ、食を育む環境づくり、未来を担う子供の食育、健康づくりと食育、食の理解と継承、この四つを基本分野として策定したところでもあります。その中で、計画書の中で、食の歳時記等々の資料も載せさせていただいたところでもあります。

これ、全戸配布をという御提案でございます。まずは、それぞれいろんな団体がありますので、それぞれで対応をしていただくということから始めてまいりたいなというふうに思っておるところであります。その中で、全戸配布をしたほうがよいということになれば、これはしていくこともやぶさかではないところでございます。村報で、そういったまた特集を

組めれば、そんなことも一つの方法であるというふうには思っておるところであります。

ただ、いろんな問題そうですけれども、村報をどのぐらい見ていただいているのかな、あるいは全戸配布したいろんなものをどのぐらい見ていただいているのかなという、こういう悩みもあるところでもあります。本当に多くの皆さんに見ていただきたいという思いで、いろんなものを出しておるところでありますけれども、なかなか見ていただけないという悩みもあるところでもあります。古い話になりますけれども、村報につきましては、定期的に、どのぐらい読んでいるのかとかいうアンケートの必要性もあるところであり、とっておりますけれども、なかなか数字が上がってこないという悩みがあるところでもあります。

また、それと同時に、本村の大問題といいますか、計画の見直し、これは県の問題でありましたけれども、子ども未来センターの問題が起きたときに、確か、十何回、村報で村民の皆さんにお知らせをしたところでもあります。しかし、実際に中止となって、いろんな知事との懇談の中でも出ましたけれども、そんな計画は知らない、見たこともないと、こういう部分の質問がかなりありました。それを見て、村は、十何回、村報で特集を組んだり、いろいろしたあのことは何だったんだろうかなという、私自身も、本当に痛感にそんな点を感じたところでもあります。

したがって、全戸配布ということも必要でありますけれども、より実践をしていただけるような方法、これも模索していく必要があるのかなというふうに思います。したがって、食育関係のボランティアの組織もありますので、その皆さんに十分検討していただきたいというふうに思っております。どういうふうにしていくことが一番こういったことを浸透させていけるのかということ、まずそこから始めてみたいと思いますので、全戸配布等々につきましては、その中から、そういうことも必要だよという意見があればさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 本当に、村の栄養士さんとか、給食の栄養士さんとか、食改の皆様、大変このライフステージに応じた取り組みをしていただいて、本当に頭が下がります。ありがたいことだなと思います。本当に、見ていただけるような配り方はどうしたらいいかというのは、またこれから課題なんだろうなと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、食品ロスゼロの取り組みについて伺います。

県でも、県のホームページを出すと、食べ残しを減らそう県民運動、eプロジェクトというものが出てきます。これを業者中心に力を入れて取り組んでいるみたいなんです。

日本では、食べ残しや賞味期限切れなどで、食べられるものが年間約642万トン捨てられています。もったいない食品ロスを減らす取り組みが、そういうことから、徐々に広がって、始まっております。年間捨てられている量が642万トン、その半分が家庭から出されています。日本人1人当たり換算すると、毎日お茶わん1杯の御飯を捨てている計算になるそうです。残り半分はお店や工場から出ております。

家庭から出されるごみを京都市が調べたそうです。野菜の皮など調理くずが56%、これは過剰除去も含まれているそうなんです、食べ残しが39%、これ、つくり過ぎて捨てられている。食べ残しのうち、買ったけれど手つかずのものが22%、これは期限切れだそうです。

以上、大きく三つに分かれるそうです。例えば、無駄な食品は買わないとか、冷蔵庫の中を確認してから買い物に行くなどの工夫をするだけで、年間18万円の食費が節約できた例もあるそうです。この取り組み、無駄遣い出費の削減、ごみの減量にもつながる、環境にもお財布にも優しい取り組みです。

また、環境省が公立の小中学校の給食を調べたところ、年間の食べ残しが1人当たりお茶わん47杯分、7.1キロだったそうです。

また、お店から出されるもの、これ、食品業界の特有の商習慣、慣習で、3分の1ルールも影響していると伺っております。

食べ物、食品ロスゼロの取り組み、これから大変重要な取り組みになってくると思います。一人一人が意識して取り組んでいく必要があります。

村でできることは何だろうと私なりに考えました。各家庭への周知、また保育園、学校給食の取り組み、そこから始めていくのがいいんじゃないかと思いますが、村長、教育委員長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 食品ゼロの取り組みであります。

これ、御指摘のとおり、ごみの減量化等々から言っても、非常に大切な問題であるというふうに考えております。

保育園の問題でありますけれども、この保育園の子供というのは小さくて、日によって食べる量にかなりむらがあります。食べ残しが無いというわけには、実態としてはいかないところであります。したがって、できるだけ無駄にならないように心がけてはいるところであります。園児が、いわゆる食事に興味を持っていただく。苦手なものにつきましても、食べるように、どうしたら食べられるかという、そういうことも考えながら保育園では取り組んでいるところでございます。

村でできることにつきましては、村民への周知、このことは必要だなというふうに思っておりますので、機会を捉えてやってまいりたいというふうに思います。

それと同時に、ごく一般的な部分で申し上げますと、宴会料理なんかはかなり残ります。この辺は大変難しいなという部分があるところであります。量が少ないと、あそこの食事はよくなかったとか、すぐそういう批判もまいります。適量に出してもかなり残るという、この矛盾というのはあるわけでありまして、その辺は大変難しいなというふうに感じておるところであります。そういった中で、いろんな宴会を見ていると、始まってすぐ、お酌に回って、食べる前にばらばらになってしまうというような状況も見受けられますので、まずはできるところからと、我々が始めていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っているところであります。したがって、いろんな宴会をやる中で、団体や各区長さんを通じながら、そういう部分につきましてもぜひ30、10の運動の習慣づけをやっていければというふうに思っております。宴会が始まったら30分は立たないと、それで終わりの10分は席に座ると、そして食べていただくという、こういうことを周知する、そのことは必要であるというふうに思っておりますので、その辺からちょっと始めてみたいなというふうに思っております。したがって、議会の最終日もありますので、そこから実践をしてみたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 時間も残り少ないですので、急いで答弁いたします。

学校の様子についてお話しさせていただきます。

各小中学校では、それぞれ年間給食計画等を組んで、何でも食べることに、残さず感謝しながら食べることをはじめ、郷土の食べ物を知ることだとか、給食のルールだとか、バランスのよい食生活など、月ごとに目標と指導内容を定めて、食育として取り組んでおります。また、各小学校では、給食週間を年に複数回設けたり、中学校では、毎月ゼロのつく日を残量ゼロの日として、生徒会が主体となって、給食を大切に考える取り組みを行っております。

先週、私も中学校へ行きましたら、生徒玄関のところにグラフがありまして、そこに、各クラスごとの残量ゼロのクラスが丸をしてありましたけれど、ほとんどのクラスが残量ゼロで、そういう現状でありました。

給食の食べ残しの量については、食材の残渣、例えば、キャベツの皮だとか、芯だとか、そういったものと食べ残しと区別して処理しているわけではありませんので、ちょっと1人当たりの量はわかりかねますが、比較的少ない量であるというふうに聞いております。

子供たちの成長期である日々の食生活につきましても、子供たちだけでなく、保護者も一緒になって考える、そういう機会を計画したり、食のあり方を家族で意識するなど、学校給食を通して、食育を推進していければ、より食品ロスの減少につながっていくものと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 本当に、給食をつくっている先生たち、しっかりと取り組んでいただいていると、私もあの現場を見て感じております。

その中で、おもしろい記事があったんですが、給食は食事センス磨く場というのがあったんです。これ、何かなと思って見ていたら、全国学校給食甲子園というのがあったそうです。その中で、群馬県のみなかみ町が優勝したと、日本一になったと。そのことが住民にかなり影響を及ぼして、食に関する関心はかなり高まったというふうに書いてあります。この食事のセンスというのは、やはり栄養バランスだとか、いろいろ考えていかなきゃいけないものなんだなというふうに考えております。

食品ロスの資料をちょっとお手元にお配りしてあります。10カ条が書いてあります。また、これ、参考にしていただければと思います。

また、この残ったもの、賞味期限が近づいたものを広域でやはり集めて、食べ物に困っている人、施設に配るフードバンクの取り組み、活動も、これから必要になってくると考えますので、そのことも頭に置いておいていただきたいと思います。

最後に、バラク・オバマ大統領の言葉です。世界を変えようと希求するときに、何もためらうことはありません。一つのよい行動が世界を変えるきっかけをつくり、不正をただしていきます。それはロバート・ケネディがかつて希望の波と呼んだものです。一つの行動が世界を変えていくのです。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

55分まで小休止いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時55分

議長（原 悟郎） それでは、続いて一般質問を始めます。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

東日本大震災から5年、東北の復興もまだまだままならないうち、今回の熊本地震が発生してしまいました。

さきの同僚議員の質問の中でも、日本の中での地震や災害の多さが訴えられておりましたが、防災白書によりますと、この日本は、地震、火山噴火など、災害が発生しやすく、世界全体に占めるマグニチュード6以上の大地震発生回数は世界じゅうの20.5%、世界の5分の1が日本で発生しているとのこと。全世界の陸地に対して、日本の国土面積はたったの0.25%、1000分の2から3の間だと思いますけれど、このことから、単純に、世界、他国の平均の80倍を超える大地震がこの狭い日本で起きていることとなります。

日本国民、我々、例えば、この南箕輪村は災害が少なく安全な村とは言われておりますけれど、今回の熊本のような直下型の大地震も人ごとではないと肝に銘じる必要があると思います。

まず、一つ目、1項目めの質問に入っていきますけれど、防災、災害時の村での情報発信や収集はどうあるべきかの質問であります。

この南箕輪村を襲うかもしれない災害にはさまざまなものが想定されると思いますけれど、この質問で私が想定する災害とは、長野県域を超えるようなより広域な災害ではなく、村、あるいは上伊那、広くても伊那谷の範囲で、地震で言えば直下型のような、局所的な災害が起きた場合を考えての上です。その上で、村行政が単独で村民向けに対処すべき情報発信や村各地の被害状況、村民同士の情報収集の必要性、あり方を考えるために質問していきます。

(1) としまして、局所災害の一例として、この村では、平成18年、天竜川河岸地域を襲った水害の際、災害対策本部が実際に体験した中で、情報発信や収集の難しさ、例えば、特に、村の防災担当は災害対策そのもの、あるいは被害についての情報収集に追われていたと思うんですけれど、時間を追って、刻々と状況も変わるのでしょうから、マスコミさんがその防災担当、役場に情報を求めてくることもあって、その情報発信の対応に苦労されたというような点も耳にしております。村の情報発信や収集に苦労、苦慮した点はどんなものがありましたか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、小坂泰夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

情報発信、収集等々の問題で、平成18年災害の状況からの質問であります。

御承知のとおり、平成18年の豪雨災害は、村で初めて避難勧告や避難指示を発令した災害でありました。このときのことを思い出すと、本当に大変な年だったなというふうに思うところがあります。しかし、おかげさまで、村ではいち早い対応をとったこともあり、大きな災害を出さずに済んだ、このことはそのとおりだというふうに私自身も思っております。

一番、私が悩んだのが、避難勧告、避難指示を出すタイミングであります。これは、本当に難しいなというふうに思ったところがあります。早目に発令することがより大切であると

いう思いで、あの災害につきましては県下で一番早く発令を出させていただきました。このことは本当によかったなというふうに思っております。今、盛んに言われることは、発令につきましては空振りでもいいという、このことがよく言われておりますので、これからも、あのときの状況を踏まえまして、早目、早目の対応をとっていきたいというふうに思っております。ただ、本当に悩んだことは事実であります。本当に出していいのかどうかという、このことが長に求められる決断であるんだなということを痛感したところであります。

情報収集の部分でありますけれども、当時の情報係というのは2名体制で対応しておりました。現在は3名体制ということで、1名ふえておるわけでありまして、かつて平成18年のような災害というのが、昔はあったんでしょうけれども、ずっとありませんでしたので、職員も経験がなかったところであります。そういったことを考えますと、本当に混乱もしたことも事実であります。

その一番は、やはりマスコミの対応であります。次から次へと、どうなっている、どうなっているという、こういう部分の問い合わせが殺到しまして、電話対応に追われておったなという、このことが一番の反省点でありました。また、避難所での情報収集に関しましても、情報収集に向かった職員までが避難所運営の手伝いをする、せざるを得なくなってしまうという、こういう状況も生まれたところでありまして、情報がなかなか本部に集まらないといったこともあったところであります。

こうした経験から、避難所の運営主体を自主防災会にお願いをしたり、職員体制や情報発信の方法を見直したところであります。避難所へ張りつく職員の配置等々につきましても見直しを行いました。職員につきましても、保育所の職員も全て対応するというようにしてまいったところであります。マスコミの対応につきましては、これは1人で行うということ、情報収集をして、1カ所へ集めて、1人が発信をするということをしていかないと、これはそれぞれで答えてはどうにもならないというふうに感じたところであります。

そういったところは、これからは生かしていけるんじゃないかなというふうに思っておりますし、のべつ幕なしというわけにはまいりませんので、時間を区切ってやっていく、このことの必要性も感じたところであります。そういったところは、これから十分に生かしていけるんじゃないかなというふうに感じておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今のお答えで、本当に当時、10年前ですけど、まず大きな情報発信の一つとしての避難指示を、村長、決断されて、そのことから、今の天竜川の災害から教訓が相当あるようすし、それが役場の皆さん、防災、災害に対応される方々の今後の対応にぜひ生かしてもらいたいと思います。

(2)の質問としまして、災害発生当初は、被災地は、いわゆる停電することも多く、被災者が情報を得るには、この現代、例えば、今回の熊本地震であっても、電池で聞けるラジオ放送が役に立っていたようです。比較的身近な、ローカルなということですが、身近な情報を流すラジオ局にコミュニティFMというものがありまして、この近隣では、飯田圏域の飯田FM放送や諏訪圏域のLCVFMなどがあります。それらに倣ってか、この上伊那圏域でもローカルFMについて検討したことがあるように聞いておりますけれども、その経緯につい

てお聞かせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） FM放送の御質問であります。

検討した経過はございます。平成25年から26年にかけて、上伊那広域連合で臨時災害放送局設置について検討いたしました。この中では、伊那ケーブルテレビに委託という方向で検討を進めておりましたが、費用対効果等々の問題によりまして、まず伊南地区が不参加となりました。それ以降、伊那・伊北地区での設置を検討しておりましたが、地理的要因から放送電波が確実に到達するという範囲が限定されており、広域として同一条件にて取り組むことが困難であるという判断をしたところであります。したがって、それ以後は検討していないところであります。検討をいたしましたけれども、なかなかこれは難しいという部分であります。電波の問題、それから広い範囲でやるには同一条件というわけにはまいりませんので、この辺をまた災害の状況等々、今、いろんな災害が起こっておりますので、FM報道の必要性というのは理解しております。しかし、なかなかお金もかかりますし、大変な問題でありますので、必要があればまた検討はしていかなければならないというふうには感じておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、今の村長の御答弁に対して、一つ提案をしたいと思っております。これはお答えはいただかないつもりで提案しますけれど、飯田FMもLCVFMも、皆さん、今どきですので、スマートフォン、スマホですね、スマートフォンをお持ちの方、結構多い時代になっているかと思っておりますけれど、そのスマホの、いわゆるアプリというやつなんですけれど、ネット上からアプリを通じて、携帯のスマホでラジオの電波が届かないところでも、日本全国、世界から、私も、例えば、飯田FM、諏訪のLCVFM、聞いております。例えば、スマホのアプリを生かして、ラジオの電波局を使わずに情報発信することもできますので、そこら辺、価格も非常に安価になってきますので、ぜひ今後、御検討いただければと思います。

（3）の質問に入ります。

今、インターネットの利点につきまして、とにかくインターネットのよいところは、情報が早く、迅速に流せる点であります。そういったことで弊害も多々あるわけですが、この村にも災害が発生した場合、南箕輪村のインターネット上のホームページ、トップ画面が通常、日常のものから、緊急災害対応のトップページに変わるそうなんですけれど、過去の防災訓練の際などでも試みられているようで、そこから、私の今度は提案を数年前行いました。数年前、大雪の災害が村を襲った後にも、議会の場で、私から、佐久市長のSNSの活用例を示しました。例として申し上げますけれど、例えば、今インターネットで大雪、佐久市とネット検索しますと、こういうタイトルで、大雪の佐久、市長のツイッター活用に称賛の声と、いまだにトップで上がってきます。どういうことをされたかと言いますと、市長が個人、佐久市長個人がツイッターをやっておられたわけなんですけれど、ツイッターの仕組みとしましては、私は今フェイスブックをよく使っているんですけれど、市長の投稿できるところに、佐久市の市民がどんどん情報を入れていけます。昔で言うと、掲示板みたいなものなんですけれど、そこに、私の地区、私の地域ではこんな大雪の状態です、足の深さは

こんなもんです、車はこんなふうに動けませんというような画像をどんどんどんどん佐久市の方が入れて、佐久市の現状が本当に逐次、どんどん、市民の更新によって情報が流せたということで、いまだに称賛されているというわけです。

そこで、さっき村長の平成18年の対応に苦慮した、マスコミ対応で情報発信に苦慮したお話もありましたけれど、行政からの情報発信に、例えば、ネットも活用するのは当然の時代だと思うんですけど、特に災害時には、例えば、今言ったような、昔で言う掲示板、今で言うところのSNS、ソーシャルネットワークサービスかな、を活用して、地域や災害現場、あるいは避難所など、村内各所から、例えば、消防団員さんや住民の目で直接見た情報、あるいは、今どきスマホだったら画像をどんどん撮れるんですけど、その写真、画像を住民や消防団員さん、今、特に活用されていますSNSを使って、それらを住民が互いに情報発信をそれで知ることができることで、二次被害を抑え、住民の不安を少しでも減らすこと、つまり村の役場の直接の手をかけずとも、住民同士が持っている情報を住民の手で流してもらうことができますので、そういった点、検討してはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） SNSの問題、活用の問題の質問であります。

御指摘のとおり、村のウェブページにつきましては、災害時には災害専用のトップページとなり、災害専用の情報発信ツールとなっております。緊急情報用のフェイスブック、ツイッターも、災害時に運用することとしております。そういったことも運用することとしておるところであります。

議員御指摘のとおり、このツイッターというのは、ユーザー数が多く、コメントへの反応や情報の拡散の速さが大きな特徴であります。したがって、災害時における被害状況、人命救助や避難所の情報の発信など、これまでにないインフラとして、今では大きな役割を果たしているというふうに私自身も思っておるところであります。活用はしていく必要があるというふうに考えております。

ただ、弊害として、誰でも書き込みができますので、ツイッター上の情報が全て正確とは限らない、こんな弊害もあるところでもありますけれども、災害時はそう言っておれませんので、こういったSNSを活用、運用していかねばならないだろうというふうに思っておるところであります。

したがって、これから活用方法等々を検討してまいります。早期にそういったものをしていければというふうに思っておるところであります。

佐久市長の例も出されました。今、首長も、このフェイスブックを発信している首長がかなり多くなってきました。上伊那でも、隣の箕輪町長さんが毎日発信をしているようであります。私も見習わなければいけないというふうには思っておりますけれども、なんせアナログ人間でありますので、弱ったなという思いもしておるところでございますけれども、これからはそういうことも必要だなと。いかに情報を発信していくか、村としての情報、そして首長としての情報、こういうことは本当に必要なことだなというふうに思っております。

災害時の問題につきましては、今申し上げましたように、役割が大きいわけありますので、これはしっかりとしていかなければならないというふうい思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番 (小坂 泰夫) 今、村長の答弁の中でありました災害時でも、例えば、間違った情報というか、よっぽど言うと悪用ということになるかと思います。そういった投稿に関しては、管理者が削除することができますので、業務に追われている中で、そういった点を管理というか、観察するのは本当に難しい点もあろうかと思いますが、村民に余りにも不利益な、悪意ある情報のようなものは削除できますので、そういった点、指摘しておきます。

二つ目の項目の質問に入ります。

地区要望、地区計画に上がらない地域からの要望について、声の吸い上げ方、地域の合意形成のあり方を問います。

私、この後、ちょっと一つの事例を示しますが、今回の質問、事例を示すのは、その事例が、事例の解決ありきではありませんで、質問の意図を明確にし、村内他地域でも起こり得る、あるいは起きている問題あろうかと思います。皆さんにも思い浮かべていただきたく、一緒に考えていっていただければと思います。

一例です。このたび、村内の春日街道沿い、田畑地区、場所で言いますとセブン-イレブンの大泉南の交差点から300メートルほど南に行ったところなんですけれど、新しく横断歩道ができました。そのそばの春日街道西側アパートに住む児童生徒たちの通学路として、かねてから要望があったそうで、同僚議員の働き等により、念願が叶ったと聞いて、このことは本当に素晴らしいことだと思います。ただ、少し懸念のようなものが生じてしまったのは、アパート住民の方が直接の区民ではなかったためか、地元の地区要望にはこれまで今回できた横断歩道についての要望は上がってこなかったがために、完成した横断歩道を始めた見た近隣の、アパートの方でなく近隣の住民は、経緯を知らないとか、わからなかったことにより、例えば、近隣のほかの箇所でも交差点の改良や横断歩道をつけてほしいような要望もある現場がありますので、何かしら、自分たちのもとからある要望が後回しにされたような誤解なんですけれど、不信感が生まれている事実もあります。今回の経緯、認識を共有することで、そういった不信感を除いて、今後のあり方を問いたいので質問いたします。

(1) としまして、地区要望以外、例えば、区や組の未加入世帯、未加入の方々が多いエリアの要望の件数とか、実情、対応はどのようにされているか、お尋ねします。

議長 (原 悟郎) 唐木村長。

村長 (唐木 一直) 地区要望以外の質問でございます。

事例のあった件につきましては、私のところへは連絡がありました。そういう要望でつくことになりましたという連絡はありました。その後、私の対応として、地元区長さんに連絡すればよかったんですけども、それが怠ったということで、若干不信感を招いたのかなというふうに、今の質問で感じたところでもあります。

この件に関しましては、地元の住民要望、地区要望ということではなくて住民要望ということで捉えているところであり、また同時に、県道であり、必要な用地につきましても、要望者が確保していただいたということで、県もつけたという部分があるんじゃないかというふう感じたところでもあります。それによりまして、あの地域の子供たちの交通、通学の安全性が確保できたということでもありますので、私はそれはそれでいいことだなというふうに思っておるところでもあります。ただ、他のそういう部分の要求、なかなか通らないという部分、これはケース・バイ・ケースと申しますか、場所によってかなり違いますので、その点は御理解もいただきたいというふうに思います。

地区要望以外の要望がどれくらいあるかということでもあります。実態としては、これは余りありません。一番多いのが軽微な修繕関係、これはかなり上がってまいりますので、そういったことにつきましては、すぐ対応できるものについては対応をしておるところであります。そういった中でも、多額な費用にかかるものにつきましては、翌年度以降の地区要望として調整していきたいということで対応しているところがございます。したがって、地区要望以外の要望というのは余りないということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、（2）としまして、今、地区要望以外の声は余り上がってこないというふうに、村長、お答えになられました。上がってこないけれど、聞こえてこない感じがするけれど、実際にはあるのかもしれないということがあろうかと思えます。今後、住民がふえ続けているこの南箕輪村で、特にアパート住民など、区、組の未加入世帯、地域がふえることも想像できますので、地域の隣組や区民、または区の役員などで地区要望を取りまとめ、現在、村に上げていく流れ、仕組みは、もちろん継続していく、よいことだと思いますけれど、未加入などの声を、行政、あるいはそこに該当する区が吸い上げ、地域の合意形成を図る、例えば、行政が調整、仲介役になるということだと思わうんですけど、そういったことが、未加入の世帯、エリアに関しては容易ではないと思います。そこで、行政側が、まず地域や住民に協力を求めたいことがあればお尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地区要望の考え方であります。

村は、毎年、地区計画事業というのを区へお願いをしておりますし、直轄区、神子柴の直轄地域にも要望の取りまとめをお願いしております。これは、計画的に住みよい地域環境づくりをしていくという点では継続してまいりたいというふうに思っております。と同時に、自助、共助、公助、このコミュニティの一翼を担う面もありますので、継続はしてまいります。合意形成のできたものを上げていただくということは大切なことであろうというふうに思っております。

それ以外の、アパートだとか区に加入していない人の声をどう吸い上げていくのかということ、これは本当に難しいことでもあります。と同時に、地区との合意形成を図る。これは、今、議員御指摘のとおり、容易なことではないというふうに思っております。したがって、これは個々で上げていただかないと、とてもそれは無理だというふうに思っております。その中で、必要だと思われることにつきましては、これは考慮していく必要があるかというふうに思います。住民でありますので、必要であれば、本当に真に必要なことであるということであれば、考えていかなければならないというふうに思っております。アパートにつきましては、個々で上げていただくということでやむを得ないというふうに思っております。

ただ、一戸建て世帯の区に入っていない方々の要望につきましては、区に入っていないことが一番かなと、このことに尽きるわけでありまして、余り、これをやってしまいますと、行政の不公平感ということもありますけれど、区の加入者との問題もありますので、この辺は慎重にやっていきたいなというふうに私自身は思っております。

加入問題でありますけれど、最近、かなり入っていただけるようになりました。これは、

窓口の強化というのが功を奏しているのかなというふうに思っております。職員が時間をかけて説明しておりますので、加入というのが進んできておるように思っておるところであります。先日の日曜日も、北殿の運動会に出席させていただきましたけれども、区長さんの挨拶の中で、1年間に十何世帯といたしますか、加入があったというような報告がありました。本当に進んでいるんだなということを感じたところでもあります。こういったことは、村も積極的にやっていきたいということでもあります。容易なことではないということは御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫）では、これのちょっと再質問をいたしますけれども、今、村長が、加入問題については大分、最近入るようになられたと御答弁ありましたので、戸建てで結構ですから、パーセンテージなどわかりましたらお知らせいただきたい。そういう声も聞こえました。

そして、もう一つが、先ほど、(1)の質問で、村長の答弁の中に、村長は横断歩道ができるとは知ったんだけど、地元の区長に知らせなかったと、唐木村長にしては珍しいなと思ったんですけど、この質問をするに当たっても、私も地元の区の役員の方とちょっと話をしてきまして、そういう中で、例えばですけど、村を正規には通じない事業、村の担当の手によらない事業であっても、仮にそういった何かできるんだと、修繕されるんだとか、そういった情報がありましたら、区や地域に何らかの形で、村が直接事業しなくても、おろしてほしいとか、伝えてほしいという要望もあります。その点でお答えをいただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直）先ほども申し上げましたように、私のところに連絡があった、そのことはそのとおりでありますので、連絡があった時点で、地元区長にこういうものができますよという話はすべきだったなというふうに反省を、この質問をいただいて反省をしたところでもあります。そういったきめ細かなことまで気を配っていかなければならないということで痛感をいたしました。これからは、そういう部分、余り例はありませんけれども、やっていきたいというふうに思います。

区の加入の部分であります。

この点につきましては課長からお答えしますが、この区の加入の問題につきましては、捉え方によって各市町村まちまちのところがありますので難しいなというふうに思います。アパートを1戸として数えているところもありますし、アパートを除いて加入率を出しているところもありますので、そんな点はうちの場合は生の数字ということで捉えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦）時々で、ちょっと数字が変わってくる、変動してくるかと思っておりますので、一概にはあれなんですけれども、直近では約92%が戸建ての方の区の加入率となっております。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫）ありがとうございました。

それでは、3項目めの質問に移ります。

通称というんでしょうか、水保全会、事業名というか、今回の補正予算にも上がってきておりますけれど、多面的機能支払事業の活動についての質問であります。

例えばなんですけれど、田畑の水保全会、私、たまたま事務局をやっておりますので、平成25年度に活動を始めて4年目となりまして、それでも田畑の区民に活動目的とか、下手をするとその組織の存在すらまだ浸透していない感もございます。

今年度、新たに北殿さん、南殿さんもできるというふうにお聞きしまして、全村のうちの8地区に広がるということで、また、これ、例えばなんですけれど、田畑の保全会の活動例をちょっと挙げさせていただきますと、大方の保全会さん、どこの保全会さんでも、例えば、全区民が草刈りや水路のいざらい、またごみ拾いなど、水路周りのごみ拾いなどされているかと思うんですけれど、それに加えて田畑の場合は、活動の2年目、平成26年度から草刈りサポーターと呼ぶ有志を募りまして、現在は二十数名が登録されております。主には、農業者がほとんどなんですけれど、サラリーマンの方も入っておられまして、対象地域の各所を巡回して、水路のあぜ草を定期的に草刈り、また年度ごとに1カ所ずつというのがゆっくりではあるんですけれど、荒れ地と化してしまった、有害虫、虫の発生や鳥獣の住み家になったり、また大木も伸びてしまったような耕作放棄地を、農業委員さんや区の役員さんの協力で、地権者に、手を入れたり、作業費を求めることをしながら、了解を得て放棄地の解消を進めてきている現状があります。

今後、この8地区に広がる保全会同士の情報交換や活動と効果の向上、地区住民、全村の村民の皆さんが認識を共有できるように、多くの協力を目指せたらよいかなと思うんですけれど、保全会同士の情報交換をしてほしいということなんですけれど、村の見解とできる協力体制についてお尋ねします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 多面的機能支払事業の御質問でございます。

現在6地区で活動していただいておりますし、6月7日には南殿地区で環境保全会設立総会が開かれ、6月14日、昨日でありますけれども、北殿でも設立総会が開かれ、活動組織が立ち上がりました。これで8地区となりました。この事業、かなり前からありますけれど、南箕輪村の場合は、たまたま申し上げますけれど、本当に難しい事業だなというふうに思っておりました。というのは、転入者が多くて、それぞれの地域コミュニティの問題からして難しいのかなというふうに思っておりましたけれども、8地区ということで、本当にありがたいなというふうに思っております。

各地区の活動内容につきましては、それぞれ違いはあるところではありますが、最低限の事業というのはやっておるところであります。農業農村のさまざまな機能の維持保全という、環境保全という点でも、本当にありがたいなというふうに思っております。景観形成だとか、農村文化の継承などの活動等を行っていただいている会もあるわけあります。こういったことも本当にありがたいというふうに思っておりますし、こういった会の中から、学童といいますか、子供たちを中心とするまんの会というようなものも発足いたしまして、活動しております。こういった文化的な継承というところまで発展していただければ、村としてもありがたいことでもあります。そうした活動が、集落の維持やコミュニティの向上にもつながってくるところであります。同時に、本村では、本当に一番必要

な協働、共助という部分がしっかりと成り立っていくんじゃないかなというふうに思っております。

連絡会等々の御提案であります。8地区となりましたので、全村的な事業となってきた、このこと、こういうことになりましたので、そういった連絡会的なことは開催をしていく必要があるというふうに思っております。各会の情報交換をしながら、いいところを取り入れて生かしていただくという、こういう面からすると、そういった連絡会を開いて、意見交換をしていかなければ、なかなかわからないという実態がありますので、連絡会設置をしてみたいと、設けてみたいというふうに思っております。その中から、さらにそれぞれの組織が発展、充実をしていただければというふうに考えておるところであります。

特異の部分といたしましては、地域活動という点では、田畑の半沢だとか、神子柴のかま塾だとか、先進的な部分もありますので、そういった活動、あるいはまんの会はかなり広がってまいりました。お土産までつくるようになりました。そういったことを考えますと、こういった活動がさらに充実していくことによって、それぞれの地域が発展していくんだなという思いはしておりますので、連絡会をつくってみたいということでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） また、連絡会ができればありがたいと思いますし、担当課や係の方も、また苦労もふえるので大変かとは思いますが、できる協力はよろしくお願ひしたいと思ひます。

四つ目、最後の質問に移ります。

障害者のためのグループホームの建設を検討されてきた経過があります。検討委員会から建議書が上がっておるんですけど、その後の進め方として、担当課は苦慮されているんじゃないかなと想像しております。私自身、障害者支援の仕事をしている身としても、ぜひ協力したいと思っておりますので、まずは、そのグループホームのこれからの建設に当たっての今の現状と課題、今後想定する進め方を聞かせてください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） グループホームの御質問であります。

検討委員会から建議書が出されました。建議書の中では、地域で自立して暮らすための場所として、障害者グループホームの設置を早急に推進し、村が施設整備と運営を担う民間事業者を公募選定にするよう建議されておるところであります。附帯意見として、経験豊富な民間事業所の中からというような意見もついておるところであります。

一番の悩みは、やってくれるところあります。このことが一番の悩みとなっております。今、村では、施設整備事業の経費に対する補助制度の創設も考えておるところあります。そういったこと条件整備をしながらやっていただけたところを探していくということも必要であるというふうに思ったところあります。

また、この事業の現状では、県単事業を廃止して、国庫補助事業のみが存続しているところあります。この国庫補助事業につきましても、予算額が限られておまして、この採択にはなかなか苦勞もして、数年を要するというところであります。福祉事業団の事業でさえもなかなかついてこないという、こんな悩みもあるところあります。箕輪の企業が村内に用

地確保して、事業団の部分で施設をやりたいということで国庫補助申請を出しました。私も直接、当時の健康福祉部長にお願い、要請をしたところでありますけれども、これもなかなか難しいという面があるところであります。

そんなことで、施設をつくる部分につきましては、これは事業費の部分がネックになっておるといふふうに思います。ただ、手をこまねいているわけにはまいりませんので、村も補助制度をつくったり、県内の民間事業者誘致に向けた相談や働きかけも進めていかなければというふうに思っておるところであります。

議員もそういったところにかかわっておりますので、またよい知恵がありましたらお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） この後、再質問しますけれど、私としては、できたら担当課長あたりにお答えいただきたいなと思っているんですけど、今、村長の答弁ありました、本当にこのグループホームを建設する費用の問題も非常に大きいわけですけど、実際に運営してくれる事業所、民間事業所を見つけるというのは本当に大変なことだと私も思います。

そこでなんですけれど、建議書の内容について、今、村長の答弁ありました。私からはその内容について特段申し上げませんが、そこから見られることで、すなわち建設もお金がかかるわけだけれど、やってくれる事業所が建議書の内容のようにグループホームを運営していくのは非常に厳しい内容になっておりますと。簡単に申しますと、グループホームというのは、正直、もう本当にもうかる仕事ではありませんので、人件費が通常8割、経営の8割を人件費が占めているそうです。

そういう中で、今回、建議書から上がった内容を想定しますと、いわゆる世話人とか、生活支援員、また管理者やサービス責任者とかが必要になってくるんですけど、皆さんも想像していただければいいんですが、グループホームを、障害の方が入れられるわけですから、世話をする人という世話人が1人、そして障害支援区分程度というのがあるんです。障害支援区分が、例えば、高齢者の介護で、介護度でちょっと考えてもらおうと想像つくかもしれませんが、1から5が高齢者の要介護の区分ですが、障害者には1から6の障害支援区分で、基本的には3以上の方が入れられるのかなと、要望されている住民の方、利用予定の希望者の方がおられるかと思うんですけど、その支援区分が、通常、恐らく4ぐらいにはなるんじゃないかなということと考えますと、利用者6人に対して生活支援員を1人つけられる、6対1にしかならないということで、要は、生活支援が1人しかつけられない。1週間、土日もなく運営するグループホームに、世話人さんはもちろんのことなんですけれど、もう一人の生活支援員さん、どちらかがどちらにしても、食事をつくったりとか、その食事のための買い物に行ったりとかで、結構本当に大変な、現場では実際にその生活支援員になってくれる、仕事をしてくれる人を探すのも本当に大変な現状があるんですけど、その中でも、この建議書の要望の内容によってしまうと、生活支援員が1人しかつけられないとか、非常に経営していくには厳しい内容が盛られてしまっております。

そういうことからしまして、さっき村長の御答弁の中で、まだいつぐらいに、例えば、この事業所を募集するんだという期限、ちょっとお答えにならなかったもので、その期限、いつぐらいには少なくとも募集したいですという、その進め方と、あと、今、私が言いました、

建議書の内容をそのまま事業所の募集要項に細かく上げてしまいますと、本当にやってくれる、手を挙げてくれる事業所が出ないとか、されても、本当に運営が破綻してしまうというようなことになりかねないと思いますので、その点、どんなふうに担当課としては考えたり、また今後の進め方、予定されているか、お答えをお願いします。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） ただいまの建議書にかかわる附帯意見が検討委員会のほうから提案されました内容について御質問いただいたところでございます。

かなり細かな点まで、検討委員会のほうから附帯意見の提案をされているわけでございますけれども、これに関しましては、全て100%この附帯意見どおりには、なかなか思うようには、実際にはできないものなのかなとは思っているところであります。また、この点は、理事者とも御相談しながら、できる範囲内で、まずはグループホームを設置するというような点を専決要件といたしまして実施できればというように考えているところであります。

それから、あと、募集の期限ということでございます。

実際、これから募集といいますか、補助要項的な部分を検討してまいるところでございますけれども、基本的には建設費といった部分も考えて、基本的にはそこを考えているところであります。ただいまの議員からの御提案の中では、その運営にかかわる人件費的な部分というようなこともございましたけれども、その運営に当たってのサービス費といいますか、報酬ですか、報酬単価的なものも市町村からのそういった支援がある場合には、そういったサービス費や何かもカットされるというようなこともお聞きもしておりますので、そういった点も考慮して、補助的な部分もさらに検討を深めていきたいと思っているところであります。募集時期につきましては、この要項、今年度中には補助要項的なものを確定しまして、また理事者との御相談にもよりますが、これ、予算等の都合もございまして、あと、その要項ができた時点で、また募集期限等も検討させていただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 最後、要望だけお伝えしておきたいと思いますが、例えばですけど、単純に、小人数のほうがアットホームな雰囲気が出てよいんじゃないかという、素人考えと言っちゃ失礼なんですけれども、そういうふうに思うところもあるかと思いますが、そうすると現状は、言い方は悪いんですけど、利用者さんがこたつにぽつんとずっと座っているというようなことになりかねないという現場からの指摘もあります。細かいことで恐縮ですけど、1部屋、利用者さんが本来使っている部屋以外の1部屋を、たまに体験や実習として入れるような1部屋を余分につくってくれっていうような要望もあるようで、その場合に、もとの利用者の人数が少ないと、本当にやり切れないことになってしまいかねません。ぜひ、ここら辺、この地域でもグループホームを経営されている先駆者がおりますので、私としても、担当課長、担当係と一緒にその先駆者に情報を聞きつつ、募集要項等をぜひよいものをつくっていただきたいと思っておりますので、そんな点も御理解いただければと思います。

以上で、私の質問を終わりにします。

議長（原 悟郎） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

このたび、熊本県を中心に発生した大地震は、甚大な被害をもたらし、いまだに続く余震で、被災地の不安はおさまっていない。亡くなられた方々への御冥福と被災された方にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い収束と被災地の復旧、復興を祈るところであります。

それでは、さきに通告いたしました5項目について、村長にお伺いいたします。

防災についての質問には、重複する問題がありますが、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1項目めの村の防災対策についての1件目の地震への防災体制への見直しはあるかについてをお伺いいたします。

5月22日付の報道、サンデー評論によると、片山善博氏が鳥取県の知事時代に体験した鳥取西部地震についての経験が書かれております。

片山氏は、若いころ、熊本県庁での勤務経験もあり、熊本県での防災面では、風水害と阿蘇山の噴火などに力を入れており、地震に対しての心配は薄かったようであります。そのような熊本で大地震が発生した。大きな地震を経験したことのない地震空白地であっても、いつ何どき大地震に襲われるかわからない。全国の自治体も、改めて防災体制を真剣に点検する必要性が書かれております。

鳥取西部地震発生後の初動とその後の復旧、復興を通して助けられたことは、事前の準備とそれに沿った関係者の協力であった。他の自治体も参考になると思われる事柄も上げられております。まず、防災計画や災害発生時の対応マニュアルの点検と見直し、震災訓練の内容も、ひたすらシナリオを読み合う年中行事的な訓練から、市町村長や県幹部が状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、大幅に刷新した。

最後に、全国の各地域で、いま一度、自分たちの防災体制を具体的かつ真剣に点検してみることが重ねてお勧めするで閉じられています。

それではお伺いいたします。

南箕輪村地域防災計画を含め、見直しなどの考えがあるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

防災関係で何項目か質問をいただいております。

防災対策の見直しの御質問であります。

見直しにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、地域防災計画、見直しをしていくということをお願いをしたいというふうに思います。

今回の熊本地震では、震度7の揺れが続けて起こったと、本当に珍しい地震であります。そんなことで被害が甚大になったところでもあります。

災害につきましては、台風などは事前の防災対応が可能ですけれども、この地震というのはなかなか難しいところでもあります。したがって、防災から減災ということを重視

した取り組みが重要であるというふうに言われてきております。一番大切なことは、やはり住民意識をどう高めていくかということであります。熊本地域も、比較的安全な地域と言われたところで大地震が発生しましたので、この地域でもいつ起こるかわからないという、そういう住民意識を高めていく、このことは大変大切なことだなというふうに思っておるところであります。

問題は、地震が起こったときには、各地区の自主防災組織や住民の方々の御協力がなければどうにもなりませんので、こういった点では行政だけではなく、地域の防災力をどう高めしていくか、このことを主眼としながら、体制の見直しを進めておるところでございます。

申し上げましたとおり、村としては、防災計画の見直しを行う予定であります。そういった中におきましては、今回の地震対策の状況も加味しながら見直しを行っていききたいというふうに思っておりますし、防災力の強化を図っていききたいと思っておるところであります。

地震につきましては、行政だけで対応するということは本当に不可能なことでありますので、自主防災組織を中心としながら、地域住民の全体的な協力をいただきながら対応していかなければならないというふうに思っておるところであります。他人事ではなくて、自分のこととして捉えて考えていただく、このことが一番重要なことだろうというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） いざというときに役に立つ防災計画、災害発生時の大混乱の中でも、適切で的確な対応ができるマニュアルとなることをお願いします。

2件目の南海トラフ地震の防災対策についてをお伺いいたします。

2012年、内閣府中央防災会議より、南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域など及び被害想定について発表されております。最悪のシナリオは、死者32万3,000人、被災地人口5,900万人、30都道府県が被災し、太平洋側都市・地域が壊滅的な被害を発生する。超巨大災害であります。内閣府中央防災会議が示す南海トラフの巨大地震の想定域では、これまでに100年から150年間の周期で巨大地震が発生している。南海地方の地震は30年以内の発生率が60%程度であり、東南海地方の地震は70から80%とされております。

地震の規模は、断層のある部分で大きくなるケースがあり、伊那谷断層も走り、巨大地震の発生による南箕輪村の震度の想定では、震度6弱が想定されています。震度6弱での被害は、木造建築の傾斜、倒壊などの被害が出る。村地域防災計画の震災対策編の第5章に、東海地震に関する事前対策活動としても上げられております。以前にも南海トラフ防災推進市町村指定の折にも質問しておりますが、南海トラフ地震の防災対策についての考えをお伺いいたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御承知のとおり、本村は、平成16年に東海地震の強化指定地域に指定されました。その後、平成26年3月に、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたところでもあります。このことは、南箕輪村が影響を受ける震源域が東海沖だけではなくて、南海地域にまで広がることになることから指定されたとして理解をしておるところであります。この指定によりまして、新たに対策をとるということは考えておりません。これまでの地震対策をさらに充実させていくこと、東海地震と南海トラフ地震、分けて考えるわけには

いきませんので、今までの地震対策をさらに充実させていくことが必要であるというふうに考えておるところであります。したがって、そういった面を含めまして、地域の防災計画というのを見直してまいりたいということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 6月号の村報の中に、折り込みで、「災害に備える」が配布されており、災害から自分の身を守る、また隣近所の助け合いの大切さなどが書かれており、村民の皆さんにぜひ読んでいただきたいと思うところあります。

続いて、3件目の耐震診断と耐震リフォームの推進についてをお伺いいたします。

耐震診断及び耐震リフォームについての質問は以前にも行ってあります。

このたびの熊本県を中心とした一連の地震で、木造住宅の倒壊が目立っており、昭和56年5月より以前に建てられた旧耐震の建物の倒壊が多く、一部は新耐震の木造建築にも被害が及んでおります。

また、長野県では、ことし3月の29日付で、住宅建築物耐震改修促進事業による長野県木造住宅耐震診断士の事業を来年度以降も継続することとし、登録書の有効期限が平成32年度まで延長されました。以前の質問の答弁で、個人住宅で耐震診断が必要な数がおおむね1,500軒あり、診断を実施した件数は432軒で、耐震補強の工事が完了した件数は2軒の答弁でありました。現在までの耐震診断及び工事の完了の件数はどうであるか。また、南箕輪村第5次総合計画前期基本計画基本目標3の安心・安全に暮らせる村の中に、耐震化の推進が上げられております。村民の皆さんの関心も引く、大変とも思われます。村民の皆さんの安心・安全の村づくりのために、どのような形で推進を行うかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 耐震診断の関係の御質問であります。

耐震診断につきましては、昭和56年以前の木造建築物が耐震診断の対象となってまいります。平成27年度末現在で木造住宅が約1,500戸、建物があります。昭和56年以前の建物ということあります。平成14年度から実施しました簡易診断、精密診断で診断を受けた方は、簡易診断で408軒、精密診断で85軒、これの件数が診断済みとなっております。それを受けて、耐震補強を実施した戸数は5軒であります。これは、60万の補助制度がありますけれども、5軒ということあります。

耐震診断の中で1未満に判定された建物、これは倒壊するおそれがあるということありますので、耐震補強が必要であります。そういった中で5軒という、こういったことで進んでいないのが実態であります。これは個人的な事情もありますので、なかなか進んでいかないということあります。

村では、本年度中には南箕輪村耐震改修促進計画第2期を策定し、目標を設置して、具体的な対策を図っていきたくて考えておるところであります。県の耐震改修促進計画で、リフォームと関連した耐震改修や古い建物の耐震改修を行い、空き家の有効利用の促進なども目標に掲げられましたので、村の計画も、従来の耐震改修制度に幅を持たせた計画にすることを検討もしておるところでございます。そういったことで耐震化が進んでいけばというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 耐震工事には、費用もかかり、なかなか進まないと思います。安心・安全の村づくりのために努力をお願いし、4件目の豪雨災害の対策についてをお伺いいたします。

2006年7月の豪雨災害から10年になります。近隣の市町村では、多くの災害が発生し、犠牲者も出ました。村では、早い時期の避難指示などの対応で、最小限の被害にとどまりました。また、昨年9月には、北関東豪雨により、鬼怒川の氾濫による甚大な被害となっております。2006年の災害は、激甚災害の適用で、天竜川の河床を下げる対策を行い、以後、大きな豪雨もなく過ぎております。村でも、南原に雨水排水調整池や降雨計の設置などの対策を行っておりますが、まだ未改修の河川、用悪水路などの改修が必要な水路も多く残されております。改修なども含め、豪雨災害への対策のお考えをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 豪雨災害の対策の御質問であります。

さきの議員からも質問がありましたけれども、平成18年の豪雨災害からちょうど10年となりました。このときは、おかげさまで村は、先ほども申し上げましたけれども、長野県で一番早く、避難勧告、避難指示を出して、被害がほとんどなかったということで、本当にありがたいことだなというふうに思ったところであります。

この災害を受けまして、御質問にもありましたけれども、天竜川につきましては激特事業によりまして、災害復旧が終わっておるところであります。河床もかなり低くなりましたし、安全な状況であるというふうに思っております。また、本年度、河川断面の測量を実施し、状況調査をしていく予定となっております。

村におきまして、この防災マップの見直しをしたときに、浸水想定エリアを明示したり、想定区域内の電柱等に浸水高を表示するなどの対策を講じてまいりました。したがって、自分の住んでいるところがどの程度の浸水になるかということ、住民の皆さんに周知をしたところであります。村が管理する小河川につきましては、計画的に改修を進めていかなければならないと思っておりますし、現在も改修を進めておるところであります。そんなことで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 地震と豪雨災害はいつ何どき起こるかわかりません。有事のときの対応ができるをお願いし、5件目の大規模災害時の業務継続計画の作成はいつになるかをお伺いいたしますが、先ほど質問順位1番の方の答弁がありましたので、このことについては割愛をさせていただきます。

それでは、続いて、2項目目の自主防災組織の充実についての質問の1件目、自主防災組織の強化対策についてをお伺いいたします。

組織は全国で立ち上げられていて、カバーされている世帯数の割合は81%にのぼる。

今回の熊本地震で多数の住宅が損壊した益城町の自主防災会の会長の話によると、自分の身を守るのが精いっぱい、救助などの活動は一切できなかつたと話した。町の防災会でも、

救急法や消火器の使用、炊き出しなどの講習、訓練を年に4回ないし5回重ねてきていた。町の防災担当者は、今回の地震で自主防災組織が活動した例は聞いていない。また、長野県北部地震などと国道20号での豪雪災害で多くの車が立ち往生し、一時孤立した茅野市青柳の区長は、自主防災組織の大切さを実感したと話しております。ただ、大地震の際、自分の家族のことで精いっぱいになったらどうなるか、不安が拭えないと話しております。いろいろなケースがあり、指導にも限界もあると思われます。

村の全区に組織されている自主防災組織の強化について、どのような考えであるかをお聞きし、質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 自主防災組織の御質問であります。

御承知のとおり、現在、12地区、全地区に全て自主防災組織が設置されております。活動はさまざまでありますけれども、支え合いマップの作成や防災備品の整備などを行いながら、強化を図っていただいております。そういった自主防災組織に人的支援といたしまして、村防災アドバイザーによる助言や防災士の活用などにより、ソフト面での支援もしております。防災アドバイザー、現在13人、防災士は19人となっております。今年度も、この防災士の資格取得者数名を予定しております。私自身は、各地区により大勢の防災士をお願いしていくこと、このことが自主防災組織の強化につながってくるのではないかと考えております。したがって、できる限り、防災士の資格取得者をふやしていきたいと思っております。また、自主防災組織連絡会も開催し、各地区の情報交換を行う場として活用しております。そんなことで、それぞれの自主防災会の活動を参考にしながら、よいところを取り入れていただければというふうに思っております。

いろんな事例が出されましたけれども、災害の程度によってこれはかなり変わってくると思います。大災害になれば、自主防災会の果たす役割、本当に機能するのかというそんな心配もあるところでありますけれども、まずは、一番先は自分の身を一番先に守ってもらう、そして家族の身を守ってもらう、このことが一番大切なこととあります。それからどうしていくのか、救助活動等々、支え合いの輪を広げていくということになるかと思っております。そんなことも考えに入れながら、強化を図っていければというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） みずからが被害者となると、なかなか機能しにくく、助け合いの難しさが出てくるとも思われます。

続いて、2件目の防災組織のリーダーの育成についてをお伺いいたします。

今も、防災士の人数をふやしていくような話もありましたけれども、先ほども述べましたが、みずからが被災者になれば、自主防災組織も機能しづらくなり、長野県では、組織にカバーされている世帯のパーセントは92.5%、全国で8番目であります。活動が年1回程度の訓練にとどまったりするケースが多い。住民自身の意識向上が一番大切であるが、本番を想定した日常活動が不可欠であると思われます。ふだんからの訓練で、住民の意思統一もできてくるとも思われます。自主防災組織も、村内12区で設立されており、組織を引っ張るリーダーの育成が不可欠であると思われます。リーダーの育成をどのような形で行うかをお伺

いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自主防災組織のリーダーの育成の質問でございます。

リーダーを育成していくこと、これは非常に重要なことであるというふうに考えておるところであります。したがって、県等が開催する研修会に自主防災会の役員にも参加していただき、さらなるスキルアップをしていただくよう計画をしておるところであります。できる限り、こういった研修会には、自主防災組織の役員に出ていただけるように働きかけをしております。また、現状の中では、各地区ほとんどが2年任期で交代というふうになっております。したがって、補佐役といたしまして、先ほど申し上げましたけれども、防災アドバイザーや防災士を配置しておるところでございます。防災士をできるだけふやしていくことによりまして、組織も強化してまいりますし、やがては、そういった皆さんが自主防災会のリーダーとなっていただけるというふうに思っておりますので、当面はこの防災士の方をできるだけふやしてまいりたいと、各地区に、本当に大勢の防災士の皆さんがおれば、組織というのは活性化してくるんじゃないかというふうに思っておるところであります。そんなことで御理解をお願いいたします。

年1回の防災訓練という部分であります。確かに、マンネリ化したというような御意見もいただいておりますけれども、自主防災会の連絡会の中でも、いろんな御意見をいただいております。各地区で、それぞれどんな訓練がいいのか、考えてやっていただければ一番ありがたいなというふうに思っております。また、9月には防災の日がやってまいります。それに向けて、自主防災会の連絡会も開催していかなければなりませんので、そんなお願いもしてまいりたいと思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 政府の地震調査委員会の発表によると、今後30年以内に震度6弱以上の発生確率が、糸魚川静岡構造線断層帯で県の中部、北部での発生確率が上昇し、これからもより一層必要と思われる自主防災会の充実をお願いいたします。

続いて、3項目めの村管理の河川対策についての1件目、河川敷などの支障木の管理についてをお伺いいたします。

伊那土地改良区より、村に管理移管になった黒川の水路敷にある立木が年々大きくなっており、枝が対岸に届いている場所なども見受けられます。また、これからの時期は、クズ、アレチウリなどのつるの植物などが立木に絡み、水面の中にまで伸びている状況も見受けられます。去年は、渇水期に下流の一部での伐採が行われております。梅雨の時期になり、豪雨なども心配になります。1年ごとに大きさも増しており、気になります。移管時からの産物で、管理も大変とも思われますが、今後の管理についてをお伺いいたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 河川敷の支障木の管理の質問でございます。

村が管理している河川内には、木が生えている箇所というところはありません。また、黒川の話がありましたけれども、黒川につきましては、護岸の隣接地から、ニセアカシア等の木が河川内に垂れ下がって、あるいは侵入してる場所、最近ふえてきておる、このことは御指

摘のとおりであります。

現在では、この大泉川や田畑半沢では、住民の皆さんが河川愛護団体を組織して、河川管理を行っていただいている例、こういった例もあります。また、黒川につきましても、周辺住民の地区の皆さんの御協力で、清掃や草刈りなどを行っていただいている例もあるところでもあります。多くの場合、地元の方々の御協力をいただいておりますのが実態でございます。ただ、地元で対応できる事例ばかりではありませんので、またそういった部分につきましては、村へ相談をしていただければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、支障木の除去作業を実施しながら、安全対策は強化をしておりますので、特に危ないところがあれば、また御連絡をいただければというふうに思っております。基本的な部分、村でもやりますけれども、先ほども申し上げましたように、各地区でそういった組織をつくっていただき、やっていただくことが一番いいのではないかなというふうに考えておるところでございます。そういった先進的な地区もありますので、そういったところを参考にしながらやっていただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 久保、塩ノ井、北殿の下段の重要な排水河川です。管理をよろしくお願ひし、2件目の河床の堆積物のしゅんせつについてをお伺ひいたします。

黒川には、数多くの川の排水が流入しています。排水路のため、土や砂利なども流入し、堆積している場所も多く見られます。先ほども言いましたが、豪雨時には、水量も多くなり、危険度も増すとも思われます。しゅんせつなど、定期的な管理が必要とも思われます。今後の管理はどのような形で行うかをお伺ひし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 黒川のしゅんせつの御質問であります。

村は、堆積物が多いところを中心に、定期的実施をしております。また、定期的にもこれからは実施していきたいと考えております。地元区の皆さんによる河川の清掃、草刈り等、同時にしゅんせつ作業もしていただいているところもありますので、地区による取り組みというのもお願ひしたいというふうに思います。この辺は、また各区を通じてお願ひをしております。私の地区の例を申し上げますと、黒川、南殿地籍につきましても、年に1回は草刈りとしゅんせつは地区住民で行っております。そういった活動というのが大切ではないかなというふうに考えておるところであります。ただ、村でも定期的にはやってまいりますので、お願ひいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 副産物の多い河川ですが、管理をよろしくお願ひいたします。

続いて、4項目めに移ります。

村の下水道の普及率99.8%で、水洗化率が84.5%、公共下水道の面整備はほぼ完了していると思われます。下水道など、集合処理区域外については、合併浄化槽の設置の促進をしていくと思われます。

区域内の残り0.2%についての住居にお住まいの方は、下水に接続をしたいが、本管の埋設がないため、接続ができないでおります。総合計画の中にも、下水道事業の推進もうたわ

れております。本管敷設には多額の予算も必要であるとも思われます。住民の皆さんが快適な生活を送るために大切な事業です。区域内の残りの事業はどのような形で進めていくかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 下水道事業の御質問であります。

御質問にありましたけれども、本村の場合には、22年度末には全村的な管工工事がおおむね完了したところであります。当初、農業集落排水事業と下水道事業、二本立てで行ってまいりましたが、農業集落排水事業を公共下水道に接続いたしまして、現在では公共下水道事業一本ということで運営をさせていただいております。普及率につきましては98.2%ということでありまして、

本村の特徴でありますけれども、いまだに人口が増加し続けております。それに伴いまして、宅地造成や住宅建築等が多く、そのほとんどの場合が、下水道事業の認可区域であります。そういったところにつきましては、村で本管の設置工事をしながら、下水道につなぎ込みをさせていただいております。ただ、件数が本当に少ないところにつきましては合併浄化槽をお願いした、そういった経過もあるところであります。そういった、周辺が宅地造成によりまして件数がふえてくれば、公共下水道としての接続というのも、本管設置をしていかなければなりませんので、可能になってまいります。下水道の認可区域というのは、5年ごとにこの整備計画を見直し、そういった場所につきましては、下水道区域に編入して、下水道事業認可区域として変更してきておるところでありますので、その状況によりまして下水道本管の設置というのも可能になってくるというふうに考えております。

ただ、本当に、1軒、2軒の部分でという部分につきましては、その周辺が開発してくるまでは合併浄化槽をお願いしていかざるを得ないという、そういう地域もありますので、その辺は御理解もお願いしていかなければならないところであります。

先ほども言いましたように、本村の特徴でありまして、住宅造成というのが本当に盛んでありますので、今行われております住宅造成につきましては、全て、ほとんどが下水道の接続ということで実施しておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 生活に必要な事業です。住民の要望に応えられるよう希望し、5項目めの道路施設の維持管理についてのコンクリート2次製品の劣化対策についてをお伺いいたします。

20年ほど前のコンクリート2次製品に、冬の凍害を起こし、表面が剥離し、内部の鉄筋が見えている製品が見受けられます。また、冬季には、塩化カルシウムの散布により、鉄筋にさびが浮いております。浮いている製品もあります。鉄筋がさびると、製品の耐久にも問題があるとも思われます。今後、まだ劣化が進行するおそれがあります。今後の管理についてをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） コンクリート2次製品の劣化対策の御質問であります。

コンクリートの2次製品につきましては、工事の施工のしやすさと利便性の高さなどから、道路附属物などとして数多くの箇所に設置されております。身近なところでは、道路側溝や

水路など、地区計画等の工事でも数多く使用しておるところでございます。劣化も進んできておるところもあるわけでありまして。ただ、全ての2次製品を定期的に点検するということになりますと、相当な時間や費用が発生することとなります。したがって、道路パトロール等や地区の皆さんの御指摘によりまして、修繕を要する痛みの激しいところにつきましては、速やかに修繕をしてきておるところでありますので、道路パトロールもできるだけやっております。また、区の役員の皆さんのほうからも御指摘をいただければ、修繕につきましてはすぐやっておりますので、そんな点もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

コンクリートの2次製品、一般的な耐用年数としては30年から50年というふうに言われております。状況によって一律ではございませんけれども、かなりもつものであります。そんなことで、これからも2次製品を使うということになってまいります。劣化の激しいところにつきましては、修繕を定期的にやっておりますので、お願ひをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 村の人口の増加傾向がとまりません。より一層、行政の果たす役割も大きさを増していると思われまふ。住民の要望に応えられる行政づくりをお願ひし、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ここで、少しお願ひをしておきます。

本日の一般質問の傍聴者より、一般質問の発言の最中に他の議員同士が話をして笑っている状況が見られたと、傍聴席から見ていて好ましくない状況を感じたと、発言をしている議員に対しても失礼だと思ふとの苦情を受けておりますので、一般質問に集中をしていただきたいと思ひます。

それでは、一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

私は、今回、3月議会におきまして通告をさせていただきましたモンスターペアレントについて、時間がなくてこの質問ができませんでしたので、この6月議会で質問をさせていただきたいと思ひます。1問だけの通告でありますので、さほど時間はかからないのかなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

通告にも申し上げてありますが、近年、多くの自治体で、対応が困難な、いわゆるモンスターペアレント、またはモンスターペイシエントの対応が大きな問題となっております。もう既に、モンスターペアレントがどういうものかということはおわかりのことと思ひますが、本村の実態はどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。なお、これは、行政と、そして教育関係、この二つのところからお尋ねをいたしますので、よろしくお願ひ申し上げ

ます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答え申し上げます。

モンスターペアレント、モンスターペイシエントに対する御質問であります。

行政に対して、自己中心的で理不尽な要求を繰り返したり、そのような考えを押しつけてくる方は、以前に比べて、実態としては多くなってきております。特に最近、精神的な問題を抱えた方への対応に苦慮することがふえてきておるところでございます。実態としては、本村にもあるということで、そんな御理解をお願いいたします。

この種の問題につきましては、御質問いただきましたけれども、なかなか難しい答弁になるろうかと、対住民という部分がありますので、歯切れの悪い答弁になるろうかと思っておりますけれども、そんな点は御理解もいただきたいというふうに思います。

最初の質問では、実態は村にもあるという、そういうことでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） モンスターペアレントと実態と法的な対応という御質問ですが、学校には、さまざまな相談だとか、あるいは苦情、あるいは御意見を日常的にいただいているのが昨今だというふうに理解しております。

こうした中、学校では、できるだけ誠意を持って、こうした案件に当たっているわけですが、中には、一方的に自分の言いたいことだけを言って、何か、こちら、学校側から言おうとすると電話を切ってしまうと、そういう例もあるというふうに聞いております。また、中には、こうした対応に当たるために、授業の時間に食い込んだり、あるいは他の業務の時間を割かざるを得ないと、そういう例もあるというふうに聞いております。また、私もかつて勤めていた学校でも、若い先生のところへ苦情等がありまして、大変気に病んで、結局、数カ月休まざるを得ないと、そういう状況もありました。

暴力的行為がある場合だとか、あるいは著しく継続的に苦情等を言うてくる場合等を除いて、なかなか法的な対応をとることは困難なことというふうに私は思っております。

こうしたことが生まれる背景としては、学校、あるいは教師と保護者の信頼関係が十分に築かれていないことが要因の一つではないかなというふうに考えます。私の経験から考えますと、よりよい教育を行う前提としまして、子供と教師、教師と保護者、この関係が良好にならなければ、なかなか教育効果が上がらないというふうに考えております。最近、ややもすると、保護者と教師の間の信頼関係が、昔に比べたら希薄になっているというふうに感じられ、残念に思います。私も学校にいたとき、よく保護者の皆さんのところでお話しする機会にこんなことをお願いしましたがけれども、授業参観だとか、そういった折に、我が子ばかりを見ないで、学級の一員、あるいは学校の一員、地域の一員として自分の子供も見たいと、そうすると、自然にクレームも減ってくるのではないかなと考えております。

本年4月に、上伊那の北部の5教育委員会では、伊那警察署との間で、児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定というものを締結いたしました。過度な要求だとか、特に威力業務妨害等に当たるようなケースは、児童生徒の安全はもちろん、教職員も含め、警察との相互連携のもとに対応できるものと考えております。

いずれにしても、教育委員会としましては、まずは保護者、あるいは村民の方々の言

い分には十分に耳を傾けて、相手の立場に立った対応に今後ともより心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 本村の実態については、今、村長並びに教育委員長からお伺いをいたしました。

本村も、人口がふえるとともに、以前よりは多くなってきている。これは、人口がふえるだけではありませんが、本村の中で生活をしている方々のさまざまな生活環境の変化から、そういったものも多くなってきているんだろうと想定するわけではありますが、いわゆるモンスターペアレントというのは、要するに自己の主張、要するに自分の主張が受け入れられるまで何時間でも苦情を申し立てる。深夜、または早朝、時間を選ばずに、何度も電話をかけてくる。程度にこそ差があるものの、この種の住民、または学校においては保護者が増加しているという点では、自治体の現場、それから学校の現場の共通認識と言っても過言ではないと思っております。

住民との対話、保護者との対話から生まれる、今も教育委員長からお話がありましたが、対話から生まれる信頼関係、そういったものが、学校の現場等では教師は誰でも理解をしているはずであります。行政においても、教育現場においても、次々と寄せられる苦情に対して、ついつい愚痴を言ったり、中には住民、まして保護者等に対しても反論したくなるものがしばしばあることと思っております。行政の現場、学校の現場から、反論権という言葉がありますが、反論権を今ぐっと抑えて、反論せずに、聞き役に回っていると。住民、または保護者から一方的なことに対して、こちら側から反論できない。それで、いろいろどこに問題があるのか問いただすわけですが、この通告書にも申し上げてありますように、非常に過激な反応、そして強い抗議、そして問題は自己中心的な、理屈に通らない行動をとる。こういったことに対して、私は、今まで行政、または教育現場においても、待ちの姿勢であったわけで、こちらから仕掛けるというのではなく、住民、または保護者のほうから一方的に言うことに対して、それを受け入れていると。

特に、私がこの問題を取り上げましたのは、ことしの3月末をもって1人の職員が本村から離職いたしております。右も左もわからない入ったばかりの職員から、年数をかけて教育をし、中心的なこれから行政の仕事をやっただけなきやならん、責任を持ってやっただきやならん、そういう中堅どころが、そういう住民、または保護者の一方的なそういう圧力に対して、理不尽な行動に対して、なすすべがなく、その人を見るだけでも震えが来る、頭が痛くなる、職場を休みたくなる、そういった現象が起きております。このことを学校の現場においても、そして行政の場においても、いわゆる公務員という立場で、公にできない、こういったことがある関係で、表にそういった問題が出てこない。非常に、現場としてはやりきれない思いであろうと思っております。公務員の義務として守秘義務もあり、そして、住民全体の奉仕者という職務の公共性から、なかなかそういったものが表に出てこない。いわゆる公然性が言われておりますけれど、こういったものがなかなか実態として出てこないということでもあります。

この問題について、他県では、これは教育現場であります。裁判が起きている例があります。そういったことで、非常に最近の世の中のそういった問題について、裁判まで起きる

んだというようなことを多くの住民に知っていただきたい、または、そういったことを知っていただく必要がある。こういうことを私は思いまして、この質問に立っているわけでありませう。

反論権を認めるべきだという、最近、裁判所の判例も出ております。反論権というものを簡単に申し上げますと、名誉毀損の成立が認められる場合に、名誉を回復するのに適当な処分、これは民法723条で記されておりますが、反論権が認められるかについては、従来、消極的な説が支配的でありましたが、最近、積極的にこの反論権を理解しようという説が法律の現場でも登場しているということでもあります。そういう中で、そういったことを多くの住民に知っていただき、そういう問題が起きないように、ぜひ自治体の現場、そして教育の現場等に対して、スムーズな業務が執行されるように、学校の現場においては、教師が子供たちに精いっぱい愛情を注いだ教育ができるように、行政の現場においては、そういった問題等に対して、十分村の将来を考えた施策が打てるようになってほしいものと願っております。

この過激な反応、そして強い抗議、そういったことに対する、中には暴力という、このペイシエントというのは暴力なんです。暴力の問題で、非常に、これ、私も法律には全く疎いわけで、きちんとした質問ができませんけれど、公務執行妨害とか、それから威力、いわゆる脅しですね、威力業務妨害罪とか、そういったものが適用になると、反論権と同時に、そういうふうになっております。それで、業務威力妨害については、一番いけないのはそのうわさを流したり、はかりごとや脅しを用いたりして、人の業務を妨害することによって成立をする罪であります。これは、刑法233条、234条に規定されております。公務執行妨害については、刑法95条1項で規定されております。公務員が職務を行っているときに、暴行や脅迫、それらのその執行を妨害することによって成立いたします。公務員の体に触れなくても、周辺の器物をたたく、例えば、テーブルの上をたたく、またはける、そうしたことだけでも公務執行妨害が成立するということになっております。それらを強要させたりすることによって職務強要罪と、職務を強要する。これは、刑は3年以下の懲役ということになっているようですが、非常に、やはりこの行政の現場においても、本村にも顧問弁護士がいらっしゃるわけですが、どうか法律の理論武装もされまして、こういったことに対して対応していく時代が悲しいかな来ているんだなということを実感するわけであります。

損害賠償の請求もできます。いわゆる損害賠償というのは、民法415条で規定されておりますが、これは金銭で補うものとされておりますが、最近では、損害賠償は金銭だけではなくて、精神的な損害についても賠償の対象となっております。

不法行為という民法709条では、法律上保護される利益を侵害して、損害を与えることを不法行為と言いますが、その中に、実質的な違法とは何かと、こういう問題も生じてまいります。その中に、公序良俗違反とか、文化規範違反とかありますが、この中に、社会倫理違反というものが入ってまいります。社会倫理違反というのは、人間が社会生活を営む上で、共同生活に関する、または日常の生活上の行動を規制する道徳的な規範であります。平たく言えば、人の道であります。道徳倫理であります。こういったことが、いわゆる不法行為となって訴えるということもできるわけですが、相手が住民であり、または自分の学校の保護者ということになれば、なかなかそこまで突っ込めないという事態が生じてまいりますけれど、どうかこういったことを頭の中に入れて、十分現場ではそのための対応をどうしたらいい

いのか、そういう必要があるのではないかというふうに私は強く思うところではありますが、これらについて御答弁をお願い申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほど答弁の中で、本村もあるというお話を申し上げたところであります。一番は、御質問の中にもありましたけれども、住民でありますので、行政として対応をしないわけにはいきません。そういった中で、職員がその対応にかける時間というのも増加してきております。職務に影響が出てきておる状況も見受けられるところであります。そういったことを受けまして、弁護士とも相談しております。

その中で、弁護士からの中での部分では、録音機能付きの電話も必要であると。これは増設いたしました。また、録音機も購入いたしました。電話の録音や懇談中の内容も録音を始めたところでもあります。対応記録につきましても細かく整理をしております。対応記録を集めますと、膨大な対応記録になっておるところであります。そんなことで対応を始めたところでもあります。

特に、数人ではありますけれども、本当に回数も多く、多岐にわたっており、苦慮しているというのが行政側の実態であります。先ほども話がありましたけれども、そういった面で職を去ってしまった職員もいるわけでもありますので、本当に私としても申しわけなかったなという気持ちであります。

今、現状の中でこういったことが続くということであれば、対応する専門の職員が必要だなという、これは私も感じております。本当に業務に支障が出てまいりますので、専門の職員の必要性も感じておるところであります。また、職員の健康面のことも考えまして、できる限り、課長対応とするように指示をしたところでもあります。また、同時に、それでもどうにもならないものは、私のほうへ回して、私が話をしておるところであります。何回か、もう話をしていきます。しかし、一方的な主張ということでもありますので、対話から生まれる信頼関係というのはなかなか築けないということでもあります。自分の主張を述べる、それに対して、それを認めればいいんですけれども、なかなかそういう場面にはいきませんので、信頼関係というのはなかなか難しいのかなというふうに思っておるところであります。

最近では、映像の必要性というものも必要かなというふうに思っておるところであります。今、議員の質問の中にありましたけれども、机をたたくとか、いろいろ、そういう部分、これは実際に私も目の前で何回かたたかれましたので、経験をしております。そういった分野からすると、やはり映像での必要性もあるのかなというふうに思ったところでもあります。

最近の事案としては、先ほども申し上げましたが、精神的な問題を抱えた方、これ、暴力的な部分といいますか、どうにもならない部分がありますので、最近では2件でありますけれど、警察に御協力をいただいたという、こういう事案も発生しておるところであります。暴力的なそういった部分につきましては、警察にも協力をいただくということをしております。

また、村民の人権や権利というものを考慮しなければなりません。難しい対応という部分がありますので、今後も職員間での情報の共有をできるだけ図っていきながら、警察や弁護士や、また保健所も関係してまいりますので、連携を図りながら対応してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

また、それと同時に、情報公開請求、限りなく出されます。これ、権利でありますので、

出されれば回答しておるところであります。これ、本当に特定の個人の問題でありまして、これに要する時間というのかなり費やされるおるところであります。これはやむを得ないというふうに思っておりますけれど、人員面での考慮も必要ではないかなというふうに思っておるところでございます。

私も、個人的に対応する部分というのは最近ではふえてまいりました。録音もとらせていただきます。そういった中では、以前よりはよくなってきたのかなという面もありますけれども、不適切な言動という部分につきましては、間々あるおところでございます。つい最近でも対応いたしましたけれども、村長を地獄に落とすとか、奈落の底に突き落とすとか、そういう部分の言葉というのはやはりあるおところあります。

それはそれといたしまして、そういった面をどうしていったらいいのかなということは、今申し上げましたように、弁護士とも相談を始めましたので、対処していく必要があるかなというふうに考えておるところであります。

反論権の質問もございましたけれども、住民との関係というのがありますので、これ、大変難しいかなと思いますけれども、ただ、職員の健康面やいろんなことを考えますと、やはり主張すべきは主張していかなければならないだろうなというふうに考えておるところであります。

訴訟の問題もありました。最近ではスラップ訴訟というような言葉が出てきております。これは、いわゆる批判的な言動やそういった住民運動を封じようとする手法を指すようであります。訴訟を利用して。ただ、これは逆の場合もありますので、勝ったり負けたりというような判決が出ているようであります。住民運動を逆に封じ込めようとして訴訟を起こす、その訴訟に対してまた起こされたほうが訴訟を起こす、大体そんな状況が生まれてくる事例が多くなっておるといふふうに感じております。したがって、村に対してそういう部分というのは、厳正に対処をしていくことも必要かなというふうに思っておるところであります。

こういったスラップ訴訟の記事を見ますと、いわゆる悪口の言いたい放題が許される現状こそ問題にすべきであるというようなコメントもあるおところあります。一方的な主張というのは、どうしてもかみ合いません。今、行政の寄せられるそういうものが、今の国の施策に対しての部分というのかなりありますので、それは私に言われてもどうにもならないという面あります。そんな理解は、そういう話をしておりますけれども、理解がいただけなくて残念なおところあります。

また、つい最近でありますけれども、新聞の中に、宣伝であります、これは新潮社の大増刷というような宣伝が載っておりました。モンスターマザーという本が増刷されたというようなことで、たった1人の母親が学校を崩壊させたという本のようにあります。買って読んでみなければいけないなと思っております。これが起こされたときには、人権派弁護士や県議やマスコミから執拗な追求に、教師や保護者や同級生たちが本当に追い込まれたというふうに書かれておりますけれども、それをバネにして、訴訟の中で真実を突きとめた。結果的には、モンスターマザー、学校崩壊させた、こういう部分の裁判になったようでありますけれども。やはり、こういった問題が起きますと、一般の住民も、いや、それ行政がいけない、学校がいけないという論調になりがちであります。しかし、本当に真実はどうなのかなということの部分では、この本、ちょっと買って読んでみたいなというふうに思っておるところあります。

したがいまして、行政としても毅然とした態度をとっていく必要があるというふうに思っておりますので、その準備は始めたところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 大変、例えば、録音機を用意したとか、あとは映像というようなお話もありましたが、非常にこういった問題に対応するには、専門的な職員も必要だという御認識もありますが、限られた職員数で効率のいい行政を行っているわけでありますので、なかなかそういう住民のための職員がそういう分野で人をとられるのは、なかなか村にとってもマイナスなことであります。そういったことが起きないように願うわけですが。

本当に最近では、自己中心的で、人の道に外れ、本人は外れていると思っていないんでしょうけれど、第三者から見ればはるかに外れているというような住民がふえる傾向にあるという事は、非常に悲しいことであります。

ただ、公務員という立場で、なかなかそこが一步踏み出せない、公務員は住民全体の奉仕者であると、そしてその中に守秘義務もあると、だからそういったものが広がっていかない。実際には被害があるんだけど、学校の教育現場なんかでも、そういう問題がいっぱい起きているんだけど、なかなかそれが表に出てこない。住民が周知するところがないというようなことで、苦しい立場に先生方も追い込まれてしまうというような状況もあろうかと思えます。

どうか、そういったことに対して、やはり毅然とした態度で、反論権も最近の判例では認められてきておるようであります。そういったことで、勇気を持って、一步、または半歩踏み出すということも、これからの新しい自治体経営、そして学校運営の一つのスタートになるのではないかなと思うところであります。そういった点について、村長もさっき御答弁いただきましたが、できるだけ担当の課長が対応するというところであります。ぜひ、理論武装していない一般職員の中でも、管理職の皆さんのそういった一步踏み出す勇気を持って、課長が前面に立って、なおかつ、それで解決できないものは理事者にも相談をすると、そういう中で、受け付けをされ、受け入れをしていくという、そういったこともこれから求められると、そういったことが当面の対応かなと思えます。

最後にお尋ねをいたしますけれども、一步踏み出す、半歩踏み出す、そういったことに対して、ひとつ勇気をふるって、どこの自治体でもそうなんです。うちの村だけじゃない。よそでもそういう問題が起きている。中には、ヘリコプターと言って、よそから応援に来て、一緒になってやるという、そういうモンスターもいるわけでありまして。モンスターというのは怪物ですから、怪物がヘリコプターに乗ってくるということで、まさに漫画の世界になってきますけれど、そういったことに対して、やはり少しでもすきを見せることのないようにきちんと対応していくということが必要であろうと思えます。非常にこれは、子供がいなくなれば、その学校にそういう文句を言っていく人はいないわけですけど、非常に一過性の問題でもあったり、また次から次へ、怪物ですから、生まれてくるんです。だから、そういったことが最近の、本村みたいな豊かな景色に恵まれ、穏やかな生活ができる、こういう世の中であって、余りモンスターが出ないような、そういったことを特にお願いするところであります。

やはり、学校の現場等においても、そういったどんなような実例があるのか、お差し支え

なければ、一つ、二つ、御説明をいただければと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 具体的な話を上げますと、これは住民との関係で、お名前もわかってしまったりする例になるかと思しますので、少し控えさせていただきたいと思いますが。

私が管理職になった、今から二十何年前ですが、長野県の校長会に出ていきましたところで、裁判にもかかる事例が幾つかありまして、個人で訴訟費用の保険に入れる、こんなような話になりまして、私も十何年もそれに入ったと。今、行政の教育長という職にあるわけですが、教育長になってからも、再びその裁判費用のところに加入をして、いつ何どき、何があっても困らないようには心の準備をしているところであります。

教育委員会のほうでは、今、次長と学校教育係長が信頼関係を取り戻すべく、前面に出させていただいて、話をしていると。一番、また困るのは、情報の開示請求、これが時間のかかる仕事でございまして、1件こういうものが出てくると、次長をはじめとして、数週間、そちらのほうにとられると、あるいは学校の校長、教頭たちも、そういうところで公務が幾らかおろそかになってくると、そういった弊害が実例としてありますので、きょうは、なかなか力強い応援の演説をしていただいたかなと思っているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 先ほど村長の答弁の中でも、情報公開を請求してくると、今の教育長の御答弁の中でも、情報公開を求めてくると、それをどう使うのかはわかりませんが、これは住民の権利であります。やたら議会においても情報公開、行政においても情報公開、教育行政においても情報公開、非常に開かれたそういう行政に今なっているわけですが、それをどう使うかは住民の権利だと言われればそれまでですが、果たしてそれが、情報公開したものが生きているのどうか。権利ばかり主張して義務を果たさないという住民もいるわけですから、十分その請求をしてきた住民、または保護者が、住民としてきちんとした義務を果たしていただいているのかどうかと、こういったことも一つの物差しになると思いますので、その辺も十分頭の中に入れて、対応されることを望むものであります。

一番は、いわゆる当事者と、それから行政側、または学校側の信頼関係、そういったものが一番、先ほど村長の答弁の中、教育委員長の答弁の中にも、住民との信頼関係、または先生と生徒の信頼関係、保護者と学校の信頼関係、そういったものがベースになってくると思いますので、ひとつ緊張感を持って、これらの問題が起きないように、そうかといって、萎縮されては困るわけで、ひとつ前向きに捉えて、そういった問題については、最近の裁判でも、反論権の問題、それから公務執行妨害の問題、こういうものでも公務執行妨害になるんですよと、そういったことをやはり理論武装していただいて、住民、または保護者と対話をしていただきたいと思います。

本当に、こういう問題は嫌な問題であります。これを幅広く周知することによって、住民のほうも一歩とどまる、または冷静に話し合いをする、そういったことが必要になってきます。本村の場合は、病院は伊那中央行政組合ですが、最近、病院関係でもこういう問題が頻繁に起きおります、医療関係の問題で。そういったさまざまな場所で、さまざまなそういうモンスターペアレントが発生いたしておりますので、十分に心して、嫌な世の中ではありますが、ひとつそういう嫌な世の中にならないように、我々も心して生活をしていかなければ

ばいけないなど、自分を戒めながら、そういったことをしっかりやっていただきたいというお願いをいたしておきます。

また、そういうモンスターペアレントというのは、私はこういうことをやっている、こういうふうな村に協力している、学校に協力しているという、割と自分の自己主張を伝える方が比較的多いんです。どういうことをやっているのか、それが継続的にやっているのか、よくわかりませんが、非常に自分は村のためになっているんだという思い過ごし、また、自分のやったことを正当化するという、そういう思い込みから、そういう問題が生じてまいりますけれど。

私の日ごろ尊敬しておりますというか、これは明治、大正、昭和にかけて、お医者さんでありながら、この官の世界に生きた有名な方で、後藤新平さんという立派な方がおります。この方は、台湾の総督をやりましたり、満鉄の総裁をやりましたり、非常に立派な方ですが、その方が東京の初代の市長であります。1920年に東京の市長になっておりますが、当時、東京市の改造計画を、当時のお金で8億円かけて、改造計画を提案していたわけですが、ただ、20年に東京市長になりましたが、23年には、いわゆる、きょうも多くの方、またこれから震災関係、防災関係の質問をされる議員さんも多いわけですが、関東大震災という、大正12年9月1日午前11時58分、お昼ちょっと前です、相模湾を震源としたマグニチュード7.9という、それで10万5,000人ですか、死者が出ましたり、家屋の焼失や全壊や流出が58万戸という、非常に大きな震災がありました。以来、防災の日というのは9月1日に設定されております。これは関東大震災のことです。これを、非常に精力的に、この後藤新平さんは、東京、当時のお金で震災復旧するのに40億円というお金をかけようと思いましたが、やはり当時の日本の財政から、なかなか思うようにいかずに、志半ばで、後藤新平さん、亡くなるわけですが、この方の有名な言葉があります。ぜひ、我々も心してやっていかなきゃならないと思います。「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするように、そして報いを求めぬよう」、これ、後藤新平さんの有名な言葉であります。私も、常日ごろ愛用させていただいております。ひとつ後藤新平さんのこういった有名な言葉、自分自身に言い聞かせながら、本村の行政、または教育行政がスムーズに執行できますことを念じまして、大変稚拙な質問で、御答弁に御苦勞をいただいたと思いますが、9番、大熊恵二の質問をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

ただいまから25分まで小休止をいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時25分

議長（原 悟郎） 引き続き、一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 議席番号3番、山崎文直でございます。

私の不注意のけがにより、午前中、欠席させていただきました。ありがとうございました。

私は、今回、四つの項目について一般質問をしたいと思います。

1番目の質問であります。

熊本の大地震から何を学ぶかということに関連しての質問であります。

この質問の項目については、多くの同僚議員の皆さんが質問しているところではありますが、重なるところもあると思いますけれども、御答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、もって、この4月に起きた熊本の地震、早期の復興を強く願うところでもあります。さらに、このたび、村から2人の職員を派遣して、応援をするということで、これについては心から応援するところでもあります。それによって、対策についての多くのことを学んできていただきたいなということも、願いを込めて送り出していただければというふうに思ひます。

1番目の質問でありますけれども、これだけ多くの質問が出るということは、今回の地震が、本村における災害の中でも教訓になる点が多いのではないかとということでもあります。

今回の熊本の大地震、学者や新聞等によりますと、中央構造線の断層帯というのが、九州からずっと北上してきて長野県の諏訪湖あたりまで続いているという、日本で一番大きい断層帯ということ、その断層帯の一部が地震を起こしたものだというふうに言われております。さらに、この断層帯の中で、熊本地震ほどの大きな地震は、日本の中で地震の記録が残る中では初めてと言われております。多くの地震が起きる日本の中で、私もそこまでは承知していなかったわけですが、この構造線の断層帯の中で起きたというのでは初めてということで、改めてこれは大変なことだなというふうに思ったところでもあります。

中央構造線というのは、この上伊那でも、いろいろ、時々話題になったり、いろんなところへ視察も行ったりしますが、東の山脈の南アルプスの伊那市長谷のところにも、露頭が具体的に見えるところで、中央構造線という資料館等もあります。そういった中では、あるということについては前々から承知していたところなんでありますが、実際に地震が起きてみると、この近くでも起きれば、大変なことになるなということでもあります。

特に、私が思っていたのは、中央構造線という言い方は前々から知っていますが、断層帯という断層の帯です。帯ですから、横に幅が広がっているということで、私は質問の中に、断層帯の延長になる本村というふうな書き方をしました。ちょっと誤解を生む点があると思ひますので、訂正しておきたいと思ひます。というのは、この村の直下に断層が走っているという、中央構造線が走っているという意味ではなくて、中央構造線の断層帯がどのぐらいの幅なのかわかりませんが、その近くにある南箕輪村としても、こういうことはこれから対策の一つとして考えていかなければならないのではないかなということでもあります。

そういった断層帯の地震、特に今回の地震の中で、私が一番驚いたというのは、震度7の地震が2回、震度6の地震が数多く来て、1度の地震でなくて、1回目の地震の中では家屋がつぶれなかったけれども、2回目以降の地震の中で住宅が倒壊していったということでもあります。

東日本のときには、大津波で、家そのものが津波にさらわれてしまって、もうそれは自分のものでも、ほかの人のものでも瓦れきとなった、そういう部分を全体の中で処理していったという経過もございますが、今回の場合は、自分の家が徐々に壊れていく、目の前で壊れていくという。また、そこに残っている。そうすれば、その所有者の皆さん、壊れた家をこれからどうしようかと、自分でお金を出して片づけないといけないという部分も出てくるのではないかと心配もくる。そういった内陸型の地震ということに対しては、本村でも、今後の防災、地震対策で、一番教訓にするべきかなというふうに思ひます。

栄村のときの地震、白馬村のときの地震も、死者はそのときは出なかったということであ

りますが、そのときは、何回も地震が来るというのは今回ほどではなかった。そういう中で、死者が出なかったということにも学ぶべきところがありますけれど、今回のような、何回も大きな地震が続けてくる、こういう中での地震対策、これがこれからの対策の中で一番考えていく必要があるだろうということでもあります。

そうした現状の中で、いろんな項目は考えられると思いますけれど、安心・安全を守る村長として、今回の地震の中で、例えば、南箕輪で置きかえた場合には、どんなような対策を講ずる必要があるだろうかというようなのを、今後、地域防災計画の見直しをされるという話でありますけれども、こんなような点は特に優先的に考えていきたいというようなことがありましたら、答弁としてお聞きしたいというふうに思います。1番目の質問でございます。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

熊本地震に関連する質問であります。

中央構造線の断層帯は、延長線上にはないわけでありまして、近くを走っておると、このことはそのとおりであります。諏訪湖も諏訪湖の中を走っておると、このことはそのとおりであります。諏訪湖も諏訪湖の中を走っておると、このことはそのとおりであります。

今回の地震から村としてどういう部分を学んでいけばいいのかという御質問でありますけれども、前々から申し上げておりますように、地震を防ぐことはできません。本当に、これはどうにもならない問題であります。したがって、その対応、対策をどうするのかという点に尽きるわけでありまして、

地震が起きる前の対応といたしましては、やはりきょうも質問がありましたけれども、耐震の部分の住宅、この促進を図っていく必要があるかというふうに思っております。なかなか進んでいかないという実態もありますので、この辺はどう捉えていくのかという、検討していかなければならぬというふうに思っておりますけれども、いわゆる耐震性、耐震診断をどう改築に結びつけていくことができるのか、このことを重点に置いて考えていきたいというふうには思っております。しかし、財政的ないろんな分野がありますので、すぐにできるという問題ではありませんけれども、その必要性は感じておるところであります。

行ってきた人の話を聞きますと、やはり古い家ほどつぶれておる、倒壊しておると、これはそのとおりだろうというふうに思っておりますし、同時に、ちょっと違った角度の中では、木造住宅で、最近の新しい家でも倒壊したというような例もありますけれども、最近、あちらこちらで建てております、何て呼ぶんでしょうか、簡易というか、すぐ建てる住宅、1日でもかなりできてしまうというような、そういった住宅のほうはかなり残っておると、このことはそのとおりであります。そこら辺は定かではありませんけれども、そんな実態もあるようであります。

したがって、事前の対策としては、今言ったように、耐震補強をどうしていくのかという、この部分が大切だろうというふうに思っております。そして、同時に、これも繰り返になりますけれども、住民の皆さんの意識をどう高めていくかということでもあります。こういった大災害がありますと、住民意識というのは本当に高まってまいります。ただ、時間の経過とともに希薄になっていく、このことは世の常でありますので、希薄にならないように、常

に危機意識を持っていただく、こういったことは行政の仕事であろうというふうに思っておるところでございます。

また、震災が起こった後につきましては、できる限り速やかな復旧、復興ということになるかと思えますけれど、その程度によってかなり違ってまいりますので、これは仮定の問題としてはお答えができない部分であります。

しかし、仮設住宅のおくれだとか、避難物資の提供に関する課題だとか、いろんなことが今回の災害でも取り上げられておったところでもあります。そんなところを考えながら、地域防災計画を見直してまいりたいというふうに思いますし、業務継続計画も策定してまいりたいと思っておるところであります。仮設住宅というものの必要性というのも本当に感じたところでもあります。テレビを見るたびに、軒先避難というようなことが言われております。本村は、そういった場所につきましてはかなりありますので、そういったことが速やかに、材料さえあれば、できていくのではないかなというふうに思っておるところであります。そんなことでお願いしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 耐震住宅です。診断を受けた家はかなりあるかと思えますが、その対策まではいっていないというのが本村にもかなりあるかというふうに思います。やるとなれば、やはりお金がかかることですから、この辺についての補助政策、そういうふうな部分についても検討をお願いしたいなというふうに思います。

それで、2番目の質問になるわけですが、今も答弁の中にありました避難所の件であります。

私、昨年の総合防災訓練の中で、1泊訓練にも参加いたしました。コミュニティのかたい床で寝るといのは、いかに寝られないものかなというのをつくづく感じたところあります。講堂の板の間ではとてもかたいだろうということで、せめてということで、畳の部屋で寝たわけですが、それでも寝袋1枚ですか、そういうのですと、ほとんど眠れないということで、これが幾日も続くということになれば、さらに眠れない、休息がとれない、睡眠がとれないということで、皆さんの精神的にも大変なことになってくるかなということで、一つの考え方として、公民館とか、そういうところが避難所になりますから、いわゆる一つのアイデアとして、私、前の職場で、レンタルで宿泊施設が扱っているマットレスのレンタルが過ぎた分を少し調達して、ほかのところに使ったわけなんですけれども、マットレスを調達した経過があります。そういう部分を再度有効利用するというので、各避難所に設置しておくという、これも一つのアイデアかなというふうに思っています。

いろんな避難所における施設をこれからも村が準備していくわけですが、こういった使えるものは、アイデアを出しながら用意をして備えていくということ、一つ提案としてもありますけれど、こんな点について、これからの計画に入れるというような考えはあるかどうか、この辺のところをお聞きしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） マットレスを備える御提案をいただきました。

今、村では、各地区の自主防災会にはいろんな配備をさせていただいておるところであります。避難生活用と生活用としてのファミリールーム等を配布してあります。また、プライバシーに配慮できるようにしてあるところでもあります。自家発電機だとか、あるいは投光器

だとか、順次配置をしているところであります。

その中に、今、マットレスの使用できなくなったようなものという話のありましたけれども、その必要性もあるのかなというふうに思いますので、この辺は、まずは収納との関係もありますので、大規模避難所への配備というのを検討していく必要はあるというふうに思っております。提案として、そんな点をいただきましたので、検討はしたいというふうに思います。ただ、各地域のコミュニティセンター、公民館等は収納の問題がありますので、村としてどこかにおさめておくという、こういうことも必要ではないかなというふうに感じたところであります。計画的に配備できるよう、前向きに捉えてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） いろんなもの、備品をそろえると、いつ使うかわからないものに対してかなりの予算を投入しなければならない部分があります。こういった、例えば、どこかからか寄附してもらおうとか、それぞれの個人の住民の方からも寄附してもらおうというようなことも考えられますので、こういった点も、費用も安く上げながら準備をしていくと、こういうことにまた一つ注目をしながら、対策を進めていっていただきたいというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

中央アルプスの国定公園化を推進する上での村の果たす役割ということであります。

中央アルプスは、現在、県立公園になっています。長野県内には、今、国立公園が五つの地域、国定公園が三つの地域、これには南アルプスも含まれますし、県立の自然公園は6地域で、その中にはこの近くとして中央アルプス、それから三峰川の水系、それから、北へ行くと、塩嶺や王城山の地域、こういったところも含まれて、長野県内至るところが幾つかの公園の中にカバーされているというふうに思いますけれど、地域的には、少しイメージと開きがあるところであります。

特に、この中央アルプスの県立公園、中央アルプスといいましても、私のイメージとしては、南は恵那山から北は塩尻の境のあたりまでが中央アルプスと言うのかなというふうに思っていますが、県立公園に指定されている部分はその一部ということでもあります。

そういった中で、昨年、中央アルプスを国定公園に格上げと言いますか、そういうことで指定されるように、地域の自治体が一緒になって推進協議会なりをつくって進めていくという話、方針が示されました。そこでお聞きした中では、南箕輪の隣の箕輪町や辰野町は含まれていないということだそうです。ですので、先ほどの話で、中央アルプスというのは物すごく北までも含めて中央アルプスと言うのではないかなという意味でいけば、今後の自然保護や観光も含めて、北部の市町村も含めて進めていったほうがいいのではないかなというふうに思うわけですが、この辺の経過、それから現状等をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 中央アルプス、国定公園化の質問であります。

中央アルプス関係での観光につきましては、上伊那、下伊那、木曾の中央アルプスに属する市町村などで構成する中央アルプス山岳観光協議会があります。また、ことしの2月9日には、その傘下に、事務レベルで組織する中央アルプス国定公園化研究会が発足いたしました。

た。この研究部会も山岳観光協議会と同様の構成となっておりますので、中央アルプス北部に属する南箕輪村、箕輪町、辰野町、塩尻市も参加しているという認識でよろしいかというふうに思います。

駒ヶ根市が中心となって、中央アルプスの国定公園化ということで、今、取り組んでおります。取り組む前には、南箕輪村にも、私のところにも話がありました。ぜひ加えていただきたいという話をさせていただいたところでもあります。と申しますのは、今、質問にありましたように、中央アルプスは県立公園になっておりますけれど、経ヶ岳はこの区域外でありますので、そういった心配もありまして、国定公園化の話がありましたときに、駒ヶ根市長にも本村も経ヶ岳も加えていただければという話もしたところであり、一緒に研究を進めていくことになりました。この国定公園と県立公園では、対外的なブランド力がかなり違いますので、ぜひ国定公園になればというふうには思っておるところであります。

ただ、どこまでが国定公園になるかというのはこれからの問題でありますけれども、今、県立公園になっておるところは本当に高山地帯であります。一方、経ヶ岳は頂上までがカラマツというようなことで、そういった部分では国定公園化、かなり厳しい部分もあるのかなということも考えられるところでもあります。しかし、精力的に、一緒に歩調を合わせながら、指定に向けて努力はしていきたいというふうに思っております。

今、県立公園になっておりますところは、本当に高山地帯で、希少植物等々もありますし、ハイマツ等、そんな部分、要件等、十分満たしているというふうに言われております。本村の経ヶ岳につきましては、先ほど申し上げましたように、カラマツが中心でありますので、若干弱い部分があるところでもあります。

あわせまして、ジオパークの検討もしておるところであります。ジオパークにつきましては、これ、経ヶ岳、貴重な部分があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

そんなことで、一緒になってやっておりますのでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 箕輪町や辰野町も同時に進め、一緒になって進めているということでもありますので、ぜひ強い働きかけをお願いしたいと思います。

範囲の部分については、地元の市町村というか、そういうところからの要請に基づいて範囲が考慮されるというか、そういうことはあるのでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今、研究段階でありますので、全てを含めて検討はしているところでもあります。しかし、これは、指定の問題になりますと、国の部分になってまいりますので、その状況に応じて、指定の部分というのは限られてくるという可能性もあります。地元が要望すれば全てなるという条件下にはなっておりませんので、その辺はそんな御理解もお願いしたいというふうに思います。できることであれば、経ヶ岳も含めて指定になればいいなというふうに思っております。それに向けては、一緒にやっていくということで、今、そういう取り組みを始めたところでもありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） まさしく、我が村の最高峰の経ヶ岳、2,296メートルの経ヶ岳が、ぜひ含まれるように、力強い推進をしていただきたいと思いますし、私どもも必要となれば、一緒になって取り組んでいきたいなというふうに思います。

そうした中で、2番目になりますが、我が村の最高峰、経ヶ岳、頂上は、御承知のように南箕輪村と辰野町と、かつては檜川村と言われたところですが、今は塩尻市、三つの市町村の合流点というか、接点ですね、ここが頂上になっているところでもあります。経ヶ岳は、先ほど村長の話で、高山地帯ではないけれども、あそこへ行くと、イワカガミは確かに昔はありました、今でもあるのではないかと思いますし、頂上のほうへ近くに行くと灌木にもなります。さらには、頂上のすぐ近くには、冬になると、いわゆる樹氷ですか、そういうものも見られる地点があります。さらには、今回、2回目になりましたパーティカルリミットの中で、大泉所から登るコースがございしますが、かつてはあのコースを登っていくと、南側に、いわゆる仏岩だとか、8合目の近くには、大きな、それはそれは大きなサラサドウダンの大木、そういうものもあります。非常に、すぐ観光面につながるかというの、これからの力の入れぐあいもあると思いますが、すばらしい自然がこの経ヶ岳にもあります。そういった中で、今後、観光面でも取り組んでいかれるという可能性がありますので、そういう点では、経ヶ岳をさらに整備していくということも必要だと思います。

そういう中で、この3市町村で一緒になって進めていくということも必要ではないかというふうに思うんでありますので、この辺のところの考え方がありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 経ヶ岳の問題であります。

議員御指摘のように、経ヶ岳は、辰野町との境を接しておりますし、山頂から少し西に外れたところは、塩尻市に境を接しておるところであります。したがって、境界が3市町村ということになっておるところであります。

3市町村で取り組む考えがあるのかどうかということでもありますけれども、現状ではその考えは持っておりません。そんなことは御理解といたしますか、なかなか難しい部分がありますので、3市町村で進めるということにはならないだろうというふうに思っております。

辰野町からの部分で、黒沢ルートというのがあるわけでもありますけれども、これはかなり以前の災害以降、整備されておられませんので、登山できる状況にはなっていないところがあります。そんなこともありますので、なかなか難しいというふうに考えておるところであります。そんな必要性が出てくれば、また検討はしていくということになろうかと思っておりますけれども、現状ではそういう考え方は持っていないということでもあります。

権兵衛峠につきましては、塩尻、伊那市、南箕輪の3市村でいろいろな整備だとかをやっておるところであります。

経ヶ岳の観光につきましては、今年度、国の地方創生加速化交付金の事業として、経ヶ岳のPR映像やガイドブックの製作、登山道の整備を実施していくことになっております。これらを有効に活用しながら、宣伝もしていきたいというふうに考えておるところであります。また、昨年からはじめました経ヶ岳パーティカルリミットも充実しながら、継続していけば、経ヶ岳の知名度も上がってくるのではないかなと考えておるところであります。パーティカルリミットにも、県外から700人、県内外でありますけれども、県外の方が半数くらいおりま

す。大勢の方に参加していただけるということは、それだけの魅力もあるんじゃないかというふうに思っております。こういったイベントを通じながら、またPRができていければというふうに思っております。

また、今、駒ヶ根市、宮田村でもこの前行われましたけれども、自転車というのが観光になり得る要素というのでありますので、経ヶ岳は無理でありますけれど、旧権兵衛峠の旧361あたり、そういうことができないだろうかという思いもしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今回、権兵衛峠のことは取り上げなかったんですけども、ぜひそういった点で、前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

以前に、日本地図の中を見ながら、経ヶ岳という名前のついた山が幾つあるかなというふうに見たことがありました。三つまでは確認できたんですが、もうちょっとあればいいかなと思ったんですけども、そうしたら、幾つかあれば、経ヶ岳サミットもいいんじゃないかなというふうに思ったこともあります。幅広い取り組みをこれからもお願いしたいなというふうに思います。

3番目の質問に移りたいと思います。

村の文教地帯の整備促進ということであります。

中学校の駐車場、長年の用地が確保できまして、このたび駐車場ができました。大変喜ばしいことだと思います。教育委員会の努力も感謝するところであります。

同時に、この文教地帯、これからも将来的にはまだまだ整備をしていく必要があるかと思えます。私が前に取り上げたこともあります。将来、郷土館の整備、できれば新しい施設を建設できればいいと思うんですが、そういった構想を踏まえながら、この小学校、これからできるこども館、南箕輪小学校、体育館、村の公民館、中学校、こういった文教施設の一帯を、改めて周辺の整備ということも含めて考えていく必要があるんじゃないかというふうに思えます。

具体的にはということで、環境整備についての基本的な考えがあるかどうかということと、（2）も同時の質問になりますが、その第一段階として、村の公民館の前庭、それから村民体育館の前庭、赤松荘の庭も、少し今後の中で改造するというか、具体的には、村の公民館の前庭、古くからある庭でありますけれども、非常に大きな広いスペースを占めております。村の公民館については、なかなか駐車場のスペースがないわけでありまして、公民館の本当の前で、冬の寒さによって非常にアスファルトも傷んできております。赤松荘には、スロープがあるわけなんですけれども、先日も赤松荘を利用している人の中で、車いすで赤松荘に行くんですが、スロープに行く前に、公民館の道から入るところの段差、公民館の中の敷地の舗装の傷み、こういうようなところから、非常に使いづらいという意見もありました。そういうこと、また、村民体育館の利用者の方からも、立派な庭がありますけれども、あんな大きな庭は要らんんじゃないかということもあるし、大きな岩があります。子供たちが登ったりして、遊ぶ材料にもなっているんですが、そういう危険性も隣り合わせであります。そういったところも少しシンプルなものにして、1台でも多く車がとめられるような改造をしてはどうかということも含めて、この文教地帯の整備促進について、教育委員会からの考えをお聞きしたいというふうに思えます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 文教地帯の整備促進についての御質問です。

議員御指摘のとおり、昨年度末に、中学校校舎西側に生涯学習施設建設に伴う駐車場を整備いたしました。今回整備しました駐車場は、現在使用している中学校体育館南側の小中学校の先生や来校者用の駐車場にかわる駐車場として整備したものでございます。また、将来に向けた村郷土館建設のための用地として、隣接する土地も一部確保していただいたところでもあります。

こうした文教地帯周辺につきましては、議員御指摘のとおり、状況に応じた整備が必要であると考えますが、用地を取得して、小中学校の行事全てに対応できる駐車場の確保はなかなか困難な状況であると感じております。現在、学校行事で駐車場が足りない場合は、役場だとか、J A上伊那南箕輪支所、あるいは地元公民館の駐車場などを利用させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、公共施設の庭の改造の御質問です。

村公民館の前庭につきましては、村3カ年実施計画で、平成31年度以降にロータリーを撤去し、駐車場を整備するよう計画しております。また、村民体育館の前庭につきましても、障害者用の駐車場等を含めた、そういう駐車場にするために整備していくことを今後検討していきたいというふうに考えております。なお、赤松荘の庭につきましては、担当所管が違いますけれども、憩いの場として当面は現状のまま利用していく予定だというふうにお聞きしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） わかりました。

整備計画、予算の都合があります。順次そういったのを念頭に入れていただきながら、とりあえず舗装の関係については、村の公民館の前での、ぜひ早急に、庭の改造以前に、利用者が車いすの方でも安全に利用できるような、舗装の関係、補修等については、もう少し早急にできるような検討をぜひお願いしたいというふうに思います。ということで、3番目の質問については終わりたいと思います。

最後に、4番目の質問でございます。

文化財の保護の件でありますけれども、今度の補正予算でも、新四国霊場の枝切りの計画がありました。文化財の保護については、なかなか幅が広い、地域も散らばっていますから、大変なことだとは思いますが。とりわけ、新四国霊場などは、以前は北殿区の老人クラブの皆さんがボランティア等でお掃除等をしておりましたが、老人クラブの皆さんの高齢化もあって、それがなかなか困難になってきたという話も聞いております。

同時に、村の中に散在する文化財もこれからどうやって保護していくかということについては、以前の質問の中でも教育委員会から非常に大変だという話は聞いております。聞いておりますが、これを放っておくわけにはいきませんので、今、各地区の中で、いろんなボランティア組織や歴史を学ぼうというようなグループ、そういうのが立ち上がってきております。これはすばらしい傾向でありますので、ぜひそういう皆さんを取り込んで、そうはいつでも全くただというわけにはいきませんので、多少の資金援助もしながら、こういったもの

を補助、保護していくという一つの取り組みができないかなということでもあります。同時に、そういったいろんなサークルや何かの皆さんに呼びかけて、合同で勉強会をしたりとか、そういうことも含めて、お互いに保護の、交互の保護交流をするというようなことをしていったらどうかという提案型の質問でありますので、この辺についての教育委員会の見解をお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 近年、幾つかの区で、地域の歴史を学習したり、その地域に残る文化、歴史遺産を守ろうとするそういうグループが誕生してきていることは、大変喜ばしいことだと考えております。

本村には、南箕輪村文化財保護条例及び南箕輪村文化財保護規則に基づいて、村内にある文化財については保存及び活用の必要がある場合、その文化財を村の指定文化財に認定し、必要な措置を講ずることとなっております。現在、無形文化財、大泉神社の鹿踊りの保存、伝承の活動を行っている大泉区や新四国霊場の清掃業務をされている北殿老人クラブに対しましては、補助金だとか、委託料を支払っております。地域で指定文化財の保護のため活動されている団体には、その活動が継続できるよう援助しております。そのほかに、村文化財専門委員に意見をお聞きしながら、村内の文化財の保護活動をしている北殿区には、エドヒガンザクラへの液体肥料、それから、久保区の久保の文化を継承する会には、伊那街道の保全のための除草剤をそれぞれ現物支給しているところであります。

私は神子柴に住んでおりますけれども、私も退職を契機に、神子柴の歴史・文化遺産を伝える会に入会を勧められまして、仲間に入れていただいております。現在、神子柴では、会員が30名ほどいまして、定期的に例会を開いたり、あるいは年に1回、県内の施設だとか、あるいは博物館などを尋ねる研修旅行を行っております。また、年に1回は、かま塾と共催で、子供だとか、希望者を募って、神子柴地籍内の歴史をめぐる、そういう史跡探訪的なものも行っております。こうした活動のほかに、数年前から何かこういうボランティア的な活動をしようということになりまして、現在、神子柴遺跡の周辺の草刈り作業を6月と9月に行っております。先週も、会員が15名ほど集まりまして、2時間ほどかかって、あそこら辺一帯の土手の草刈りを実施しました。今、会員はまだ60代、70代の方はそんなにはいないと思いますけれども、元気でやっておりますけれども、会話の中で、あと何年こうした活動が続けられるかどうか、そういったことは会員共通の悩みであります。

今後、ボランティア団体の育成をはじめとして、村内にある文化財の保護、活用の方策につきましては、文化財専門委員の皆さんの御意見を伺いながら、必要な援助を継続していきたいというふうに考えております。そういった団体の情報交換的なこと、またできればいいかなと思いますけれども、また検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） そういったいろんなグループ、ぜひ、余りかたく考えないで、教育委員会の中で、村民センターに集まって、何か話をしようというぐらいの形で始められたらいいと思うんです。ボランティアを一生懸命やる人がうんと深入りしていったら人もいます。最初の目的から離れて、どんどんどんどん拡大していくと。そうすると、他の会員がついていけないという部分もありますので、幅広い、緩やかな交流組織というような形で、

教育委員会が少し仲立ちをしてやるというようなことで、ぜひ村の財産を守っていけるような方法に、声かけ等、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういったことをお願ひしながら、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時35分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） 議席番号1番、加藤泰久です。

通告した5件について質問をいたします。

まず第一に、空き家対策について質問をいたします。

大変、全国的にも、また上伊那広域においても、空き家が問題になって、問題化されております。子供が都会などに就職し、居を構え、両親が高齢化し、施設に入ったり、死去されたりして、実家が空き家状態になる事例が年々多くなっていると思われております。

伊那地域定住自立圏共生ビジョン素案が提出された中でも、取り組もうとしているところであります。

空き家を活用し、移住定住を促進することで、産業の就業者の確保や産業の活性化につながると思われております。また、民間業者の協力を得ながら、空き家バンクホームページや物件情報の発信により、物件登録や利用者登録が促進されるものと考えております。本年度の地方創生加速化交付金事業の移住定住施策の一環としての目的にも合致するものと考えております。また、これにより、人口の増加にもつながると思われております。

本村では、3年ぐらい前かと思われませんが、区長会に依頼し、空き家件数の調査が始まり、担当課による調査が進められておりますが、所有者が村外や遠隔地に居住しており、連絡、調査に苦勞されているかと思ひます。今どのような内容で調査を進めているのか、また進捗状況についてはどうなのかを質問いたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の質問にお答ひいたします。

空き家対策についての進捗、進行状況についての御質問であります。

空き家調査につきましては、各区から提供されました情報及び村で保管する税情報等から、空き家と思われる家屋153戸を抽出し、現地調査及び居住等の実態調査を実施してきておるところであります。

現地調査につきましては、担当課の職員により、保安上、衛生上、景観上の視点で、外見目視調査を行っております。現在のところ、139戸の確認が完了しております。進捗率につきましては91%ほどとなっております。

また、居住等の実態調査につきましては、4月の固定資産税納税通知書に合わせまして、同封をして、家屋の居住実態や管理状況、今後の利活用の意向を調査するアンケートを実施し、空き家と思われる家屋の55%、83戸からの回答をいただいております。現

在、居住等の実態調査の集計及び分析作業を行っているところであります。

調査結果につきましては、7月に開催を予定しております空家等対策検討委員会に報告し、御意見をいただきながら、今年度内に策定予定の空家等対策計画に反映していく予定となっております。村民の皆さんにも、村報を通じて、調査結果の概要をお知らせするとともに、管理不全な空き家の抑制が図られるよう、空き家対策について周知してまいりたいと考えております。空き家対策につきましては、取り組みを始めたところであり、今、担当課と、それから税務、固定資産税納税通知書に同封しての今アンケートの集計をしておるところでございます。

これから、議員御指摘にもありましたけれども、移住定住の促進や、あるいは定住自立圏のビジョンの中にもこの空き家問題、ビジョンとして策定されておるところでありますので、そういったものを受けまして、これから積極的に空き家対策に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中で、空き家が153軒というような実情がわかったところでございます。

それで、その153軒がどういう状態であるかということは、順次これから調査の結果を待つところでございますが、2番目の質問に移りまして、廃屋状態の空き家撤去費用に補助金をというような質問をいたすところでございます。

調査の中で、倒壊のおそれがあったり、衛生上の問題があったり、また治安上の問題があるような建物について、また修復不可能なような空き家の解体撤去については、多大な費用がかかり、所有者もちゅうちょしているというふうと考えられるところがあります。それで、その費用の一部を補助して、解体を促し、後押ししてはいかがですかという質問であります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 廃屋状態の空き家の費用の問題の御質問であります。

平成27年の2月26日に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項には、保安上、衛生上、景観上、生活環境上、放置することが不適切なる空き家等を特定空き家等と定義しておるところであります。

加藤議員が言われるように、廃屋状態の空き家につきましては、この特定空き家等に該当するというふうに思います。法律の規定によりまして、特定空き家等に対する措置が定められており、是正の措置の助言、指導、勧告、命令ができることになっております。また、その後、なお改善がなされない場合には、行政代執行を行うことができるということになっておるところであります。したがって、この特定空き家がどの程度あるかというのは、調査終了してみないとまだ何ともいえないところあります。

そういった中で、まずは助言、指導、勧告ということをやっていききたいというふうに考えておるところであります。行政代執行もできることになっておりますけれども、これは全国的に事例はありますけれども、なかなか進んでいないというのが実態でありますし、その費用について請求ができるということになっておりますけれども、そういったところも入ってこなければどうなるのかという問題点もあるところあります。本来的に言いますと、不適切に放置されている家屋の管理義務というのは空き家の所有者が負うものであります。しか

し、金銭的な負担等のため、不適切な空き家が放置されるということは保安上好ましくない状況であります。

現在実施しております現地調査の結果をもとに、特定空家等に該当すると思われる家屋がどの程度存在するかをまず把握することが一番でありますので、そういった把握に努めてまいります。その実態調査を踏まえまして、廃屋状態の空き家を撤去するための費用に対する補助金制度を創設するかどうかにつきましては、いろんな事例がありますので、先進地がありますので、これは検討していく必要があるというふうに思っております。また、空家等対策検討委員会が設置されておりますので、その御意見も聞いてまいりたいというふうに思っております。まずは特定空き家がどの程度あるか、その調査結果によって考えたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 大変、所有者の所有権等、いろいろ難しい問題がある中で、これを何とか、それぞれの課で協力し合いながら、何とか解決していただきたいと思うところであります。

次に、学校給食センターについて質問をいたします。

28年度で西部保育園、中部保育園、学校の増改築等、またこども館の入札、着工というような、大きな事業が順調に進んでおるところであります。そうした中で、これらの問題は、子供の増加、生徒数の増加に伴うところの事業であります。

そうした中で、今ふえている子供たちは、学校給食、どのようなふうになっているかというようなことで、ちょっと6月に調べたところが、6月現在、小学校が830食、中学が510食、合わせて1,340食ほどを毎日調理しているというようなことでございます。そうした中で、現場も見せていただきましたが、ちょうど食事が終わって、食器を返してくるというような状況のところ、もう職員の皆さんは、戦争状態というのはその言葉が最適と思うぐらい、もう忙しく働いていらっしゃいました。そして、その状況の中で、今の給食センターがスペース的に、また機材の老朽化等、その問題についてどんなようかと、そのようにお聞きしたいところでしたが、なかなか忙しくて、できませんでしたので、そのような状況、今後、生徒の人数がふえるだろうという想定の中で、今の状況をお話をお聞きしたいと思って質問するところでございます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 学校給食センターの現在の状況はとの御質問です。

現在の学校給食センターは、平成11年12月に竣工しまして、ことしで17年目となります。センターの施設自体は鉄骨でできておりまして、この耐用年数は31年です。今のところ施設自体の老朽化対策は必要ないというふうに判断しております。当初は、最大1,300食対応可能な施設として建設されましたが、平成25年度からは1,300食を超え、昨年度では1,337職を調理しているのが現状です。一方、調理員数につきましては、12名で対応しておりますので、1人当たりの調理数は約111食というふうになっております。

昨年9月の議会でも、別の議員から御質問がありましたけれども、近年、児童生徒の増加によって、想定していた調理数を超えるとともに、アレルギー対応の調理が必要な児童生徒

も多くなっているため、増改築も視野に入れながら、現状の施設をどうするのかを検討したい、そんな旨の答弁をいたしました。その後、本年2月に開催されました平成27年度の第2回総合教育会議で、給食センターの課題について意見交換をし、村長から、給食センターの課題に対する今後の対応について、教育委員会でしっかり議論してほしいとの御意見をいただきました。これを受けまして、ことし3月に開催しました学校給食運営委員会で、この課題について報告し、来る6月22日、来週開かれます本年度第1回目の学校給食運営委員会の中で、現状と課題を踏まえた御意見をいただく予定であります。教育委員会としましては、本年度第1回目の総合教育会議の中で、教育委員会での検討結果を村長に報告させていただきたいと考えております。

いずれにしても、子供たちのアレルギー対応を含め、安心・安全な給食を提供できるよう、環境の確保に向け、早期の対応が必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいまの説明にもあったように、千三百何十食という状態で、今、満杯状態というようなことで、次の質問に移りますが、今後、生徒増加に伴う状況の中で、どのように対応していくかということでありまして、現場を見たり、お聞きしたところでは、改築といっても、なかなかスペース的には大変な部分もあるし、今現在、給食調理している職員の皆さんに言わせると、やっぱり器具機材がふえて、歩くスペースだとか、そういうものに非常に大変な部分があるというようなこと、また器具機材が老朽化することによって、機能が、やっぱり今の新しいものより機能が非常に衰えているというようなことを考えた中で、今後どのように対応するかというお考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 先ほどの答弁で、昨年度が1,337食だというお話をさせていただきましたが、現時点の予想では、今後、平成33年度に南箕輪小学校・中学校の合計の児童生徒数がおよそ1,300人となると、それがピークではないかなというふうに予想しております。それに、教職員の数約100食を加算しますと、1,400食分の調理が必要になるというふうに予想しております。今後、100食分ふやしていかなければならない状況ですので、現施設での対応が可能かどうかなのか、調理員の調理スペースだとか、あるいは作業員の動線の確保だとか、調理器具の保管場所の確保など、課題解消のための方策につきましては、早急に検討して、結論を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） どうしても給食となると、1日も休むというようなわけにはまいりませんので、それぞれの部署で研究を重ねて、一番最良な方式をとっていただきたいと思っております。

次に、キャリア教育推進事業計画についてということで質問をいたします。

先日の全協において、28年度南箕輪村キャリア教育推進事業計画予算案が提示されました。趣旨としては、一人一人の社会的、職業的自立に向けて、必要な能力を育てるキャリア教育の推進を図るためと言われております。これは、まだ6月24日、推進協議会が発足するという前提のもと素案でございます、事業計画でありますので、それを見せていただいた中で、

その資料の中に、キャリア教育年間スケジュール表を見ると、中学校の職場体験、夏休みこども体験講座、冬休みこども体験講座ほかいろいろありましたが、これを見て、以前は、小学校、中学校には田植え休み、稲刈り休みがあり、家族の労働力の一つとして作業に当たり、かまやら、道具を使用して、こういう体験は全て家庭でできたというふうに思うところがありますが、時代の変遷と社会変化により、こういうことは学校でやらなきゃならないかと、仕方ないと思うところでもあります。しかしながら、このような教育が必要とされることは、また都会の子供たちが体験学習として信州を訪れるというようなことが報じられております。教室の学習だけではなく、それぞれの体験が必要とされてきております。

本村においては、大芝高原に2.8ヘクタールの学校林を持って、いろいろな作業を行い、体験をしてきたところでもあります。途中で中断したそうですが、最近また復活して、1年生が学校林作業に当たっているとのことでございます。大芝高原という最も近い場所に学習の場を持っているので、小中学生に動植物の観察や作業体験の場として、もっと多く活用していただきたいと思います。動植物といいましても、動物としたら鳥が、採鳥会もあったり、植物も山野草をはじめ、珍しい植物があるということでございます。それですので、この大芝高原をもっと学習の場として活用していったらどうかということで質問をいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 小中学校に、大芝高原の学校林を学習の場として活用をという御質問ですけれども、学校林につきましては、ことし3月のこの議会の中で答弁をいたしました部分があって、重複する部分もありますが、御容赦いただきたいと思います。

今、議員が御指摘のように、中学校では、毎年1年生が1泊2日で行う大芝高原宿泊学習の中で、大芝高原の森林自然保護の会の方々などの御指導をいただきながら、二、三時間、枝打ちをした、そういった枝の運搬作業等をしたというような活動をしております。また、中学3年生では、私たちのふるさと南箕輪として、総合学習の一環として、大芝高原を研究テーマの一つに掲げ、調査活動をする中で、村のさまざまな方々と触れ合ったり、村への提言としてまとめ、文化祭で発表したりということもありました。先輩たちが守り育ててきた学校林を学習の場として活用する、そういったことは、生徒たちにとっても広い意味でのキャリア教育の一環かなというふうに考えます。近年では、カリキュラムの関係上、年に1回ぐらいしか、宿泊学習での作業しか活用できていないのが現状であります。学校林作業はこの村の歴史を知る上でも大切な学習となっておりますので、さまざまな分野の方々のお力をおかりしながら継続していきたいなというふうに考えております。

また、小学校につきましても、今後、村の歴史を学ぶ機会として、大芝高原の学校林を学習の場としてどのように活用できるのか、検討していきたいなというふうに考えております。現在のところは、小学校1年生が大芝を遠足の目的として訪ねております。あとは、公民館の夏休みの体験教室的なのがありますけれども、それぐらいかなというふうに感じております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 身近にある学習の場ということで、多くの子供、学生生徒に活用していただきたいと思います。また、都会の子供たちの体験の場として、体験学習の場として活用していくように、また観光協会等にも提言をしていきたいと思っております。

続きまして、大芝の湯について質問をさせていただきます。

前回の一般質問で同様の質問をいたしました。私の調査不足や説明不足で、ちょっと納得のいく答弁をいただけなかった。再度調査をしてみましたので、その調査を含めて質問させていただきます。

大芝の湯に入れ墨の利用客がふえているということを知りまして、近隣の施設はどのようなかということが非常に心配になりましたので、結構厳しいと、それぞれの皆さんが大芝の湯へ来るのかなというように考えながら、ちょっと調査してみました。

ここで言う入れ墨というのは、全身もしくは背中面に、大部分、部分的に入れてある入れ墨のことでありまして、ワンポイントやファッション的に入っているタトゥー等は対象外というふうに理解していただきたいと思っております。

みはらしの湯では、一応、玄関の入り口と脱衣所の入り口に、入れ墨の方は御遠慮くださいというように大きく書いてありました。また、そのような人が入っていて、お客さんから言われると、連絡があった場合は、職員が、一見のお客様はそれはわからなかったというようなことでもございますので、次回は御遠慮くださいというようなお願いをしているそうです。また、それに対応するように、緊急時の連絡場所として、警察とか弁護士事務所の電話番号がフロントの正面に大きく書いて張ってありました。また、従業員全員でミーティングを行い、このような事例に備えているというようなことも支配人からお聞きしております。

伊那の同系列のさくらの湯も同様に対応しているということもございます。

次に、箕輪町のながたの湯では、玄関の入り口に、入れ墨、泥酔の方はお断りいたしますとやっぱり表示されております。支配人のお話では、入れ墨の人は、ながたの湯はそんなに多くないというお話でございました。

大芝の湯では、入浴客や子供が恐怖心や不快感を持っているようでは、大芝の湯のイメージダウンにつながるんじゃないかと思っております。

それで、南箕輪の場合は、反社会的な云々というようなふうには書いてあるだけで、その当事者は、自分が反社会的であるかなんていうことは考えられないところでございますので、ぜひとも玄関、脱衣入り口に、入れ墨の方は御遠慮くださいというような表示をすべきじゃないかと思っております。そんな質問でございますので、答弁をよろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 前回に引き続きの御質問であります。

御指摘のように、大芝の湯では、暴力団もしくは反社会的勢力とされる人等、酒に酔っている方、泥酔、他のお客様に迷惑をかける人の利用の禁止、こういったことを看板に掲げているところでもあります。

御指摘にもありましたように、近隣の市町村の温泉施設では、入れ墨をしている人は御遠慮くださいという表示があるわけでもあります。箕輪のながた、みはらし等につきましてもあるところでもあります。

質問の中にもありましたように、タトゥーと呼ばれる人もふえてきておるところであります。この区別はしなければならないだろうというふうに思いますが、なかなか区別はし切れないというのが実態であります。しかし、他町村の施設がそういうことであれば、一般論として、入れ墨をしている人は御遠慮くださいという表示はしていかなざるを得ないというふうに思っております。したがって、この辺の対応はさせていただきます。

たいというふうに思います。ただ、それぞれ、村のほうでもお話をお聞きしたところでありますけれども、そういう表示はしておりますけれども、入った皆さんにつきましては、苦情がない限り、そのままということでもありますので、そんな点はそんなふうに御理解もいただかなければならないのかなというふうに思っておるところであります。

いろいろな面を考えますと、難しい面も確かにあるところでもあります。観光庁のほうからも、宗教、文化、ファッション等のさまざまな理由で入れ墨をしている場合があることには留意をなさいという通達もいただいておりますので、表示はいたします。本当に目に余るそういう部分であれば、また対応はしていかざるを得ないというふうに思っております。そんなことで、御遠慮くださいという表示はしてまいります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

というのは、ワンポイントとか、ファッション的なタトゥーに関しては、入っているお客さんもそんなに恐怖心、または不快感というものは持たないところでございますけれども、ちょっと私の、よく行っている方が話すには、年配の人が1人、その両脇に若いのが1人ずつで3人つくと、その洗い場にはほかのお客さんは寄りつかないと、そういうような状況でございますので、そのようなことというのは、やっぱり大芝の湯、みんなが楽しく過ごせる大芝の湯という、イメージダウンにつながりますので、ぜひそういうことのないように。また、箕輪でも、みはらしでも言いましたけれども、お客さんからちょっとそういう人がいてと言ったら、脱衣所で帰るときに、そういうわけで、ここの表示してありますので、この次は御遠慮くださいというように、穏やかな言い方であれば、そんなときの対応ができるんじゃないかと思うところでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

5 番目に、経ヶ岳整備についてということで、経ヶ岳全般が、これは何回も言っておるところなんです、間伐期に入っております、間伐の必要があるわけでございますけれども、以前は、間伐して切り捨てることが可能であったわけですが、今は、間伐したら搬出しろというようなことでございますので、ぜひとも林道を整備し、搬出がやりやすいように、ぜひとも森林整備計画等あるかと思いますが、年々計画的に継続して事業を遂行していただきたいと思っておりますので、その辺について質問をいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 奥地林の森林整備の御質問であります。

森林というのは、多面的な機能を有しておりますので、整備はしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

村の奥地林につきましては、これは800ヘクタール、面積があります。昭和50年代から平成の初めにかけて、一通りの間伐は終了しておるところであります。また、奥地林の多くがカラマツで植林されております。40年から60年経過をしておりますので、伐期を迎えているのが中心となっているところであります。しかし、現実的には、木材価格も低迷しており、木材を販売する目的での伐採は難しい状況が続いておるところであります。

村では、こういった状況を踏まえまして、平成26年度に奥地林の基礎的な調査を信州大学にお願いし、その結果、現時点では、早急に手を入れなければならない緊急性は低いという調査結果をいただいております。

これからは、長伐期化に向けた取り組みを考えていく必要があるというふうに思います。伐期の40年から60年から、さらに長伐期化、そういったことも考えていく必要があるということですので、この辺を重点に置きながら検討してまいりたいなというふうにおっしゃるところであります。

今後は、資源内容を精査した上で、信州大学との連携により、整備計画を作成し、必要な箇所から間伐を行っていく予定であります。したがって、長伐期化というのを中心に捉えながらの計画になるかというふうに考えておるところであります。

林道の話が出ました。そういった長伐期化の中で搬出をするということであれば、林道はつくっていかねばなりません。それは、そのときに対応をしていかざるを得ないというふうにおっしゃっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 結局、林道設置には大変費用もかかっています。また、森林整備についても、これは先行投資型のあれで、すぐ結果があらわれるというような事業ではございませんので、その辺を含めた中で、長期的な展望に立って、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、登山道の継続的な整備をということで、5月21日のバーティカルリミット経ヶ岳大会は成功に終わり、大変より大会でありました。また、参加者の皆さんに聞きますと、大変整備と申しますか、ササも刈ってあったりして、非常にすばらしいコンディションだったと、そんなようにおっしゃって、何人かお行き合いました中で、いや、すばらしいコースだから、また来年は、仲間を連れて、ぜひとも参加してというような方が大勢おりましたので、大変心強く思ったところでございます。

それで、経ヶ岳は、先ほど議員の話にもありましたけれども、日本200名山の一つとして、また伝統の中学の経ヶ岳登山、公民館の登山、今言ったバーティカルリミットの競技道として、また中央アルプス国定化構想の一部として、また村民が朝な夕なに仰ぎ見る山として、これから継続的に整備をし、充実していただきたいと思いますので、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 経ヶ岳の整備の登山道の整備の御質問であります。

バーティカルリミット、去年から開催しております。第1回に比べてコースが整備されたところをお声をいただいたところであります。そんな点は、整備に重点を置いてきてよかったなというふうに思っております。

経ヶ岳は日本200名山の一つとなっておりますので、登山者をふやしていくことも必要であるというふうに考えております。また、バーティカルリミットの効果で、さらに訪れる人もふえていくのではないかとおっしゃっているところであります。したがって、引き続き、登山道の整備には取り組んでまいります。定期的にやっていきたいというふうに思っております。

今年度につきましては、地方創生加速化交付金を活用して、中尾の頂上から黒沢山を経て、箕輪町との境界までのササ刈りと、既存登山道の危険箇所の修繕を予定しております。登山道の通常のやぶ切りやササ刈りにつきましては、毎年、これは手直しをしながら

ら、定期的に行ってまいります。

また、さらに経ヶ岳に登っていただく方をふやしていきたい。そんな山に対する山の日もできましたので、そんな新たなイベントではありませんけれども、通常のイベントの中で、そういったものができれば一番いいのかなというふうに思っておりますので、できれば、パーティカルリミットだけではなくて、日常的に経ヶ岳に登山をしていただけるような、そんな雰囲気もつくっていければというふうに考えておるところであります。

加藤議員には、パーティカルリミット、ショートコースに出していただきまして、ありがとうございました。

以上であります。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） そういうお言葉をいただいて、経ヶ岳のコースも整備されると、そうすれば、経ヶ岳に来られるお客さんも徐々に、地道でいいんで、徐々にふえていって、すばらしい山となる、コースとなるように願っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、あす16日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午後 4時15分

平成28年6月16日（木曜日） 午前9時00分 開議

第1 一般質問（受付順位第7番から）

6番 唐 澤 由 江

4番 丸 山 豊

8番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 征矢鑑
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋
住民環境課長 埋橋嘉彦

健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆
代表監査委員 原浩
教育委員長 三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年6月16日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続きまして、一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、6番、唐澤由江議員。

6 番（唐澤 由江） おはようございます。議席番号6番、唐澤です。

自民、公明の推した舛添知事、やめたくなかったのにやめざるを得ない状況、あきれることばかりです。いろんな集まりの中で、舛添さんのようなことはないだろうねと言われることがあります、そんなことはありません、当然です。

村は、4月以来、ずっと人口がふえ続けています、子育てに優しい村として。国が人口減少時代を迎えているのに、人々が子供を産まなくなれば国が減びます。若い世代は6人で高齢者を支えなくてはならない状況になっております。

そんな中で、今回、四つについて質問します。

まず、子ども・子育て新体制は。産婦、新生児、乳児訪問のネウボラ機能は、80%以上確保しているかという問題ですが。

こんにちは赤ちゃん事業と養育支援訪問事業ということで、昭和40年に、母子保健法が児童福祉法から独立しておりまして、以来ずっと、妊婦の届け出、妊婦健診、新生児訪問、未熟児養育医療とかいろんなことで、ずっとお母さんたちの訪問をしながら支援をしています。そのような中で、何回も通いながら、保健師が子供やその家族に対話を重ねて、信頼を得ているのが実態です。

この80%以上確保しているかということについてですが、それは、子ども子育て支援計画の中の62ページにありまして、25年度の訪問数を調べましたら、課長ともお話をしておりますので、訪問実態は、151人のうち120人を訪問したということで、79%ということだそうです。私も、本当は100%以上訪問していきやいけないのに、どうしてしていないのかなという意味で、妥協して80%は確保しているかということでしたけれども、結果的にその同じ数字、ほぼ同じ数字だということだそうです。そのことについて、どんな実体か、どのように対策をしているのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議席番号6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

初めに、産婦、新生児関係、80%以上確保しているかという質問でございます。

まず、乳幼児健診についてであります、3カ月健診時の節目ごとの受診率は、いずれの健診も95%以上となっております。新生児訪問であります。これにつきましては、現在は

96.2%という率になっております。そんなことで御理解もお願いしたいというふうに思います。まだ、100%というわけにはいきませんが、96.2%という達成率になっております。

また、妊娠届の際には、保健師や栄養士が面接を行い、心配なことがある場合には、その後も継続して相談や訪問を行うようにしておるところであります。妊娠から子育てに当たりまして、発達や育児不安、家庭環境などの支援が必要な場合には、健康福祉課のみならず、子育て支援課、子育て教育支援相談室など、関係部署が連携を密にしなが、きめ細かな相談支援ができるように心がけているというのが実態であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 生後4カ月までの全戸訪問というのが問題になっておりまして、なぜかという、生まれて産後うつになったりして、4カ月までに虐待等により死亡するケースが多いということで、やっぱりこんにちは赤ちゃん全戸訪問事業、それらを中心にして、やっぱり要保護児童対策地域協議会、それから子育て支援相談室と一緒に、養育支援が必要な子供には養育支援訪問事業も系統的にやっていくネットワークをつくるということで、本当に不安定なお母さんが方がふえていて、虐待等が出てしまうということが多いようですので、なるべく早く、生後4カ月までの訪問をお願いして、次の質問に移ります。

こども館が、先日、設計図が示されまして、夢のあるこども館になりそうな気配を感じました。しかし、部屋をつくって、その魂を入れるためには、今から準備をしないといけないことがいっぱいあるかと思えます。登録してる学童クラブとか、誰でも通えるこども館、子ども相談室の先生方というような場合に、本当に専門的な館長というのも必要でしょうし、時間帯がどうなるか、やはりきめ細かに準備していただければ、よりよい、本当にネウボラ機能を支えるこども館になるのではないかなと思えますので、その計画についてお知らせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） こども館の完成、来年の3月末を目指しておるところであります。若干、これは延びていくのかなという気もというか、そんな状況もあるわけでありましてけれども、現在、運営に部分につきまして検討しておるところでありますので、まとめ次第、また議会にも話をしていきたいというふうに思っております。

管理の面であります。これ、全体の主管をする課は、子育て支援課が担当するというところで決めました。それに加えまして、関係する課もかかわってまいります。各課の横断的な体制で対応していく、このことは必要だろうというふうに考えておるところであります。そういう体制もつくってまいります。

こども館は、御承知のとおり、児童機能、子育て支援機能、放課後児童クラブ機能、村民交流機能と、さまざまな機能を持った施設でありますので、主管は子育て支援課ということでもありますけれども、実際の運営管理は、こども館に職員を置いて、こども館の運営を行っていくということで考えておるところであります。当然、館長的な職員も必要になってくるということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 先駆的な役割を果たすこども館ということで期待をしておりますが、やはり地域創生における母子保健のやっぱり充実というのが、子供の貧困とか、そういう子供の虐待等で、子供自体が経済的な損失という言い方はおかしいんですけども、やはり経済活動ができるように、しっかりと子供の教育をしていく。そういうことが、やはり日本財団試算によりますと、やはり何兆円、2兆9,000億円、子供だけをしっかりと見ていかなければ、進学率とか、中退率をなくしていったって、貧困対策もしっかりして、子供に教育をつけるということが、やはりこれからの子供が少ない中でのやっぱり大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、たけのこ園建設から5年目ということで、何がどのように変わったのか、具体的にお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ④で、たけのこ園でいいわけですね。

たけのこ園建設から5年がたちました。平成24年の10月に開園をしたところであります。開園当初11名だった利用者は徐々にふえ、平成25年度以降は、毎年50人前後のお子さんとその保護者が利用しておるところでございます。

一番変わったという点であります。まず職員体制につきましては、これは当初の職員に加えまして、専門職、臨床心理士、言語聴覚士、看護師等、専門職を確保することにより、幅広い指導につなげられておるのではないかなと思っております。そして、同時に、児童発達支援事業所として一層充実することができるようになりました。

毎年、さまざまな個性や特性を持ったお子さんがたけのこ園に入園をしまいであります。たけのこ園の方針としては、一人一人に合った支援を職員が丁寧に指導する、このことに力点を置いておるところであります。したがって、入園してしばらくすると、かなり落ちついて、表情も豊かになってくる、こんなことも明らかになってきているところでもあります。そういったことを見れば、たけのこ園をつくって本当によかったなという思いでもいるところでもあります。また、たけのこ園に通園したお子さんのほとんどが、保育園や小学校へスムーズに入園、入学することができておるところであります。そういったことも大きな成果があるのではないかなというふうに思います。保護者の方からも、もっと早く入園していればよかった、入園してすぐ子供に変化があらわれた、そんなお声もいただいております。子供の成長というのはそれぞれ違いますけれども、今後もたけのこ園は、お子さんやその保護者の皆さんに寄り添いながら、発達のお手伝いをしていきたいと思っております。

したがって、たけのこ園は5年たちましたけれども、その成果というのは確実に出てきているということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 先ほどの乳幼児への援助もそうですし、障害があってもノーマライゼーション、本当にそれがみんなの中に溶け込んで、寄り添って、お互いに助け合うという、そういう何て言うんですか、差別とか、区別とか、そういうことのないように、溶け合うようにやってほしいなと思っております。

次に、健康と医療問題についてお聞きします。

全国の病院ランキング、1,000位ランキングの中で、伊那中央病院が151位ということで、これはDPCデータという、いろんな制度を導入して、包括医療支払い方式という名称ですけども、こういった効果的に出来高払いによる無駄な診療行為を減らしたり、入院期間の短縮や医療の質の向上を狙っているものなんですけど、支払われる報酬には、在院日数とか、病院の機能評価が反映されております。これらの問題の中で、中央病院がいろんな集客数、機能、効率性、重症度、救急性というようなもので、県下一、151番でありまして、県下では相澤病院に次いで5位というような、本当に名誉ある、見方によっては、これの質が合わない場合もあるかもしれませんが、村としても、組織構成員ということで好ましいのではないかなと思いますけど、どういうふうにお考えですか。実態はどうなっているのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 中央病院の御質問であります。

改革実績151位という、その実態はという質問でありますけれども、この問題につきましては、これ、雑誌社であります。全国の病院改革実績ランキングで伊那中央病院、全国151位となったということになります。この内容について確認をいたしましたところ、包括医療支払い方式をとっている病院について、集客力と病院機能を軸に評価し、雑誌がランキングを作成したというものであります。これは、あくまで雑誌ということで御理解をいただきたいと思っております。しかし、こういった雑誌でも上位に取り上げられたということは、これは本当によいことだなというふうに思っております。これ以外にも、伊那中央病院は、総務省が平成28年3月にまとめました公立病院経営改革事例集、この事例集にも取り上げられております。これは、健全経営と良質な医療の確保の両立に成果を上げていることが認められているということで、この改革事例集にも載っておるところでございます。

医療というのは、本当に地域にとって重要な事業であります。地方創生が始まっている中で、医療が充実していくという、このことも重要なことではないかなと考えておるところであります。中央病院につきましては、おかげさまで黒字経営が続いておるところであります。これからも医師数を確保しながら、また質を上げるような病院機能を充実させていきたいということで、組織市町村の一員として努力はしてまいりたいと考えております。

さらに、中央病院の機能といたしましては、今、北棟の建設に向けて、準備も着々と進んでおるところであります。人間ドックを含めた健診体制の充実、また最新の医療機器の導入等々、そういった部屋もつくっていくということで計画に乗っておるところでありますし、近々といいますか、もう少したてば、この起工式も始まっていくというふうに考えておるところでございます。さらに、そういったものを組み合わせながら、充実した病院になっていくものと思っております。

先ほど申し上げましたが、南箕輪村も経営や運営の一端を担っておるところでありますので、さらに充実していくよう努力はさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 総合病院という名前はないんですけども、病気によっては、中央病院に行かなくても、かかりつけ医でいいかなとは思いますが、でも、中央病院の雰囲気とか、ボランティアの方、窓口の案内、本当にすばらしいものがあるなと思いました。

次に、健康長寿世界一を目指すエースプロジェクトはということで、何回も聞いていますが、やはり平均寿命が男女そろって全国1位になった長野県であっても、やはり内容はいろんな問題があって、一応、病気になって、血圧が高目の人が多かたり、肥満の人が多かたりというようなことで、内容についてはまだまだ問題があるようです。血圧が高いのに、薬もまばらに飲んだり、ずっと続けていなかったりということで、死亡に至る例が南箕輪も多いようですけれども、どんなふうにして普及しているのか、実態をお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 長野県は、平均寿命が県下一であります。女性が八十六、何歳、男性が八十、何歳というような、本当に長寿世界の中で喜ばしいことであります。同時に、この健康寿命を延ばしていく、このことが一番大切なことだろうというふうに思っておるところであります。健康寿命につきましても、長野県はすぐれておるところであります。

さらに、健康寿命を延ばしていくために、県ではエースプロジェクトという事業に取り組んでおります。これは、体を動かす・アクション、検診を受ける・チェック、健康に食べる・イートの重点項目に県全体で取り組んでおります。この頭文字でエースプロジェクトということで銘打っておるところでございます。このプロジェクトには、県、市町村はもちろん、小学校、企業、健康保険組合関係団体、ボランティアなど、200の団体が参加し、幅広く取り組んでおるところでございます。

村の取り組みといたしましては、常に健康寿命を延ばすために、いわゆる検診、運動、食育、こういったものを組み合わせながら、取り組みを強めておるところであります。運動の場面におきましては、松本大学との共同したててく教室だとか、ウォーキングツアーだとか、さらにウォーキングにつきましてはOB会をようやく活発に活動を始めていただいております。また、食改の皆様を中心とした食育活動、一番は各種検診など、受診率をどう上げていくかという、こういうことにも配慮しながら取り組みをしておるところであります。これからも、運動、食事、検診を中心とした健康づくりの推進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 検診受診率が上がるようにしていきたいなと思っております。

次に、隠れ炎症を予防するにはということで、隠れ炎症というのが余り耳なれない言葉かもしれませんが、言ってみれば、生活習慣病が原因ということです。

隠れ炎症の原因は、やっぱり便秘、座りっぱなしの生活、不規則な生活、紫外線、肥満、疲労、過労、ストレス、食生活の偏り、大気汚染ということで、やはり今の熊本の皆さん方は本当にこんなような状況で、生活自体が大変な偏りがあって大変だなというふうに思いますが、それぞれ自分の体は老化とともに炎症が起きて、静脈瘤になったり、それから血圧が上がったり、動脈硬化になったりということですので、体をしっかり動かしながら、いろんな面で気をつけて、体調管理をしていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 隠れ炎症という言葉、初めて聞いた言葉でございます。これは、生活習慣病としての炎症ということのようであります。

御承知のとおり、近年、メタボリックシンドロームや動脈硬化などの生活習慣病や老化と

慢性炎症の関連が研究され、明らかになってきておるといふふうに言われております。

この予防といたしましては、これまでも生活習慣病対策として言われてきておりますとおり、常に運動や食事などに注意をしていくこと、これは一番大切なことだろうといふふうに思います。運動、食事、このことに力点を置いていかなければならないといふふうに思います。また、自分自身の日常生活のあり方を見直していく、このことも大切だと言われております。そのためには、検診を受けていただくこと、検診により自分の健康状態を知っていただくこと、このことが生活習慣を改善するきっかけになっていくといふふうに考えておりますので、検診の受診勧奨、健康相談等の支援、これ、積極的にやっていかなければならないと思っておりますし、今でもやっております。特に、受診勧奨に力を入れております。各家庭を訪問し、検診を受けていない方に対しての受診勧奨、これには積極的に今取り組みを始めたところでありますので、よろしく願いいたします。

こういったことをしていくことによって自分の健康状態を知る、それによって生活習慣を改善していく、こういうことにつなげていかなければなりません。そして、また、食事指導や定期的な運動への参加、こういったことも定期的に行っていければといふふうに考えております。健康長寿、こういった関連は大切なことでありますので、これからも村の重点施策としてやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次の問題なんですが、医者のかかり方とかかりつけ薬局の選び方なんですが、先日、たんをのどに詰まらせて救急車で運ばれて、あと退院してきたけれど、医者への通院はどうしたらいいのかというような相談を受けたりしました。近所で親切なお医者さんがいいんじゃないかというようなこと、それから、もし往診をしていただけるようなら、そういうのも頼めたらいいんじゃないかというような話をしました。

今、家庭医を一つ持って、眼科、整形、内科と、あちこちかかる場合に、薬局が幾つもあると、それが一つの薬局にすればいいんですが、医院の隣にある門前薬局へ行ったりすると、薬の数がふえたり、いろんな問題が起きております。ことしから、4月から、かかりつけ医と薬剤師の報酬を手厚くして、そういう問題をなくすためにやっているようです。

やっぱり、ひざが痛い、治してくれるからといって、人工関節を90過ぎているのに受ければいいのか、尿閉があるからといって、93歳で入院したほうがいいのかというような問題もあると思うんですが。やはり私の友人で、動脈瘤があるから、15年前ですけれども、いつ破裂してもおかしくないよと、大丈夫とは言わないと言われて、生涯、こんな言葉を言われたことは絶対におかしいと医者をも恨んでいる方、それから、83歳で尿閉があつて、なぜ入院させないのか、これは本人を殺したことになるといふふうに、さんざん医者にも脅かされても、6年ぐらひは生きたといふようなことがありますので、やはり医者を見る目も大事ではないかなと。薬局も一つだけにしておくといふのが大事かなと思います。

人生最後はどこで暮らすかといふことなんですが、私の友達が、どうしてお母さんを施設に入れたいのかといふような質問を受けたと、いや、施設に入れれば、負担もかかるし、介護保険料自体も高くなって、ほかの人たちにも関係してくるし、自分でデイサービス等を利用してやっていけば、一番在宅がいいんじゃないかといふようなことを言っています。やはり、

1割の負担でベッドとか、スロープとか、いろんなものが借りられるわけですから、そういう環境が整えば、人生最後は家がいいのではないかなど。施設にいと、家へ帰りたい、家へ帰りたいというのが口癖になっております。そういったことについて、どうお考えでしょうか。一緒に、4番、5番とお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まず、医者のかかり方とかかりつけ薬局の選び方の問題であります。

御承知のとおり、医療費というのは年々ふえ続けております。本村の医療費も本当にふえてきておるところであります。この辺の分析につきましては、医療が高度化してきておりますので、かなり高額なレセプト患者が年に数人いますと、かなり医療費というのは上がってくる、こんな状況であります。医療費をおさめる、医療費の負担を抑える、このことが重要であります。そのためには、先ほどから申し上げておりますように、検診を受けていただき、自分の体をしっかりとチェックしていただく、健康状態を常に見ていただくという、このことが重要であります。

その中で、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つこと、これは大切なことだろうというふうに思っておるところであります。多くの皆さんは、かかりつけ医というのはあるんじゃないかというふうに思います。主治医という言い方もされている方もありますけれども、そういったかかりつけ医を持っているんじゃないかなというふうに思っております。薬局につきましては、これはどうしても病院のそばに薬局、最近できますので、複数の薬局に行く例というのはあります。私も、医者通いが年とともにふえてまいりまして、三つの薬局からもらっておるような状況であります。その中で、一番は、やはり今、お薬手帳というのがありますので、これを必ず持参して見てもらうという、重複した薬を防いでもらうとか、そんなことでできればいいんじゃないかなというふうに思っております。したがって、かかりつけ薬局というの必要なことでもありますけれども、どうしても都合のいいところに行ってしまうので、お薬手帳を必ず持っていくような、こういう普及ということもしていかなければならないだろうというふうに考えております。

村では、保険制度説明会、あるいは国保の保険証更新の際に、かかりつけ医やかかりつけ薬局について啓発をしておるところであります。保険制度説明会というのは、これはそれぞれの制度に入る年齢になりましたら、その月々によって毎月行っておりますので、こういったことを利用しながら啓発をしておるところであります。今後もさまざまな機会を活用して、啓発に努めてまいります。かかりつけ医、かかりつけ薬局、これを持つということは大切なことであるという、このことは認識しておるところであります。

続きまして、人生の最後はどこで暮らすのがいいのかということでもあります。

介護保険制度の改正や医療介護総合確保推進法の施行により、現在、地域包括ケアシステムの構築及び県でこれから策定する2025年度見据えた地域医療構想によりまして、高齢者のそれぞれの介護度や病気の症状に応じた医療・介護サービスの提供体制の見直しが進められております。こうした状況の中におきまして、個人、個人の状態においた介護老人福祉施設等への入所、慢性期の介護療養型医療施設への療養や、住みなれた地域でさまざまな生活支援、介護サービスを受けながら、在宅で自立した人生を過ごすといった選択肢があるんじゃないかと思っております。

でき得れば、それは在宅が望ましいというふうには思いますけれども、その選択肢というのは、それぞれの個人や家庭環境の状況によってかなり変わってまいります。これは、家庭環境の状況によって変わってくるという、これが一番大きいのではないかなというふうに思っておるところであります。それぞれの状況において、個人の意見を尊重しながら、家庭内や支援者で御相談をいただき、本人や家族にとって最良の場所を選択していただくことが望ましいのではないかなというふうに考えておるところであります。本人がいい、家族がいいという、こういう部分が最良ではないかなと思います。ただ、そういった最良の部分にありましても、本当に家庭環境によってかなり変わってまいりますので、一概には言えないところでもあります。

ただ、国の方針としては在宅という、こういうことを進めておるわけでありましてけれども、ただ、在宅一本で私はいけるとは思っておりません。それぞれのサービス、施設を含めましてのサービスを組み合わせながら、その人にとって一番最良な方法を選んでいくことが望ましいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やはり在宅を、施設も利用しているんですけども在宅に、家へ帰ってきて、朝早く、食事も施設で食べて、夕方は家へ帰ってきて、御飯食べてくるので、夜は自宅のベッドで寝られるというような人も見ております。そうすると、やはり、たまにはリンゴの摘果もしてみたりとか、そういうこともできるので、本当に今は恵まれているなと思ったところです。

次に、教育行政の改革についてお伺いします。

北原地区のスクールバスの運行の事業が10年ぐらい前から始まっておりまして、だんだん子供たちも少なくなってきました。今後どうするのか。

それから、組み体操が今、話題になっていて、やはりいろんな事故が起きていて、車いす生活になっている方もおります。だから、どういう教育的効果があってやるのかということも話題になっておりますが、どういう方向、この組み体操自体は各学校で決めなさいというような方針になっているとかお聞きしましたけれども、事故がある以上は、やっぱり危険なことが心配だなと思っておりますので、その二つについて、教育委員長さん、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 最初に、北原地区のスクールバスの運行の見直しについてという御質問についてお答えします。

先ほど議員が言われましたように、この事業は平成18年度から始まりまして、ことしで11年目を迎えました。このスクールバスにつきましては、議員も御承知かなと思いますけれども、学校からの通学距離が片道おおむね4キロ以上の児童を対象に、現在は登校、朝1便、それから下校2便で、11月から2月までの日照時間が短い期間に限定して運行を行っております。

この事業開始当時、私も南箕輪小学校に在職しておりましたけれども、当時は、全国的に不審者の問題が非常に多発しておりました。本村でも、そうした事案が数件ありまして、子供たちにもそんな指導しておりました。中には、田んぼの見回りに来たおじさんを不審者

と間違えて、慌てて家へ飛び帰って、お母さんに告げたとか、あるいは車で通りかかった人が道を聞いただけなのに、それを不審者と勘違いしてというような、そういう保護者も、子供たちも、こういった問題に対して非常に過敏になっていた、そういう時代背景もあって、保護者からの要望もあり、始まった事業というふうに理解しております。

近年の利用状況ですけれども、11名から15名が利用しております。これは、日によって、塾へ行ったりだとか、家の都合だとかで、全員がいつも乗るわけではありません。そういった子供たちが利用しております。北原地区の子供の数も年々減少傾向ではありますが、先ほど言ったように、登下校時の子供たちの安全確保という意味もありますので、引き続きこの事業は続けていきたいというふうに考えております。

次に、組み体操の問題ですけれども、全国的に非常に問題になっておりますけれども、練習中の事故が年間8,000件を超えるというふうに言われております。ことし3月に、スポーツ庁から安全性を確実に確認できない場合は実施を見合わせるようにと、県の教育委員会を経由しまして本村の教育委員会にも要請があったところでございます。

組み体操は、体力の向上とともに、自立だとか、協調の望ましい態度を養うだとか、そういった日ごろの体育学習の成果、発表の場として、運動会、9月に行っておりますけれども、具体的な種目等については、これは各学校にお任せしております。

今、全国的に、事故、問題になっております。特に、ピラミッドだとか、タワーと言われる種目ですけれども、これはテレビだとか、インターネットで調べますと、本村でやっているレベルと全然違います。本村はせいぜい5段ぐらい、ピラミッドは。ところが、見ると、10段だとか、それこそ50人とか60人で一つの種目をつくると、非常に高度な技で、そういったレベルが違います。

しかしながら、本村の各小学校では、練習だとか本番ともに、職員が万が一の場合に備えて補助に入るだとか、そういった安全性にも十分配慮しながら行っております。現在のところ、組み体操による大きな事故の発生というものは報告されておられませんけれども、体力の向上とともに、組み体操というのは、仲間同士が一つの種目に向かって、目標に向かってつくり上げる達成感というのも非常に重要な意義があるかなというふうに考えております。引き続き、各学校で十分安全性に配慮しながら取り組むよう、また各学校に要望を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 二つのことについて、わかりました。

3番と4番のことなんですが、知的なもの、知的レベルが落ちているわけではないんですけれども、平仮名を練習することによって、小学校で漢字を読み書きすることのつまずきというのが、本当に学習活動全般に影響を及ぼしているというふうに言われております。やっぱり、読み書きを身につけていくことは、人生を豊かにして、自分らしく生きていくことにつながっていくと思います。

伊那市では、平成24年度から、読み書き教育の充実を願って、その能力を高める取り組みを行ってきました。26年度、2年間、文科省の発達障害の可能性のある児童生徒の早期発見支援研究事業というのを、伊那北小学校をモデル校として研究しまして、今、小学校全部にわたって、MIMというスクーリングテストをしたそうです。そのスクーリングテストにあ

わせて、各教員が勉強を学んだり、受けたりして、それぞれの学校で、ことしから放課後学習を小学校でやるようになったと、そういう成果を聞いております。

そのような問題で、この問題は、もっと丁寧に教えれば、必ずわかるというふうに言われていた問題なんだそうですが、やはりスクーリングテストを、スクリーニング検査をしてみると、どういうところができないのかというのがわかって、それらを本当にきめ細かに、清音、濁音、発音とか、そんなようなことの指導をきちんとやっているようなんですが、どんな見解でしょうか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 三澤委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 今、お話のように、伊那市では、そういうふうに組織的に、系統的にやっておられるというようなことも私も聞いておりますけれども、まだ本村では、そこまでは至っておりません。現在のところ、それぞれの担任だとか、あるいは本村では支援員を比較的多くつけておりますので、そういった支援員等も協力して、よりきめ細かく個別指導に当たるようにというようなことでやっております。また、そういった伊那市の事例等、また各学校で参考にするように、いいところを取り入れていくように、またお話ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） この担当者に聞きますと、やはり大分、勉強ができるようになって、小学校4年ぐらいまでに、いろいろな基礎的な生きる力の能力がついてくるのに、本当にこの平仮名指導で、さっきのたけのこ園じゃないですが、効果が抜群にあったと。そういうようなことで、本当に子供たちに生きる力を与える経済効果というものはすごいものがあるというような、その熱心な意見を聞きまして、やはり伊那北小学校へちょっと勉強に行ってもらいたいとか、講演会を開いてもらいたいとか、そういうようなことを思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、総合学習の目的と主体は何かということなんですが、リンゴ学習ということで、2年目ということで、体験学習をやっております、花摘み、摘果、絵を描いたり、生育調査、そんなリンゴの生育について、いろんな写生をしたり、リンゴを見たり、芝生に寝転んでみたり、子供たちは本当に豊かな時間を、緑に囲まれて感性したり、それから作文を書いたりというようなことでやっておりますが、これが、昨年までは4クラスでしたが、ことしは1クラスふえて5クラスにもなっております。南部小が29人をほかの1人の園でやり、5クラス、163名をやっているんですけども、5回、半日ずつということで、なかなか、もうちょっとほかの園でもやってもらえれば、大変だなというような気もいたしております。子供たちは、やっぱりおいしいと言ってもらったり、頑張っているおじいちゃんを見ていると、僕たちも楽しいし、うれしいというような感想もあります。JA主体になっているようなんですが、このことについて、目的と主体は誰なのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） いわゆる総合学習につきましては、平成10年の学習指導要領の改訂において、新たに創設された科目であります。学習指導要領に示された総合学習の目標は、大きく分けて二つあるかなと思いますけれども、一つ目は、横断的、総合的な学習や探求的な学習を通して、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考える、主体的に判

断し、問題を解決する資質や能力を養成する。二つ目として、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする、そんなふうに述べられております。

主体はということでありますけれども、今言いましたように、子供たちの興味、関心とか、そういったことで、一番やっぱりやっていくのは子供たちかなと思いますけれども、先生だとか、周りの人たちは、それを、子供たちのそういう要望だとか要求をいかに醸成していくか、そういったことが大事だというふうに考えております。

現在、時間ですけれども、年間70時間、週2時間程度の学習を行っております。各学校ごとに、あるいは学年、学級単位で、年間計画を作成してやっております。本村においては、先ほど議員もおっしゃられたように、リンゴだとか、米づくり等、この地域の特性を生かしたことを大事に活動しております。特に、南箕輪小学校の場合、唐澤議員、山崎議員には、本当にそれぞれの学習の場を提供していただいており、活動に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

この活動は、生きる力を育むためにはとても大事な学習の一つであるというふうに考えております。引き続き、各学校で、この地域の特性や、あるいは児童生徒の実態に応じて、それぞれが創意工夫しながら、今後も続けていきたいなというふうに考えておりますので、またよろしく御協力をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 今度の南箕輪の村報の食育の6ページに、やはり営農センターで行っている地産地消の取り組みというのがありまして、保育園のスイートコーンプレゼント、保育園ブルーベリー狩り体験、小中学校・保育園リンゴプレゼントというようなことがあります。やはり、もうちょっと営農センターの協力とか、教育委員会からの援助とか、やっぱりJA任せにしないで、もう少し前向きにやってもらえればうれしいなと思います。やっぱり、結構、子供が来てうれしいんですけども、大変時間がかかって、負担が多いということですので、二つの農園が受け持つとか、三つの農園が受け持つとか、もう少し、ちょっと考慮していただければと思います。

もう一つの質問については、地震対策というのはまた次回にさせていただきたいと思いません。

村の対応について、ちょっとどう考えているかお聞きします。今後の方向。

議長（原 悟郎） 何を、リンゴ。

6番（唐澤 由江） はい、そうです。

教育委員会でもいいですけど。

議長（原 悟郎） 営農センターのかかわり方。

産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 営農センターにつきましては、唐澤議員おっしゃるとおり、主体的には、農産物、地元の農産物を保育園等に配って、こんないいものがとれるという、そういったような形で、地産地消というところで進めております。営農センターの事業、いろいろありますが、今のところ、営農センターとして収穫体験という形は計画には入っていないわけですけど、必要性について今後検討した中で、必要があれば進めたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

6 番（唐澤 由江） これで私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから55分まで小休止いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

議長（原 悟郎） 引き続き一般質問を続けます。

4番、丸山豊議員。

4 番（丸山 豊） 議席番号4番、丸山でございます。

通告いたしました大項目3点についてお願いいたします。

最初の1点になりますけれども、熊本地震から学ぶことということに対しましてお願いいたします。

平成28年4月14日、2カ月前でありますけれども、熊本県、大分県で発生した一連の地震で甚大な被害が発生しています。これらの地震で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意をあらわしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

前回の3月議会では、5年前の東日本大震災で被災された皆様に早期の復旧、復興をと申し上げたばかりでございましたが、まさに地震の国、地震列島であります。3カ月後に、またこういう格好になるとは思いもしませんでした。

緊急地震速報が流れても、数秒で揺れ始めます。ほかの自然災害と明らかに違うところがあります。地震予知に対しては、多くの研究者が一生懸命努力されているのですが、もっと早く予知できないのか、ほかに防ぎようがないものか、残念でなりません。

先日も、マグニチュード9クラスで南海トラフ地震死者33万人と上方修正された、信じたくないような報道が新聞、テレビなどでありました。発生確率は高い数字をあらわしております。

村の地域防災計画によりますと、被害想定を見ますと、伊那谷断層帯の地震による被害が最も甚大で、亡くなる人の予測が40人となっております。ただ、今後30年での発生確率はゼロから7%と低い数値を示しております。確率の高さでいえば、我が村も強化指定地域となっている東海地震であります。いつ起きてもおかしくないということで、最大震度は5強であり、亡くなる人の想定はゼロであります。参考までに、箕輪町の防災マップを見ますと、東海地震の表示というのは88%と表示されております。もちろん、東海地震には最大の注意を払わなければならないわけですが、熊本地震を見て心配しなければならないのが、被害想定が甚大な伊那谷断層帯地震でもあると言えます。それは、今回の熊本地震が、布田川・日奈久断層帯で発生したことで、断層が連動してのものか、独立してのものかを専門家に委ねるとして、熊本市の防災マップによれば、マグニチュード7.2から7.6、今後30年での確率はゼロから6%であり、伊那谷断層帯とほぼ同じであることであります。やはり、予測がつかない地震のことであるからこそ、真剣にしっかりした対応、対策をとらなければと考えます。

そこで、地震を含めた防災にかかわる質問をお願いいたします。

昨日から、大勢の方が防災に関して質問されております。重複しているところがあるかも

しれません。議員の皆さんからは、角度を変えて、違えてやれというようなお話もありましたけれども、でも、そんなに器量よくいきませんので、ダイレクトに話をさせていただきます。重複するところは割愛させていただきます。

主に、話題になっていたところなどを拾い上げて、早いうち、4月の15、16日あたりからの報道のあたりのところで、気になったところを拾い上げて質問したいと思います。

最初に、村地域防災計画にある、これ、24年から、24年の10月版になっておりますが、伊那谷断層帯長期評価、ほぼゼロから7%をどう考えればよいかということ伺います。普通に読めば、ほとんど起きないと理解されるのではないかと思います。平成19年の評価一部改定とあわせてお願いいたします。伊那谷断層帯の評価が平成19年に一部変わっております。この数字、若干といたしますか、変わっております。

参考までに、布田川・日奈久断層帯の概要といたしますか、この熊本市の防災マップから抜き出したところをちょっと紹介させていただきます。布田川・日奈久断層帯地震は、今後30年以内の地震発生確率は、断層帯北東部でほぼゼロ%、断層帯中部でほぼゼロから6%と、極めて低いのですが、発生した場合は、市南東部で震度6強を示しますと、このような防災マップが示されております。

この後、村長にお聞きしますけれども、なかなか専門的なことになってしましまして、答えにくいかもしれませんが、後で、防災マップ、それから自主防災会のことにも関係してきますので、これ、このコメントはまたどういうふうに、村長のコメントはどうやって村民に知らされるかというのはちょっとわかりませんが、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の質問にお答え申し上げます。

熊本地震関連から、伊那谷断層地帯の地震の長期評価についての質問でございます。

阪神淡路大震災以降、大きな地震が頻発しており、日本は地震の活動期に入ったとも言われておるところであります。

そういった中で、伊那谷断層帯地震の評価であります。これは、今、議員の御指摘にもありましたように、文部科学省の特別機関である地震調査研究推進本部が、発生が予想される地震として平成14年に公表しております伊那谷断層では、地震発生確率が30年でゼロから7%とされておるところであります。その後、平成19年にトレンチ調査結果などの再検討がなされ、発生確率においてほぼゼロ%とされたところでもあります。しかし、これは活断層でありますので、ほとんど起きないという判断ではなくて、いつ地震が起きてもおかしくない、という認識をしていくことが必要であろうというふうに思っております。特に、今回の熊本地震におきましても、確率的に言えば同じ程度の確率であったわけでもあります。それがあれだけの大地震が起こっておりますので、この地域でも起こり得るという認識を持っていただくことが大切であるのではないかと考えておるところであります。ゼロということでもありますけれども、活断層であるということを考えれば、いつ地震が起きてもおかしくないという考え方で臨んでいかなければならないと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 確かに、もういつ起きてもおかしくないという、そういうような

心構えでいなければいけないということだと思います。これを村民の皆様たちにどうやってお知らせしていくかということになるろうと思いますけれども、なかなかこの理解というのは、正直、私もゼロから7、あるいは、今、先ほど話があった改定したゼロ%といえ、何か安心してしまってもいいですし、それで、ほとんどの人が地域防災計画を見ませんから、わからないと思うんですけれども、こういうことを村民に周知していくという、マップ上でも、どこかのところに記述していくという、そういうことはどうなんでしょうか、お考えはありますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災マップは、改定をして、出したばかりでありますので、毎年出すというわけにはまいりませんので、この辺の周知は村報や防災訓練の前の特集号あたりで周知をしていく必要はあるのかなというふうに思っております。防災マップも次の、できるだけいろんな状況が変わってまいりますので、防災マップ、早い時期に改定をしながら、そのときにつきましてはそういった記述も必要かなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 確かに、これは改正された平成27年になっていきますから、新しい法律になってからできているということで考えれば、そういうところに入れていただいても、本当は19年ですので、改定されたのが19年ですので、今の地域防災計画の中に何でゼロ%が入らなかったのかなというのが、ちょっと私にとっても不思議ですけれども、それは仕方のないことですので、今後、対応をお願いしたいと思います。

2番目のほうに移らせていただきます。

法改正がされまして、災害対策基本法ですね、取り組まなければならない事項に、要配慮者の把握があります。改正前と避難行動支援に関し、大きな違いがありまして、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられておりますが、これができているかということでございます。前回までの法律でいきますと、援護者名簿というのが、作成しろということではなかったんですけれども、そういうものがあつたならば、それを引き続いて使えるかどうかということになりましょうが、できているかということをお尋ねいたします。また、情報の共有が個人情報の縛りを解除した上で、関係者間、いわゆる総務課で今担当しているものですから、総務課と健康福祉課のほうとの介護度とか、そちらのほうの関係も出てくるかと思っておりますけれども、そういう関係者のところで調整されているかと、その2点、ちょっとお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 要援護者管理という部分の質問でございます。

この名簿につきましては、健康福祉課において管理をしております。要援護者管理システムによりまして、この対象者の名簿及びシステムによる居住地情報が登録され、これは整備をされております。ただ、個人情報保護の部分もありまして、どう対応していくかということは本当に難しいところでもあります。災害が起きてからは、これは自由に情報開示ということでもありますけれども、災害が起きる前から開示をすることはできないということでもありますので、自主防災組織等の関係者に開示はしておりません。そんなことは御理解もいただきたいというふうに思います。なお、災害が発生した場合には、要援護者管理システムを活用

して対応に当たることは、これは可能でありますので、そんな御理解をお願いしたいと思います。

災害時の個人情報の関係でありますけれども、もう少し枠をゆるくしていただければ、もっと対応がスムーズになるのではないかなというふうに思いますけれども、なかなか法の縛りでありますので、厳しいところがあるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 援護者名簿というのが、前の法律の中からの、うちの地域防災計画の中にもある、この援護者名簿というのはできているということで、それは確かに開示はできないと思います。そのときの法律はそういうふうになっていなかったと思いますので、だけど、今度の新しい法律は、今、できるのはことしじゅうにつくるということで、その中に、うちのほうは、その法律、法改正されたものに基づいて、この支援者、避難行動要支援者名簿というのもつくらざるを得なくなって、きのうも同僚議員、そんな話をしたんですけども、作成しなきゃいけない義務が生じているものですから、それをつくって、さらに同意書をとれば、それは幾らでもということもないんですけども、同意したところで開示ができるようにという法改正になっておりますので、だから、正直言って、少し、3年、新しく法律ができてから3年もたっているということで、取り組みが非常に遅いんじゃないかなというのを少し私は心配したところがございます。もっと早目に、この法律に手をつけていたらというようなことにもなるんじゃないでしょうかということがございますけれども、もし異論があったら、ちょっとお願いします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） ただいまの議員の御指摘であります。いわゆる要援護者の管理システムによって、今、台帳は整備してあります。個人情報保護との関係がありまして、村では、もう大分前からであります。要援護者の支援事業というのを取り上げて、もう取り組んでおります。これは、もう10年ぐらいになるかと思っております。これは、この管理者システムによるその名簿を整理しなさいと言う前から、もう既に村では取り組んでおりまして、これは手上げ方式によって、私のところ、避難に大変だから、ぜひ支援をしてほしいという方々を、手を挙げていただいて登録して、災害が起こる前から事前の支援活動をしているという事業には既に取り組んでおりますので、その辺はそういった広報を進めながら、ぜひこの事業を活用していただいて、事前の支援事業を充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 今、課長が言われたのは、もう過去からそういう要援護者のという、そういう名前で作っていると思うんですけども、新しい法律になって、25年にできた法律からは、今、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が出ておりまして、この法律によって、この支援者名簿の作成等ということになっておりますので、それが要援護者名簿を使えるか、使えないかというところの問題にも出てくると思いますので、それは当然使えるということになりましょうが、たまたま同意がどうだ、こうだというのは、前はなかったと、そういうことだと思っております。わかりましたというか、やっぱり進めていか

なければいけないものですから、もう早いうちに手をつけていただければと思います。

今、少しお話がありました、この間、村報6月号に入っていた日ごろからの備えですか、日ごろからの備えのところに、要配慮者の登録というのが、そういう欄がありました。だから、その欄は、今、課長が言われたとおり、待ちの姿勢のような、出してくださいよということ。だから、あの文言は、御相談して下さって、確かなっていたのかな。だから、本当は、そういう待ちの姿勢じゃなくて、今、私が新しい法律の中からやらなきゃいけないというところで取り組めば、作成しなければいけないですから、うちのほうから、行政のほうから、それをやっていかなきゃいけないんじゃないかという。だから、要配慮者という表現を使った、また、長くなっちゃって済みません、この防災マップにも、要配慮者への協力と書いてあります、これ。だから、これと同じような考え方でもしかしたら、ここに日ごろからの備えですか、そのあれも同じ解釈をしているんじゃないかなというような気がするんですけども、実は、この要配慮者というのは、高齢者だとか、障害者の関係で、それで、さらに今、配慮を必要とする人という、そういう漠然としたそういう定義になっていると思います。その中から、要支援を必要とする、だから、このところで設定条件が必要になってくると思うんです、村は。だから、介護度が幾つ以上の人を要支援者にするとか、あるいは障害者の等級を幾つ以上、何級の人を対象とするとか、そういうことになると思いますので、ちょっとそこら辺のところはまたよく調べておいて、進めていただければと思います。

申しわけありません。次に進むといっても、今の要援護者名簿というのは、この名簿がもうできてないと、安否確認から始まりますから、もし災害で非常時になったときは。もう初動からつまずいてしまいますので、ぜひ整備というのをしっかりやっていただきたいと思います。安心できる地域づくり、体制づくりというのを早急に確立してほしいということが私からのお願いになります。

3番目に移らせてください。

ここから、しばらく防災マップのことについてお願いいたします。

必要性だとか、そこの重要性、あるいは役に立っているかどうかという有用性ですか、災害などでの人命優先やリスクを正しく知るという観点で、私は徐々にではあるが認知されつつあると思っております、この防災マップは。

村長は、我が村の地域住民への防災マップの浸透度をどう認識しているか。それに、村民への災害に関する情報は、防災マップのほかには何かあるのか。この2点をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災マップの浸透度につきましては調査してありませんので、どの程度浸透しているのかなというのは現在のところは不明でございます。全戸配布をしておりますし、転入者には手続の際に窓口で配付しておりますので、全家庭に渡っておるといふふうに思っております。

ただ、防災マップをいただきたいという問い合わせもあるところでもありますので、浸透はされてきておるのかなというふうに思っております。なくしてしまった方が、あるかどうかという問い合わせだろうというふうに思いますので、ある程度は認知をされてきているのではないかと思いますけれども、どうですか、半数ぐらいの家庭ですぐわかる場所に置いておいていただければありがたいとなというふうに思いますけれども、探さなければわからないという状況もかなりあるのではないかなというふうには思っております。それでいいとい

うことではありませんけれども、そういった、常に身近なところに置いておいていただく、そういうことも周知していく必要があるというふうに思っております。

それ以外につきましては、ホームページだとか、いろんな防災無線だとか、そういった部分で情報提供していくということになるかと思っております。

ただ、防災の部分につきましては、きのうも申し上げましたが、災害が発生したときは機運が高まりますけれども、平時には関心が薄くなってしまいます。この辺をどうしていくのかという、これが一番大切なことかなと思いますので、定期的な啓発は必要でありますのでやってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 本当に、今言われたとおり、きのうからそういうお話を聞いていますので、確かに、今だったらば、非常に災害に対する危機意識というか、そういうものは非常に高いと思いますけれども、なかなか、だんだん日がたつにつれて薄れてくるというのは本当にそのとおりだと思います。

しかし、先ほどもちょっと言ったんですけれども、結局、防災マップのほかに何かあるのかという、村というか、行政としての役割、本当にもう少し深く考えてみてもらって、住民が高いレベルで意識を持ってもらえるような、何かそういうものを考えていただいてもいいんじゃないかなというようなことを私なりに思っております。

今、防災マップの浸透度の話は、私は、個人的には、確かにみんなそれなりの意識を持ってきているなというふうに思っておりますので、災害別に、もう少し充実というか、何か考えていってもいいんじゃないかという、そういうことを思いました。

これ、実は、地震に関することというのは、これだけの中でここだけなんです。だから、ほかのところは全般的な災害のことを、土砂災害だとか、そういう風水害、そんなのがあって、こちらも、どちらかというところと洪水だとか、斜面の崩れだとか、そんなようなのが主になって、もちろん避難所は載っていますけれども、地震に関係するところがないものですから、こういうものをまた、ちょっと別な、後でまた出ますけれども、地震に関することも入れたらどうかというふうに思っております。

次に移ります。

浸透度はちょっと不明ということもありますが、全戸配布されていることによりまして、地震、あるいはそのほかの災害で、危険地域としての周知の徹底ということで、この防災マップに載っている、この河岸段丘のところには、これだけの危険な箇所というのがずらっと載っているわけなんです。黄色いところは、これ伊那市がほとんどになってしまいますけれども、黄色いところも洪水する部分だということでございます。これが村民の皆さんにきちんと徹底されているかどうかという、どんなふうに考えているかということでございます。

もう一点は、避難所と避難場所という、この名前の二つなんですけれども、一般の人は、避難所と避難場所と言ったときに、さっとわからなかった。実は、私は最初、どうなのか区別がつかなかったんですけれども、避難場所は、確かに一時的に本当に避難するところだと、避難所は、泊まれるところというか、そういうようなところをやっているということなんですけれども、そういうところを村民の皆さんにある程度徹底できているかどうかという、そ

の2点についてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） どの程度、危険区域が住民の皆さんに周知されているかということでもあります。

防災マップにつきましては、土砂災害の警戒区域だとか、そういった危険箇所は図示をされておるところであります。天竜川の水害を想定した場合のそういった面も載っておるところでありますので、周知を、村側としては周知はしておるということでもあります。ただ、こういった災害につきましては、自己責任ということもありますので、自分で把握していただくことも必要である。マップを見て、この地域は天竜川の災害についてはこのぐらいの浸水があるんだとか、土砂災害警戒区域の近くなんだとか、そういう最低限のことは自分で確認していただければなというふうに思っておるところであります。どの程度確認をさせていただいているかなという、このこともマップがどの程度浸透しているかという、同じお答えになってしまいますけれども、それは全く調査に至っておりませんので、不明ということではお答えできないところでもあります。こういった点につきましては、また村報や、自主防災会におきましても会報等をつくっていただけて周知していただくことが有効なのかなと、村報というのはいろいろ入りますので、なかなか落としてしまうことがありますけれども、自主防災会独自の会報というのでも発行していただくこともお願いしていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 本当にそのとおりのかもしれませんけれども、住民の人たちに期待すること、村長、私はたまたま議員として村長と、それから地域の住民の人たち、村民の人たちの中に入って、両方のコーディネーターのようなつもりで、今、発言していますので、行政の立場としては、一生懸命、もう周知徹底できるような、そういう案内をしていただければと思います。

ここで、私、避難所の話を何で出したかといいますと、これ、私、神子柴に住んでいるものですから、あれなんですけれど、西部集会所というのは断層の上にあります。それで、南箕輪村の公民館もこの断層の上にありますので、塩ノ井の公民館の断層の上にあって、また北部保育園は、この網かけの急傾斜地危険箇所のこのところに設置されているんです。これは、いろいろ事情があつていたし方ないにしても、ここがもし使われるようになった場合、使われるというか、使えなくなった場合は、どうやって、じゃあ、どこか別のところにでもという、こういうことも何らかのことで表示しないと、ただ、ここにこういうふうに決めましたよというだけでは、何かちょっと不親切じゃないかなというような、そんなような気がしております。

これは、今どうにもなりませんので、もうこれ仕方がないんですけれども、こんな危険な上に、これ、実は、私も村民の人から、この断層を消してくれんかなとって相談を受けたことがあるんですけれど、そういうわけにはいきませんので、断層が消えると、このところはきちんとあれになるけれど、ただ黄色いところが残ってしまいますので、これ、どうしてもこういうのは気味が悪いとって住民の人はおっしゃっておいりました。それは、大分過去の話ですけども、ちょっとそんなところは要望として聞いておいてください。注意書き

を入れるとか、そういうものが必要じゃないかという、そういうことでございます。

それと、これ、以前にも聞いたことがあるんですけども、本当の危険な、うちの村で危険な災害が起きること、どんなことが想定されるかといったら、土砂災害ぐらいしかないじゃないかというふうに、最初はそんなふうな話もあったんですけども、地震が今来て、土砂災害みたいなのは局地的なものでありますから、どういうふうな対応もできるわけなんですけれども、熊本地震のように、全村的に、もう広域的にやられてしまうと、これ、どうにもならないということでもありますので、私は、勝手に、田畑地区の変電所の西側あたりだとか、河岸段丘のあそこら辺、ずっと天竜川沿いは、やっぱり崩れるときは、雨が降ったときに地震が起きたらとか、そういうようなときだったら相当な被害が起きるんじゃないかという、そんなふうなことを考えたんですけども、ちょっと村長、思うところがあつたらお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 災害にもいろんな種類があります。豪雨災害、河川の氾濫。河川の氾濫については、激特事業で天竜川はかなり安全になりましたので、さほど心配はないのかなという思いはしておるところであります。土砂災害につきましては、これは豪雨災害とか、ゲリラ豪雨だとか、最近はかなりそういったものが頻繁に発生しますので、起こる可能性はあるというふうに思います。この辺は、住民に周知をして、まず逃げていただく、こういったタイミングを逃さない、行政としては対応をとらざるを得ないというふうに思っております。

地震につきましては、これは本当にいつ起こるかわかりません。起こったときには、どう対応するかという、そのマニュアルをしっかりとつくって、初期から対応できるようにしておくことが必要であろうというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ちょっと急がせて。

先ほども、ちょっと防災マップのお話をしたんですけども、これ、災害別のハザードマップが必要じゃないかということもありまして、倒壊率みたいなのという、この前、実は、私が熊本の防災マップを見たときに、地震別の、地震ハザードマップですか、そういうようなあれが載っていました。だから、それは揺れやすさというの、今、防災科学技術研究所というところで、地震の揺れやすさを今表示してあるデータがございます。それは、表にして出しているものなんですけれども、そういうものを、いずれ今度は、また改定するときには御検討していただきたいという、そういうことをちょっと思いますので、表示が必要じゃないかということ、ちょっと答えだけお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 揺れやすさマップということであろうかというふうに思います。

このマップを作成するというのは、村内全域の地盤調査、建物の構造、建築年次などのデータを合わせるが必要となりますので、これは本当に膨大な費用を要するというふうに思っております。したがって、これは大変難しいんじゃないかなというふうに、今、現段階ではそういう考え方を持っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 次の質問に移ります。

うちの村は災害が少ないということで、御案内のとおりでございますけれども、ただ、油断は禁物であると。

防災マップをこうやって見てみますと、いろんな表示が見られます。緊急を要する整備の必要の箇所があると思いますが、その整備状況はどうかということでございます。

土砂災害などでは、整備された箇所というのは被害が少なく済んでおります。余り想像したくないんですけども、先ほども言ったように、地震と雨の量が多くなってきた、複合的な災害というのが発生した場合なんか、本当、想像したくないんですけども、こういうようなことが起きるとも考えられます。だから、うちの整備状況というか、そんなマップから得られる整備状況というのは、ちょっと簡単に結構ですけど、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 整備状況であります。

急傾斜地の指定区域につきましては、整備は済んでおります。ただ、治山による整備、治山関係のところはかなり整備をしなければならないところもありますので、この辺は、今、精力的に進めておるところもありますし、これからのところもありますので、その辺はしっかりやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、土砂災害特別危険区域でありますけれども、これはレッドゾーンとか、イエローゾーンというのは、整備をするということを前提にしたものでありませんので、区域として指定して、いち早く避難を行う区域ということでありますので、そんな点は御理解いただきたいと思っております。こういった地域に居を構えている皆さんには、認識をしていただきながら、行政としてもいち早い対応というのをとってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） じゃあ、次の質問に移らせてください。

防災訓練などでの防災意識ということでございますけれども、きのうもお話の中で、住民意識の向上をすることが一番大切だということでありました。私も、個人的には、もう10年ぐらい前から意識というものはかなり上がってきているんじゃないかというふうな認識はしておりますが、きのうは防災士とアドバイザーの話もありまして、育成状況のお話を聞きました。しかし、活動状況は、もう少し踏み込んでお願いしなきゃいけないんじゃないかということだと思います。だから、その活動状況と、それから、ちょっとまとめてお願いします。

うちの村の役場の中には、防災士とかアドバイザーになっている方はおりますでしょうか。それで、もしおられたら、どんなふうな活用状況というのか、なっているかということをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） まず、役場の中に防災士等がいるかというところではありますが、現在2名、庁舎関係では職員2名が防災士として活動しております。これは、地域の中で、他の防災士の方と同じように活動していただいているということですので、特段、役場の職員だからどうのこうのというところでの活動は今のところはないということです。

議員御指摘のとおり、今後アドバイザー、防災士がどう地域とかかわっていくかという

ころは、まだ、これからもう少し練っていきながら、有効に活動していただくような方策はとってまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 活動を計画的に進めてほしいというのが、私の本当、希望だったんです。きのうの話の中では、ちょっとそこら辺までは読み取れなかったものですから、ぜひ踏み込んだ、災害時のときの公的支援が来るまでの活動ですか、被害の軽減ですか、それから被災者の支援、それから定常時の場合の一般の人への研修だとか啓発、そういうのを徹底してほしいと思います。ぜひお願いいたします。

じゃあ、8番の自主防災会の活動と連携についてをお願いいたします。

これは、きのうもお話がありまして、現状はどうかということで、そこまではきのうのお話で理解できましたので、ただ、きのうの同僚議員の発言もありましたけれども、県北部の地震などでは成果があったが、自主防災会ですね、成果はあったが、熊本では、本当に自分の身を守るのが精いっぱい、自主防災組織が機能しなかったという報道がありました。

ふだんから、本番を想定した訓練が必要とのことであるが、村としては取り組んでいるかどうかという、ここのところだけちょっとお聞きしたいと思うところです。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自主防災会であります。

熊本では機能しなかったという報道でありました。このことにつきましては、規模と範囲の問題、これが大きくかかわっているのではないかなというふうに思っておるところであります。規模が大きくても範囲が狭ければ、いろんなかかわり方ができますので、そういった違いがあるのではないかなというふうに考えておるところであります。

この自主防災組織をいかに充実していくかという、このことが防災、減災につながってまいりますので、これはしっかり力を入れてまいりたいなというふうに思います。そのために、防災士、できる限りふやしてまいりたい。そういう人が地域のリーダーになっていただきたいということでもあります。

連絡会も開催をしておりますけれども、これからは防災士、消防団、赤十字奉仕団との合同連絡会、こういうことも必要かなというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） うちの村も、私が組長のときにもらった資料で、24年度の村の大規模災害防災訓練計画の中に、災害対策本部ですから行政の皆さん、そちらのほうのあれが対応した中で、実動訓練というのがありまして、カードゲームを使って、応急対策訓練というのをやっております。実は、2日前の14日ですか、2カ月が経過したということで、私もテレビでちょっと見ておりましたら、避難所運営ゲームというのを取り入れ、本番を想定してやっていたと。だから、こういうことを自主防災会と協力しながら、本当に、取り組んでみると。実際、自主防災会でやらないと意味がないんです。また後でちょっとお聞きしますが、村長が地域へおろしていくものですから、おろしていったら、自主防災会でそういうことをやらないと、全然、本番を想定できないということになりますので、ちょっとそこら辺を一言お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自主防災会が、これからは本当に中心になっていただかなければなりませんので、自主防災会の連絡協議会の中でそんな話をさせていただきたいと思います。自主防災会がそこまでできるようになれば、これは本当に意識というのは高まっていくのではないかなというふうに思っておりますので、本当にそうなるように、行政として支援をして、このことは必要でありますので、そういった話もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） わかりました。

そういうことを受けまして、次の質問に入りますけれど、今後、村として、自主防災会をどのように進め、機能できる体制にしたいのか、お願いいたします。

そして、国のほうでは、地区防災計画ガイドラインというのを出してきました。私も、これ、調べていてわかったんですけども、この取り組みについて、うちの村はどう考えるか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 自主防で、各地域での、いわゆる防災計画というのが、国でも必要であるということはおたわれ始めております。現在、村では、村の防災計画のみで、各地区での防災計画みたいなものは正式にはないという状況ではありますが、各地区の防災組織が何をやるのかというのは、各地区の規則等でうたわれてはおりますが、そこへ、どう国が求めているような実際の震災があったときに地域で何をやるかという肉づけを今後していく必要があるのかなというふうに考えています。その点で、防災士、あるいはアドバイザーの力もまた必要になるかと思っておりますので、そういった点を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 進めたいんだけど、だから、村が結局、音頭をとってあげないとなかなかできないものですから、そんなふうをお願いしたいと思います。

ちょうど、この地区防災計画の話なんですけれども、10年前、国民が重点を置くべきだと考えている防災政策ということで、自助、共助というところがありまして、村長が言われたように、公助の部分というのがこの10年間で24.9%から8.3%という、大きく少なくなってきました。だから、役場の行政の仕事が、国民はちゃんと自分たちでやんなきゃいけないということを徐々に自覚してきたということです。自助の部分がその分ふえてきているというようなデータもありますので、徹底するなら徹底していくように、お願いしたいと思います。

じゃあ、次に移らせてください。

高速道路上の問題で、うちの村にも2橋あります。中央道に、南原に二つの国道にかかっている橋と、それから、村道のうちの部分の橋があります。この構造物、大丈夫かということなんですけれども、熊本地震で、相当量の橋梁が落ちました。そこら辺のことについて、どんな見解を持っているかということと、それと、続けてお願いいたします。

宇土市役所というところが残念なことになって、使えなくなっております。うちの庁舎は

どんな状況になっているか、そこら辺のところもお知らせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 道路の中央道関係の中野原橋と上の原橋、2カ所あるわけであり
ます。これについては、修繕工事が終わっております。ただ、巨大な地震に耐え得るかどう
かというのは、終わっておりますので耐え得るといふふうには理解しておりますのであり
ます。

庁舎であります。庁舎につきましては、平成20年度に耐震診断を実施し、平成21年度に耐
震改修は終了しております。したがって、震度7の地震が来たときに耐え得るかどう
かという点につきましては、耐え得るとは思っておりますけれども、これも起こってみないと
わからないという状況もあるところでもあります。したがって、昨日から質問が出ておりま
すように、庁舎が不能になったときに庁舎を別の場所に移す、こういったことも業務継続計
画の中できちんと明確にしていきたいと思っております。どこに移すかというところが一番問題で、
そこも潰れてしまう可能性もないとは言えませんので、一番安全なところに移さざるを得な
いというふうに思っております。移すには、情報インフラ等々の部分もありますので、そ
の辺も加味しながら行ってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 橋梁のほうは公共事業でありますので、どういう基準に基づいて
修繕が行われたかということであろうと思っております。多分、緊急輸送路の橋梁耐震補強3年プ
ログラムですか、策定実施要領が17、19で、これ、中越地震までの地震には耐えられるとい
う策定要領になっているものなので、これは済んでいるということでもあります。ただ、東
日本大震災とか、今度の震度7、これ以上については、何もできていないものですから、こ
れはまた行政として、それなりのところに要望しながら、お金がかかるものですから、ぜひ
対応をしていただければと思います。

それと、庁舎のほうについては、役場の機能がもう果たせないということだと、やっぱり
問題になりますので、設計事務所にそういうコメントを求めるなりなんなりいたしまして、
それなりの判断をぜひ持っていただきたいと思います。どういうところまではどうなんだ
とかいう、何らかの何かはあると思うんで、ちょっと私も建築のそれ以上のことはわかりま
せんけれども、橋のほうは土木の世界ではそういうのがありますので、国土交通省が定めた
ものに対してやっているということでございます。それもお願いだけしておきます。

次のプロポーザル方式の続きについてということで、実は、3月議会のときに、途中で答
えだけ、答弁だけいただいて終わってしまったもので、本当に申しわけなく思っているん
ですけれども、これについてお願いいたします。

評価項目、評価点などを含む選定経過及び結果について、非公表はなぜなのかの質問に対
し、落札できなかった業者の技術力が落札者よりも低いと誤解を与えるおそれがあるからと
の答弁をいただきましたが、今後においてもそうされるのかということでございます。ちょ
っと4つばか上げましたけれど、知る権利として、村の情報公開条例との整合、それから品
質確保の促進を求める法律の、18条になるんですけれども、それから入札契約適正化法など
による公正性だとか、透明性の確保、村で定める実施要領、これまでできていないよう
ですけれども、これをつくって、条件設定整備。前回もお話をちょっとさせていただいたんで、

その業者名を非公開にするなどということでも対応できるような気がするんですけども、これらを勘案の上、村の考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 入札関係につきましては、私は従来からタッチしておりませんので、業務の責任者であります副村長から答弁を申し上げます。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） プロポーザル方式の実施要領等につきましては、これまで村では定めておらず、プロポーザル方式が必要となった場合は、個別に審査方法等を定め、入札に付してまいりました。3月定例会で御質問をいただき、基準となる規定の必要性を感じましたので、建設工事等請負人選定委員会で検討いたしまして、この5月に南箕輪村プロポーザル方式実施に関するガイドラインを定め、職員に徹底を図ったところでございます。

内容でございますけれども、プロポーザル方式とすることができる業務、参加資格、実施手順等を明示いたしまして、プロポーザル方式の採用で決定に当たりましては、あらかじめ担当課から、建設工事等請負人選定委員会のほうへプロポーザル方式を採用する理由、審査方法、審査基準、審査委員会の構成などを記した資料を提出させまして、真偽の上、是非の決定をするというふうにいたしました。

また、入札結果の公表につきましても、このガイドラインに定めております。公表は、プロポーザル参加業者名と評価点といたしまして、業者名は落札業者のみそのまま示し、次点以下の業者につきましては、A社、B社等として公表することといたしました。こうした形は、他の自治体でも多く採用されているところでございます。また、契約先とならなかった参加業者から求めがあった場合には当該業者の評価点についても開示し、あわせて、契約先とならなかった理由について説明を求めることができるものと定めさせていただきました。

なお、この要領を定めて以降、本日まで、これを適用したプロポーザル方式の事例はございません。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。一步でも二歩でも前進していただければ、ありがたいと思います。

価格で入札しているということのように、客観的に決定されるわけじゃありませんので、委員の衆が、皆さん、本当に独自の判断でマルつけたり、バツつけたりとか、点数つけたりとか、そういうことになりまして、主観が入りやすいという、どうしてもそういうことでございますので、その選定過程というのは、やっぱり住民に公表するなりなんなりして、いろんな意見を求めたり、判断を求めたりするのが、私は適切じゃないかなと思いますので、きょうはありがとうございます。意見を聞けまして、ありがたかったです。

以上で、私の質問を今回は終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子でございます。

あらかじめ通告いたしました二つの項目について一般質問させていただきます。最後でありますので、もうしばらくお願いいたします。

最初に、ちょっと通告用紙の中に誤りがありまして、2番目の項目の（2）の長野県は全国最低受療率と書いてありますけれども、その間に、入院受療率ということでちょっと補足をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番といたしまして、水道事業の整備計画について質問いたします。

本村は、6月の村報でも、前月比30人増となっており、上伊那で唯一人口増が続いているところであります。先日、うちの委員会で、西部保育園、中部保育園を視察した際も、定数をはるかに超え、途中入所の希望も多く、子育ては南箕輪でということで、新たに住居を求める人もふえ続けています。

そういう中で、水道の安定供給を求める声が上がっています。

1として、地球の温暖化による世界的な異常気象が続いています。

今は梅雨の時期でありますけれども、一昨日のニュースでも、関東の水がめ、利根川水系の八つのダムが、今の季節としては最低の貯水量で、10%の取水制限を始めたと報じられています。さきの熊本地震では、もともと地下水の豊富な土地でありながら、水道施設や水源に大きな被害が生じ、何日も水道が供給されず、日々の暮らしや、また農作物、畜産等、甚大な影響が出ました。

本村の災害時、緊急時の対策はどのように取り組んでいるか、お聞きいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答え申し上げます。

地震等、災害時、緊急時の水道の対策についての御質問であります。

水道事業者の災害時・緊急時相互応援体制につきましては、長野県市町村災害時相互応援協定により、他市町村へ応援を依頼することが可能となっております。また、長野県市町村災害時相互応援要項によりまして、日本水道協会を通じて、全国的に応援依頼することが可能であります。そんなことで、災害時につきましては、応援体制を求めなければならないというのが実態であります。そんなことで御理解もいただきたいなというふうに思います。

本村の水道施設の状況でありますけれども、水道ビジョンの中で、特に災害に強い水道の確立についてという部分では、施設の耐震化、危機管理体制の強化、応急体制の整備などの実施目標があるところであります。本村の施設につきましては、当村3カ所の配水池につきましては、安全性が確認をされておるところであります。また、災害発生後約1カ月を目標にして、応急復旧を目指し、その間の応急給水量の各戸給水方法などの整備も図っておるところであります。

村の給水する水の約84%というのが、水道用水企業団から受水に依存しておるところであります。この企業団におきましても、配水池等の構造物の耐震化を行ってきております。耐震診断を行いながら、その結果によりまして対策を講ずる予定となっております。

す。

また、村が独自の水源としては第6水源、大泉川の表流水及び第4水源、深井戸を活用しておりますが、災害時、緊急時には非常用水源として5カ所の湧き水も確保してあるところでもあります。また、大芝公園の井戸事業ということで工事を始めておるところであります。大芝公園につきましては、特に防災公園ということで指定されておるところでありまして、災害時の物資輸送の拠点となっております。そういったところへの給水も今年度夏ごろまでにはかなり整備ができてくるのではないかとというふうに考えておるところであります。また、同時に、小学校や中学校等の大規模避難所付近へは、60トン級の緊急耐震貯水槽の設置、また本村には給水車はないわけでありまして、この給水車の整備などを計画しておるところであります。小学校、中学校等の大規模避難所付近の60トン級の耐震貯水槽の設置も行っていきたいなというふうに考えておるところであります。

そういったことで、災害時、水の供給につきましては、万全を期してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） そうしますと、今、第5次総合計画に書かれております、災害、耐震化も、現在のうちの村の耐震化はされているということでよろしいわけです。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 水道施設、配水池等につきましては、耐震化が済んでいるという解釈で結構でございます。ただ、重要な管路、地面の中に入っている管路については、これから一部整備が必要な箇所もありますということで報告をしておきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

それでは、2の水質の安全確保についてに移ってまいります。

さきの議会で、水道の、泥水が混入して汚濁したという事例が示されておりました。その後、降雨前に取水をとめる等の改善策がされて、改善されたというふうに報告は受けたところでありますけれども、これは大泉地区だけではなく、他の地区でも時々濁りが生じるという話も最近お聞きしました。全体の調査が必要だと思っておりますが、その後の状況についてお知らせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大泉川の取水の部分につきましては改良いたしました。そんなことで、御迷惑をおかけすることも少なくなるのではないかと、完全に起きないということではありませんので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

水質検査としては、村内4カ所で、色や濁りやにおいや塩素濃度を監視しておりますし、常に、月1回以上、水道法に義務づけられております51項目の水質基準項目を実施しております。それ以外でも、クリプト等の目標設定をしながら、項目に追加して、実施をしておるところであります。

したがって、基準項目以外のものも含めて、しっかりと管理をしておるところであります。検査での異常は出ておりませんので、安心して利用いただけるものというふうに思っ

ております。

濁り等の部分につきましては、あったときには報告を、連絡をしていただきたいと思います。その原因は常に追求をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） あったときには連絡をとということでありまして、なかなか、何か、いつものことかという感じで、割合しないところもあるということもお聞きしまして、このことは徹底していただきたいなというふうに思います。

3といたしまして、今の古い管の話が出たわけでありまして、上水道の古い配水管は、下水道整備時にあわせて更新することになっていりましたが、既に下水道工事の計画分は終了しておるところであります。残った管で、改修に必要な長さ今後の計画についてを伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 本村の配水管の更新状況につきましては、平成4年度から実施してきました下水道整備事業にあわせて更新をしてきておりますので、これによりまして、かなり水道管の布設がえが実施できたというふうに考えております。また、平成26年度には、水道GIS、地図情報システムを導入して、電子化しております。したがって、この水道GISの活用によりまして、更新済み水道管とその他の水道管が一目瞭然となっております。そういうことを受けまして、水道事業アセスメント業務、現在委託しておりますので、その結果によりまして、計画に従って、順次老朽管の更新事業に取り組んでいく予定であります。どのぐらい残っているのかということにつきましては、建設課長のほうから答弁を申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 村内の水道管の管路の総延長につきましては、約11キロというふうに把握しております。そのうち、下水道事業等にあわせて、大部分においては管路の更新ができたわけですが、ただ、できた量の正確な数字についてはちょっと把握しておらず、先ほども村長の答弁にありましたが、水道GISの整備の中で、図化する中で、この管路が更新済み、未整備ということをお知らせしておりますので、間もなくその集計もできるものというふうに把握しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、電子化する中で正確にしていくということでもあります。

4として、28年度中に、そういうことも含めて経営戦略計画というのを立てるというふうに予算の中でも言われておりますけれども、その経営戦略計画の中にそういうことも含まれていくのかどうか、ちょっとその点だけお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） はっきり申しますと、経営戦略計画の中に含まれております。そもそも、経営戦略計画そのものでありますけれども、基本的には水道事業そのものが、安心な水を安定して供給するという大前提のもとに、この財政計画を立てて、なおかつそれに

見合った更新計画をしていくと、さらに負担、要するに水道使用料等の負担についても、見合った負担をしていただくということを決めるというか、そういう計画を立てるものでありますので、あらゆる項目について検討しながら、この経営戦略を立てていくということでもありますので、その中に具体的に盛り込んでいくというものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 5として、最初に、人口増について申し上げてきたところでありますけれども、北殿区では、先ほども村長さんが言われておりましたけれど、28年度に入って既に14軒の入居がありまして、今も集落内のあちこちで住宅分譲が進んでいます。一方、古い住宅団地では、配水管や関連機器の経年劣化が進んで、事故や漏水が心配される場所でもあります。こういうことも含めて、安定供給の課題はどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

ちょっと時間が無いので、あわせて6も質問をいたします。

大芝区での水道水供給についてお尋ねします。

大芝区は、戦後の開拓の中で苦勞して水を確保してきました。集中した住宅地と周辺に広大な農地を持って、酪農中心をとして、大芝高原と一体で、景観形成としてもすぐれた地域となっています。世代も、2代、3代となり、家を求める人がふえています。そういう中で、家を建てる場所から本管までの距離が長く、自己負担が200万から300万円かかると聞きました。

以前、神子柴地区で宅地分譲したときも、一定の軒数がないと大口径の管を整備できないと言われたことがありましたが、村勢要覧の地区別の世帯で見ても、中込、塩ノ井、大芝、北原区が100戸台の世帯数で、区の運営も今大変になっているというふうに言われております。

こういう中で、都市計画の見直しで、バランスのよい地域の発展が今望まれているところではありますが、地区の声として、今、下水管が通っている大芝本通りの北側の道に水道本管をという声をお聞きしました。今も、経営戦略も立ててるということでもありますけれども、今までの基準を見直して、新たな整備計画をその中へ盛り込んでいく考えはあるかどうか。また、すぐできなくても、過大な自己負担には一定の補助等が必要ではないかと考えますが、二つの点について答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 宅地化が進んでいるところの安定供給の問題であります。

人口につきましては、ことしの場合は少し状況が変わっておりますので、4月、5月、30人ずつふえるという、この時期、減る時期でありますけれども、そういうことを考えると、昨年6月1日から比べると140人余ふえておるわけであります。ちょっと異常かなという、そんな感じを持っておるところであります。こうした皆さんに、安定して水道水を供給していかなければならないところでもあります。

したがって、北殿、南殿地区の質問でありますけれども、この地域は、第1配水池のエリアになっております。100%水道企業団からの受水で賄っておるところであります。1日当たりの最大配水量は4,000立法を計画しており、現在の平均配水量は1日当たりで3,230立法で、最大の配水量でも3,350立法でありますので、施設利用率としては約80%となっております。

ところでありますので、企業団からの受水に余裕があるということでもあります。したがって、人口増に対応できる、安定供給できるものと見込んでおるところであります。

続きまして、大芝地区の話が出されました。現況の基準を申し上げますと、新築住宅建築に伴う村の水道布設基準としましては、本管からの取り出しについては、施主負担が原則となっております。これはそういうことでもあります。ただ、本管が問題でありまして、本管も150ミリから20ミリというような、いろんな管径があるわけでもありますので、この辺をどうしていくかというのが一番の課題であります。現状では、戸数だとか、いろんな部分がありますけれども、この辺をまた検討していかなければならないなというふうには考えておるところであります。

したがって、消火栓の設置とか、いろんなことも必要になってまいりますので、いろんな理由づけをしながら、バランスのよい地域発展ができれば理想かなという思いはしております。先ほども申し上げましたけれども、新たなビジョン等々をつくっていかなければなりませんので、その中で、十分検討してまいりたいなというふうに思います。すぐできるかどうかというのは、これは時間をいただかなければならないだろうというふうに思います。

おかげさまで、この水道会計につきましても、平成27年度の決算も経常黒字になりそうでもありますので、そんな点も踏まえて、また考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今の、これからはそういうことも考えていかなければならないということで、計画の中でしっかりと入れていただければいいなというふうに思います。また、そういう点では、大芝の皆さんに、また、それなりのお答えをしていきたいなというふうに思っております。

じゃあ、続きまして、2項目めといたしまして、国民健康保険と地域医療の現状と課題について質問いたします。

昨年5月、安倍政権は、市町村国保の都道府県化、入院食費の負担増、保険外治療費の拡大、医療費適正化計画の強化など、社会保障費削減のため、国民に傷みを押しつける改悪を盛り込んだ、医療保険制度の改定法案を可決させました。これにより、2018年度をめぐりに、国保制度の大改変が実施される予定です。同時に、国保をめぐっては、低所得者が多く加入する医療保険でありながら、保険料が高過ぎるという制度の構造的矛盾は認めざるを得なくなり、修正も迫られる状況も起こっています。

本村においては、28年度予算というか、資料をちょっとおつけいたしましたので、これは、28年度予算で見ると、高額医療費の対象者等増で、厳しい財政を強いられており、一般会計繰り入れで、保険料への影響を抑えている状況が続いています。この26年度の今、資料を村のほうから出していただきました。26年度の3枚つづりのものでありますけれども、保険料は、26年度の決算でありますけれど、国保の状況が現資料で示されております。村の保険料は、1世帯当たり14万3,539円で、1人当たりが8万2,937円、これが全県で46位と44位。医療費については、30万5,556円で、これが全県では50位ということで、収納率についても95.06%になっています。

そこでお聞きいたしますが、本村での短期保険証の発行数はどうなっているのか、お聞きします。そして、また短期保険証の有効期間は、またその対応はどのようになっているのか

をお聞きいたします。あわせて、特定健診や健康ポイントの参加数はふえているのか、お聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国保税の関係の御質問であります。

平成27年度国保税収納率につきましては95.26%となりました。昨年度より0.2%上昇いたしました。これは、本当に努力してきたおかげかなというふうに思っておるところであります。

医療費の推計を見ますと、これ、平成27年度速報値が出てまいりました。1人当たり34万891円であります。26年度が30万5,566円ありますので、これ見ますと、4万円余、1人当たりの医療費はふえておるといふ状況となっております。本当にふえてきたなという感じはしておるところであります。しかし、これは、医療というのは、年々高度化になってまいりますので、それに伴う医療費の増加というは避けられない、こういうふうに考えておるところでありますし、27年度は特にレセプトにおきましては、1,000万円を超えるようなレセプトというのが出てしまいましたので、その分ではかなりの医療費増となったところあります。

御質問の短期保険証につきましては、現在155人に発行しております。そのうち30人が18歳以下の若者となっております。交付する際には、被保険者の健康、生命を第一に考えつつ、生活状況をお聞きしながら、しかし、他の被保険者との公平性が失われないよう考慮しながら、対応はしておりますので、本当に、健康、生命にかかわる問題でありますので、慎重に取り扱っておりますので、その辺はそんな御理解もお願いしたいと思います。18歳未満の皆さんには、交付ということが原則になっておりますので、それはしておりますので、お願いいたします。

続いて、特定健診等の御質問であります。

村では、生活習慣病対策として、国保の特定健診やその後の健康相談、訪問などに力を入れ、実施しておるところであります。

特定健診につきましては、平成25年度受診率が45.9%、26年度が47.1%、27年度は現時点の仮集計であります、現時点は48.3%になっており、わずかではありますけれども、年々受診率が上昇しておるところであります。こういった状況を続けていければというふうに思っておるところでありますし、また、この制度がスタートしたのが平成20年でありました。このときが39.8%でありましたので、約10%弱上昇したということになっております。

この受診率向上のためには、文書でのお願い、これは当然でありますけれども、戸別訪問を行うことによって、以前より向上してきておるところであります。また、特定健診につきましては、平成29年度に受診率60%を目標にしておりますので、今後も継続して取り組んでまいります。

また、そういった取り組みをフォローといいますか、促進するために、まっくん健康ポイントカードという制度を設けたところあります。この健診につきましては3ポイントということになっておりますので、5月末現在のポイントカード発行数は1,346件となっておりますので、この辺、私が、去年から始めた制度でありますけれども、当初予定したよりはるかに件数は多いのかなというふうに考えております。こういったことも周知しながら、さらに健康づくりの意欲が高まるように、啓発を行っておるところであります。

国保の医療費、本当にふえてきて困っておりますけれども、ただ、1人当たり医療費におきましても、本村はさほど高順位ではなくて、むしろ下位のほうにということであります。ただ、退職者につきましてはかなり高位にいるということでもあります。その辺が問題になっておるところであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今も、特定健診や健康ポイントの上昇があるということで、訪問などをやりながらということで。

この間も、健診にうちの家族が行きましたら、ちょうど日曜日だったんですけど、結構若い人たちがいっぱい来ていて、大勢受けるんだなという印象の話をしていましたけれども、そういうふうに休みの日、日曜日にやるとか、また時間外でも受けるとかっていうことをしながら、幅広く健診できやすい環境も整えているということで、いい取り組みじゃないかなというふうに思います。

今、短期保険証について、命にかかわることなのでということで、状況を聞いて対応しているというお話でありました。私たちが、この間、長野県の民医連で、命のパスポートとしての国民健康保険の改善を願ってということで、短期保険証の実態調査をしたものがございます。これで見ますと、本当に非正規雇用や失業者が国保に入るケースも多くて、経済的理由による滞納がふえているということと、短期保険者の生活は深刻な貧困問題を反映する結果となり、高過ぎる保険料による生活の圧迫や受診抑制等の影響が明らかになったとされております。この中には、一人一人の状況が詳しく書かれておりますけれども、こういうことについて、やっぱり全体の問題でありますけれども、うちの村としても、この中で一つ触れておりますことは、短期保険証については、横浜市の取り組みでありますけれども、有効期限を6か月から1年に延長し、また交付については、相談もありますけれども、郵送交付ということで、窓口に来られないような状況も含めて対応しているという例もありまして、うちの村でもそういうところまできめ細かくやっていただければいいかなというふうに思います。

上伊那の生協病院でありますけれども、今、生活困難な方が経済的理由で受診を控えることがないように、県の許可を得て、無料低額診療事業を行っております。そういう制度の活用等も、窓口などでぜひ対応していただければなというふうに思います。

さまざまな困難な事例に対して、うちの村では、先日もちょっと生活保護の相談なんかもありましたけれど、そういうときにも、保健師の方やいろんな関係部署の人たちがみんな集まって相談しているという姿が見受けられまして、福祉課としては、それぞれの部署を超えて、しっかりとそういうものに対応していただけるようお願いしたいなというふうに思います。

1点、短期保険証の有効期限についてだけ、ちょっとお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 短期保険証の期間でありますけれども、基本1か月でお願いしております。ただし、年金受給者の方につきましては、年金の支給日が2か月に一遍ですので、2か月ということで対応させていただいております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） その点ですけれども、やはり1カ月ごとというのは、とってもその人たちにとってはかなり負担になるというふうに思います。できるだけ、間の対応は必要でありますけれども、少なくとも6カ月。例えば、それぞれの対応がいろいろ違うわけですが、横浜市などでは、もう1年間、郵送出すというような形をとりながら、命の、それこそパスポートとしての役割を果たせるようにということで取り組んでいる例もあります。その点については、ぜひしっかりと、それでいいのかどうかということも含めて、短期保険証の期間についてはちょっと検討をしていただきたいなというふうに思います。

それじゃ、ちょっと時間がないので、地域医療構想による病床削減について、2のほうにちょっと移らせていただきます。

資料をちょっとおつけして、2枚ほどありますので、またそれを参考にぜひ見ていただきたいというふうに思います。

医療費適正化計画が、整合を義務づけられた地域医療構想が、2025年に向け、病床削減も推進するための計画になっております。ガイドラインでは、現行の一般病床を、診療報酬の点数取得の多い順に、1として高度急性期機能、2として急性期、3として回復期、4として慢性期に区分し、1、2、3については、現行の入院受療率に人口変動値を掛けて、将来の需要を算出し、2025年の目標値とすることを指示しています。

長野県は、この表で見ていただくとわかりますけれども、全国のデータファイル、療養病床の都道府県率別受療率という表でありますけれども、全国最低の入院受療率で、パターンで、どういうふうに下げていくかというのがあるわけですが、パターンAでは、全国として、長野県の数値まで下げるというふうなことになってあります。一番低いところへ下げるといって、長野県が挙げられているという不名誉なことになっているわけですが、上伊那の慢性期のパターンBで試算されたベッド数は、2014年7月には1,301病床が、2025年医療機関所在地ベースで1,153床、患者住所地ベースで1,364床を試算しています。県全体では、2,800病床の減を想定していると言われております。2025年に向けて、病床数は限定し、在宅への流れが今進められようとしています。現状でも、上伊那地域は、木曾に次いで2番目に低い病床数であり、必要なベッド数の確保と医師看護師をふやしす緊急の対策が必要だと思います。医療部会に、村長さんは行っておられますので、どのような施策を進めるのか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域医療構想についての御質問であります。

この地域医療構想につきましては、平成26年度に制定されました医療介護総合確保法によりまして、都道府県が二次医療圏単位で策定することとされておるところであります。これは、2025年、団塊の世代が75歳以上となる、この増加に対応するというところであります。

県内10圏域に設置されております地域医療構想調整会議におきまして、圏域ごとの医療体制についての検討、調整がなされて、そういった意見を聞きながら進めているというのが実態であります。今月、6月5日にも、10圏域の皆さんの地域医療構想を聞いたところであります。上伊那地域につきましては、御指摘のとおり、従来から人口10万人当たりの病床数は最も少ないということになっておりますし、医療従事者数も県内2番目に少ないという、地域ごとに本当にバランスがアンバランスであるという、このことはそういう認識ではおると

ころであります。

ただ、問題は、これから県でその状況を、地域の状況を聞きましたので、これから県で原案をつくるころであります。これがどうできてくるのか、どう策定されてくるのか、この辺は注視をしておるところでございます。その会合の中でも、いわゆる患者所在地ベースにするのか、医療機関所在地ベースにするのか、これによってかなり変わってくるころでありますし、大体、医療過疎と言われるようなところは患者住所地ベース、松本、長野とか、佐久だとか、そういうところは医療機関所在地ベース、こういう基本でやっていただきたいという、こういう構想となっておるところであります。ただ、それだけでいいのかという話は、私もその中で意見を出しておきました。ただ、この会議というのは、大病院の先生方をはじめ、先生方の会議でありまして、市長会から1人、町村会から1人、その町村会の代表は私ということで、大変な委員会だなという思いはしておりますけれども、町村としての意見はしっかり言ってまいります。今までというか、なったばかりで2回目でありますけれども、1回目からそういった話はさせていただいておるところでありますので、どう決められてくるかというのは、これからの問題でありますし、その調整会議の中でも、本当に県でこれを策定できるのかどうかという、医師の先生方からもそんな意見がかなり出されておりました。つくれるのかどうかと、どうやって調整するんだというような、こんな意見も出されておるところでありますので、その辺は注視をしてみたいなというふうに考えておるところであります。

医師、看護師をふやす対策等についてのお話もありましたけれども、これは、それぞれ市長会でも、町村会でも、また県でも、そういった部分をふやすように努力をしておるところであります。伊那中病につきましても、常に信大等をお願いをして、医師をふやしていただきたいという、そういうお願いは常にしておるところでもあります。しかし、医師というのは、かなり時間がたたないとふえてこないという実態がありますし、伊那中央病院でも、ことしはかなり研修医がふえております。この研修医が研修に来ていただいて、また病院を選んでいただければありがたいなというふうに考えておるところであります。そういったことは常にやっておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 村長さんには、奥することなく、しっかりと地元の実情を伝えて、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

その中で、先を見越したということでもありますけれども、1点だけ。本村には、2025年に向けて、地域包括ケアというのがあるわけですが、お医者さんは開業医の皆さんだけでありまして、入院を抱えた医院はないということもありますが、地域へという流れの中で、往診をしてくださる先生が今のところいないということでもあります。そういう中で、うちの村としても、うちの村が子育てにいいということで、お医者さんたちがかなり家を建てて、住んでいただいているんです。例えば、産婦人科の先生とか、耳鼻科の先生とか、いろんな先生が、住宅はここに置きながら、ほかの病院に勤めているという方が結構多いように見受けられます。

今、春日街道沿いに、高原整形外科と堀田先生が2軒並んで開業しているわけでもありますけれども、例えば、あそこのところを医療ゾーンというようなことで、早いうちに一定の、

いろいろなお医者さんが開業するときにはぜひここでというようなことで設定したら、そういう点で言うと、お互いに協力しながら、往診もできるような体制ができるんじゃないかというようなことも考えるわけで、そういう将来的な見通しも含めて、ちょっと村として構想を持ってもらいたいなということがあるわけですけど、その点、ちょっとお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 病院といいますか、医院の話が出されました。

この構想自体が、在宅医療、在宅介護、これを中心としておるところでありますので、本当にそれが成り立つのかどうかというのは、この構想の会員の中におきましても、先生方から、往診する先生がないよという、こういう話は出されておりますし、それなりの体制が整わないと、在宅医療、在宅介護なんていうことは不可能だと、こういう話も出されておりますので、その辺はしっかり整備ができていかないと、それは難しだろうなという、これは共通の認識であります。ただ、構想につきましては、つくらなければならないんで、つくる点ではつくるというふうに思います。

したがって、どれだけの抵抗ができるかというのは、ちょっとわかりませんが、できるだけ地域の意見というのを反映させていけたらというふうに思います。

医療ゾーンの話が出ました。春日街道沿い、医者街道なんて言われるようになってまいりました。開業医の先生がふえてきていただき、ありがたいなというふうに思っておるところであります。ただ、この問題につきましては、他の先生方との関連もありますので、村の医療懇の中で、十分そんな話はさせていただきたいというふうに思っております。行政で、単独でというわけにはまいりませんので、いろんな場面で先生方の御協力をいただかないと、村のいろんな検診事業だとか、いろんな事業も成り立っていきませんので、そういった医療懇の中で話をしていくのが一番いいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、3として、ちょっと時間がなくなってきましたが。

2018年度から、国保は広域化されます。その流れについて、資料の1と2、今お示しました中に書いてありますので、また、ちょっと時間がないので説明もできませんが、見ておいていただきたいなと思います。

2018年から、都道府県が国保の保険者となります。市町村は、国保の運営から撤退するわけではなく、県と村が両方、国保の保険者となり、制度を共同で運営することになります。保険証の発行、保険料の決定、賦課徴収、医療の給付、保健事業は引き続き村が行います。県が保険者となっても、新たな財源が支出されるわけではなく、国保の財政は引き続き、1として村が住民から徴収する保険料、2としてけんぽ、共済など、他の医療保険からの拠出金、3として国・県からの公費によって運営されます。給付費に対する国庫負担や県負担の割合も変わりません。広域化されれば財政がよくなるというのは幻想ではないかと思えます。むしろ心配されるのは、各自治体が努力して、さまざまな施策に取り組み、医療費を減らす努力をしてきたものが、報われないものになってはいけないと思います。

これは、これからということでもありますけれども、村の保険料はどうなるのか、一般会計からの繰り入れは今行っておりますけれども、どうなるのか。また、今、68歳以上の低所得

者世帯への福祉医療が、村としては独自施策とあります。村単独の施策は引き続き可能か、お聞きします。

今回の国保改革の中で、全国自治会など地方団体から、子ども医療費の無料化に対する国庫負担減額、いわゆるペナルティーについて、撤廃を求める声が多く上げられております。こういう中で、厚労省も見直しをすることを明記しております。医療費無料にすれば、医療費がふえるから不公平だという言い分はもう成り立たないということが明らかになっていきます。ペナルティーを理由にして、県は窓口無料を認めておりませんが、多くの自治体は窓口無料をして、ペナルティーの撤廃を国に求めています。子供の貧困が言われて久しいわけがありますけれども、村としても、県に窓口無料で取り組むべきだという意見を上げていくべきときではないかと思えます。

また、国保については、構造的矛盾の解決には、かつての給付費の6割以上という国庫負担水準に戻すことが求められているというふうに思えます。現行では22.8%に落ちてしまっているわけでありますけれども、安心して暮らせる医療の充実を求めるものであります。

答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国保の広域化、今検討されて、平成30年から実施されるということとなっております。保険税がどうなるのかという部分でありますけれども、広域化後の保険料の算定につきましては、県は市町村ごとの標準保険料を算定してまいります。標準保険料率は、基本的には医療水準や所得水準を考慮して決定され、医療水準につきましては年齢構成の差異も考慮されるということになっておるところであります。ことしの10月以降に、県が各市町村から各種データを集約しながら、試算が開始されるということですので、それを待ってみないと、ちょっとどうなるのかわからないところであります。

一般会計からの繰り入れであります。

保険給付費については全額県からの交付金となりますので、今までのように年度中途での多額な繰入金が生じるという可能性は低くなるのではないかと考えておるところであります。県としては、当初からの繰り入れは想定していないということのようであります。

独自施策につきましては、人間ドックの補助等につきましては交付金の対象となりませんので、これは村独自の制度として残していかざるを得ないというふうと考えておるところであります。したがって、村独自の事業として残せるものは残していくという、そういうことを基本的には考えておりますので、今よりも、広域化になって制度自体が悪くなるということにはならないというふうには思っております。ただ、標準保険料がどのぐらいになるのかという、これが一番問題なのかなということでもあります。

それから、医療費の乳幼児医療の無料化、窓口無料化の問題が出されました。

ペナルティー、国のペナルティー廃止というようなことも検討されて、そうなるのかということになるかと思えます。こういうことになれば、県も福祉医療の窓口無料化、どうしていくのかというのが課題となってまいりますので、それは県として検討がなされるのではないかなというふうには思っております。窓口無料化をやっていない県というのがごくわずかでありますので、日本全体の流れとしては、もう窓口無料化ということでもあります。ただ、問題は、医療費がどうなるのかなという心配はあります。村の国保運営協議会の中でも、医療費の無料化は心配だという先生方の御意見もあるところでもあります。

で、その辺も踏まえて考えていく必要がありますけれども、これは県としてどうするかということでもありますので、その辺はお願いしたいというふうに思います。

村独自の部分であります。今、村は68歳、69歳、単独部分というのをやっておるわけでありまして。70歳以上も含めてやっておりますけれども、確か六十八歳、九歳、その部分もやっておるところでありますけれども、それだけ寿命が延びてきておりますし、健康寿命という部分でももうかなり延びてきておりますので、私は、この制度は、68歳、69歳の村単の低所得者の部分については70歳以上でいだろうなという思いはしております。そんなことで、事務当局には検討をしろという指示はいたしました。そうすると、改悪ということで、また三澤議員からはおしかりを受けるかもしれないけれども、時代の流れはもう70歳という部分で区切っていくべきかなという考え方を持っております。するとか、しないとかいうことではなくて、検討をしろという指示はいたしました。したがって、70歳以上は維持をしていかなければならないなという思いは、そういうことはそう思っております。

医療費につきましては、原村が一番でありますし、それに続いて、長野県下77市町村のうち3番目から4番目に制度がすぐれている村でありますので、そうはいつでも、財政的なことも考えなければなりませんので、その辺はそんな検討もさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、独自施策は引き続きやっていくということの中で、やはりすぐれた施策でありますし、この間、取り組んできた中で、そういう、この部分がとても助かったという部分は聞いております、医療費の助成の部分は。ぜひ、そういうことはきちんと続けながら、しっかりとまたこの体制を守っていってほしいなというふうに思います。

以上で終わります。

議 長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました9議員全員の一般質問を終わります。

あす17日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

散会 午前11時56分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 8 年 6 月 1 7 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|-------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 4 号、発議第 1 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | |
| 第 3 | 発議第 2 号～発議第 3 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～議案第 4 号、発議第 1 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	有賀由起子
教育長	征矢鑑	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民環境課長	埋橋嘉彦		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年6月17日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） こんにちは。お疲れさまでございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案及び意見書案が提出されました。先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しましたので報告いたします。

村側から追加議案が1件、議会側から議案が1件、意見書の案が2件提出されておりますので、これらを本日の会議日程に加えることにいたしました。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案2件及び意見書案2件を本日の会議日程といたします。

これから追加議案の上程を行います。

議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、熊本地震に関連し、長野県町村会から依頼のありました人的支援のため、熊本県嘉島町に村職員を派遣するための費用を補正するものであります。

支出額は、予備費で調整し、既定の歳入歳出予算の総額には変更ありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の細部説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目、0201一般管理事務でございますが、全国町村会及び長野県町村会からの要請によりまして、熊本地震で被災いたしました嘉島町に対して人的支援を行うため、本村職員2名を約2週間派遣するに当たり、必要となります旅費等の経費を計上させていただくものでございます。総額80万円をお認めいただきますようお願いいたします。

派遣職員は、嘉島町内において、被災した家屋の第2次被害認定調査の業務に従事する予定でございます。

おめくりをいただきまして、14款、予備費で、財源調整をさせていただきまして、80万円の減額といたします。歳入には変更がございません。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、発議第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬の特例に関する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） それでは、発議第1号についての提案説明をいたします。

発議第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬の特例に関する条例」の提案説明を申し上げます。

議員が、病気等により長期欠席となって、議会活動ができなくなるような事例が生じた場合、議員の職責及び議会への村民の信頼の確保に鑑み、当該議員の議員報酬及び期末手当の減額について規定することを目的とするものであります。

現在、本村にこのような事例はなく、今後もこのような事例が起こることがないことを望むものでありますけれども、他市町村での事例を参考にしまして、事が起こる前に、あらかじめ規定を定めておくものであります。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

唐澤議会事務局。

事務局長（唐澤 英樹） それでは、発議第1号の細部説明を申し上げます。

議案の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、目的といたしまして、議員が長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めることをうたっております。

第2条では、用語の定義といたしまして、村議会の会議等、長期欠席期間について規定し、欠席期間が90日を超える場合を長期欠席期間とすることをうたっております。

第3条では、長期欠席期間が生じた場合には、報酬及び手当を減額することを規定しております。

第4条では、長期欠席の事由が生じた場合、解消となった場合には、議長に届け出ることを規定しております。

第5条では、長期欠席の欠席期間の決定の方法について規定しております。

ページをめくっていただきまして、2ページになりますが、第6条では、報酬減額の具体的な方法について規定しております。具体的な減額につきましては、第1項に示してあるとおりであります。

第7条では、同じく、期末手当の減額の方法について規定しております。

第8条では端数処理の方法について、第9条では任期満了に伴う措置について、第10条では、この条例に定めのないこと等については議長が定める旨を規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年7月1日から施行し、同日以降の会議等から適用するものとするものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから請願、陳情を採決いたします。

先日の定例全協で、議会運営委員長より提案のありましたとおり、真に内容のある質疑、討論ができますことを確認の上、お願いをいたします。

福祉教育常任委員会に付託の請願の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 請願、陳情審査報告を福祉教育常任委員会からいたします。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

受付番号、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」、これにつきましては、審査結果は、委員4人の採択により採択といたしました。

措置につきましては、後ほど意見書提出をいたしたく、皆様の賛同をお願いいたします。

それでは、請願第1号について、その審査内容について説明いたしますが、この請願第1号及び請願第2号は、毎年出されている請願内容でありまして、だからこそしっかり審議、判断すべきだという意見も過去に多くありますので、今回、特に丁寧に報告することを御了承ください。

審査の日時は、平成28年6月6日午前11時から及び6月13日午前11時から、出席者は委員5人及び請願者としまして、教職員組合の執行委員長、南箕輪小学校の先生であられる加室優先生及び書記長の南箕輪中学校の先生、唐澤秀司先生にお越しいただきました。

委員からの質問に対しまして、請願者の説明は、この義務教育費国庫負担制度の堅持については、例えば、全国知事会の決議文として、細やかな対応の充実など、教育環境の維持、向上のための国の責任を放棄し、地方に対してさらに独自の財政措置を迫ることになる。国家100年の大計が教育であるならば、国の責任において云々と。また、全国市長会におきましては、教育にかかる経済的負担を軽減するために、公教育の質的向上を図るとともに、家

庭の経済的状況に左右されることなく、全ての子供が必要とする教育を受けられる教育制度を成立すべきであるなど、決議文を国に上げている実例があります。また、国庫負担制度を2分の1に戻すことで、教職員の給与が上がるのではないかと誤解されることもあるそうですか、人事院勧告に沿っているので、そういうことはない。それよりも、教育の責任は誰がとるのかということにおいて、家庭はもちろんだが、現在は長野県と市町村、ここで言えば、南箕輪村の手厚い措置で成り立っているが、大もとの責任は、国が3分の1の負担、すなわち責任でよいのだろうかという問題。それらを訴えるため、当請願者、加室先生らも、国会、財務省に直接意見具申に行くなどして行動している点も確認いたしました。先生方からは、特に、例えば、特別支援や加配などは、特にこの村が教育環境をよくしていただいているということは、翻りますと、別の県内の自治体とは格差が生まれてしまっている事実もあるのではないかとということをお慮もされています。

採択、委員4人ともですので、採択の意見の主なものを紹介しますと、長野県と村でよい教育ができてからよい、請願を採択しなくてもよいのではなく、それは、特段この村、また県が教育に対し、負担、責任を負っているあらわれであり、村としても、本来の責任負担を国に求めるべきだ。義務教育なら、例えば、新入学を含む学用品、クラブ活動費、PTA会費、児童生徒会費、体育実技用具費など、これらは現在、家庭からの支出が求められているわけですが、義務教育なら全て無料であるべきなのに、日本は教育に対する家庭負担が高過ぎる。国の義務教育として負担すべきだ。また、組合、先生方が、毎年、マンネリのように議会に請願を上げてくるだけでなく、組合みずから国へ具申に行っている積極的な行動もあるのだから応援すべきと、採択するといった意見が出されました。

続きまして、請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」につきましては、審査結果は、委員の4人採択による、後ほど意見書提出をいたしたく、皆様賛同をよろしくお願いいたします。

この審議内容につきましては、請願者からの説明としましては、35人学級について、長野県内では大きな差はない。長野県は独自に積極的に進めており、35人学級は小学校100%達成のうち、加配等、長野県独自に加配等、25%を負担している。中学校の35人学級は96%達成のうち、加配は47%、県の負担で行っていると。小学校の35人学級は全国平均90%で、また中学校は全国平均69%で、全国で大きな格差が広がっていると。以上は、2013年の文科省データによるものだそうです。

国、財務省への訴えの際、国側は、教育ばかりに金はかけられないとか、少人数学級の成果を、成績アップなど、わかりやすい数値で示せなどと言うが、子供の教育は子供のうちに成果が出る、わかるものばかりではない。児童生徒が成人してから、大人、親になっただけと先、そういった視点で教育環境の支援を、国、そして県や村にもお願いしたいという意見をいただきました。

委員の採択の主な意見は、長野県の加配施策や他県との達成率の差からも、長野県の特別な負担で成り立っている35人学級を国の責任により推進することを、保護者、教職員、教育委員会や、先ほど説明にありました知事や首長、そして議会など、広範な共同で進めるべきだ。また、地方から政府に対して、少人数学級を決断するように声を上げること、これは国の概算要求の直前に当たる6月議会に、意見書の形で声を上げていくべきだ。加配での対応では、講師は担任を持ってないなど、先生間でも、職務分担や働きづらさが発生してしまっ

いる。それらを是正すべく、教職員定数改善と教育予算の増額を求める。国が、児童生徒一人一人に行き届いた教育を進めるべきなどの意見がありました。

以上で委員長報告を終わりにいたします。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

先ほどの委員長報告、本当に細かく審議され、内容も細かく報告していただいて、大変すばらしいなと思いました。

その中で、済みません、これ、毎年出てきている中で、先ほどの知事会の意見書だとか、いろいろな意見書が出ていますよというお話がありました。ただ、その中では、国庫負担制度のものではないような気がします。今、教育現場の中の、やはり多様な問題についての意見書になっているんだろうなと思います。

その中で、国庫負担制度が2分の1から3分の1になってきた流れ、日本の国の流れ、政府の流れというところも踏み込んで審議されたかどうかというのと、あと、国庫負担制度が2分の1から3分の1になったことによって、どんな問題が実際に起こっているのかというのを審議されたかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） まず、2分の1から3分の1の経緯につきましては、皆様お手元に、請願書にもあります請願理由の中で説明文がありまして、これも南箕輪の委員が2年ごとに変わっていくわけですけれど、そのたびに、今回も含め、この請願の内容をよく読み、各委員が精査した上で審議していることを報告いたします。

また、2分の1が3分の1に減ってしまっているという点につきましては、先ほど、私の報告の中で、私の考えでものを言っただけではいけませんので、済みません、わかっている限り、今までの審議内容で、委員会の中で発言のあるものに関しましては、以前、国庫負担制度の中で見込まれていました、ちょっと済みません、私、ここの言葉を残してありませんので、項目として、学校にかかる費用の項目が削られてきていると、2分の1から3分の1に減った時点で、以前はつけられていた項目が削られてきているということがあり、過去にもそういった説明がなされてきました。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員、よろしいですか。

ほかに質疑は。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

請願者の南箕輪小学校内、団体名が南箕輪村村立学校教職員組合というふうになっておりますが、これ、俗に言う日教組という団体だと思うんですが、そういう認識でよろしいのかどうか、その点を一つお尋ねすると、それから、この学校の中であって、組織率は、全員の先生というか、教師が入っているとは思えないんですが、職員が何人いて、何人がこの組合に加盟されているのか、その辺の実態について議論されたかどうか、まずもってお尋ねを

いたします。

議長（原 悟郎） 小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 大熊議員の質問につきまして、正直なところ、委員会の審議の中でそういったことは発言等されませんでしたけれど、今御質問いただきましたので、わかっている範囲でお答えいたしますと、基本的にこの村立学校教職員組合が、南箕輪の場合、職員さんの80%ほどが日教組に加入されていると、その日教組のもとでの組合という意味では、日教組に関係する組合なのかなと思います。正確に私のほうで調べているわけではございません。

なお、今、質問にありました加入率は、全国的には日教組に加入されている先生は25%を割っているようですが、長野県では70%以上が加入、上伊那では1,100人の先生方のうち900人、80%以上が加入、南箕輪村でも80%以上が加入されていると。

以上であります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 今言うように、日教組の組織率というのは、これは歴史が古くて、最初は全国的には、最初は総評という団体に入っておったわけです。これ、内部分裂を起こして、連合というふうになったんですが、連合に移って、主流は、反主流派でなって、反主流派は抜けて、主流派が日教組として今残っていると。それで、組織率が22.4%ですか、全国的に見ると。そういう団体のこれは請願書ということだと思うんです。

それで、この義務教育の無償化というのは憲法でも定められておりまして、義務教育の無償化は憲法でも保障されているということでもあります。

それで、この国庫負担の堅持という、その国庫負担の主な使途、要するに国庫負担の負担金が大半を占めるのは何だというふう理解をされているのか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 今御質問のありました件、私も議員経験が10年を超える中で、以前、請願や陳情の中に上がっていたことは覚えているんですけど、今回の請願の中での資料にはありませんでしたし、委員会の中でもそのデータはなく審議されているので、私も今の時点で細かく答えられません。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

大熊議員、3回目です。

9番（大熊 恵二） 聞くことは山ほどあるんですが、この教職員組合の日教組の、これはほとんどが給料なんです。教材費も2分の1出ているんですが、ほとんどが、いわゆる自分たちの給料を今までは2分の1であったけれど、途中から3分の1になり、その2分の1と3分の1の差額が交付税で補われているということで、自分たちの給料をしっかりと確保したいというのが一番の狙いであって、子供たちのこととか、そういうのは取ってつけたような、グリコのおまけみたいなもので、主はやはり自分たちの給料をきちんと確保したいということが、この請願の根底にあるというふうに見ているんですが。

よく、先生とか、教師とか、こういうふうに言った場合に、先生、教師というのは、よく聖職だとか、南箕輪小学校に奉職してましたとか、そういう奉職とか、聖職とか、そういうことで、我々が小中学校に行っているときにはそういう言葉が頻繁に使われたんですが、最

近は、これは労働者なんですかね、聖職とかそういうんじゃないくて。労働者という発想で、物事を考えているのかどうか、その辺について委員会の中でお話が出ましたでしょうか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 委員会の中では、聖職とか、労働者とか、そういった観点での審議はありませんでした。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

5 番（百瀬 輝和） 反対です。

議長（原 悟郎） 5 番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬輝和です。

これ、毎年出されていて、毎回、私も言っているんですが、内容はよくわかるんです。先生たちの言われていることはよくわかるんです。ただ、南箕輪議会として、このことをどう捉えていくかというのが僕はうんと大切なんだろうなと思います。

それと、あと、この教職員組合の硬直化というか、毎年、毎年、これを出してくるという。先ほど言われたような審議の中で、来ていただいて、話をお聞きしたということもお伺いして、委員長報告ありました。その中で、教育現場の問題がいろいろと話されたということです。それをなぜ意見書として出していかないかということなんです。

この義務教育費国庫負担制度は、全ての国民が全国どこの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、義務教育費の大半を占めている公立の義務教育小中学校の教職員給与費について、国と地方の負担により、その全額を保障するものですということです。この制度は、国が法律によって、学級編制や教職員定数の標準を定める法律と相まって、教育の機会均等とその水準の維持向上のため、重要な役割を果たしており、結果として全国の教職員給与費の総額が確実に確保されるということです。

その中で、平成13年4月、小泉内閣が発足後間もなく、地方分権改革推進会議というのが内閣府に設置されました。この三位一体改革が検討されたわけです。その中に、この三位一体改革の中で、国庫補助負担金等税源移譲を含む税源配分、地方交付税のあり方を一体的に見直す中で、この義務教育費国庫負担制度も検討の対象になったということです。国民の教育を受ける権利を保障する仕組みとして、いろいろなものがありえ、国が教職員の給与費等を2分の1負担するという現行の仕組みを固定的に考えるべきではないということで見直されたそうです。国と地方の役割分担を見直すに当たって、避けては通れないテーマだったということです。その後、平成14年、経済財政諮問会議で、地方財政の構造改革と税源移譲について検討されてきました。

この問題は、文部科学省と総務省と財務省の三つの省にかかわる問題だったんです。文部科学省は、国は良質の教育を保障する責任を有する、すぐれた教員を一定数確保することが

必須であって、堅持すべきだと訴えたそうです。総務省は、国庫負担金は、地方の自由度を高めるため、水準の確保を図りつつ、全額を一般財源化すべきだと。財務省は、国庫負担制度の交付金化すべきだという意見に分かれたそうです。その中で、やはりいろいろ話をして、この3大臣が合意していくわけなんですけど、その中で、また知事会をはじめ、地方6団体が、地方の税源移譲して、地方が引き続き事業を実施すべき、市町村サミットでは、財源移譲を要求する意見書を出したそうです。教育委員会は、都道府県レベル、市町村レベルを問わず、現行制度を堅持すべきだと言われております。

平成15年に、内閣府が検討を重ねて、政府と与党の合意、財務、総務、文科大臣合意を経て、中央教育審議会に審議されました。

このような一連の経過を踏まえて、平成17年の11月、義務教育制度について、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針のもと、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、税源移譲を確実に実施するとされました。2分の1から3分の1に下げられましたが、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持すると、初めて明記されたのです。その後、第164回の国会において、国の負担率を3分の1に定める、義務教育費国庫負担法の改正が行われました。

この改革により、地方の自由度が増すことにもなったわけです。今まで、国が縛っていた部分、教員の数、生徒の数なんかのものが縛られていたんですが、総額裁量制の導入などで、地方の柔軟性、少人数学級の取り組み、教員の数をふやす自由度が拡大されました。また、盲学校、聾学校と養護学校が別々の国庫負担制度になっていたやつを一つにしたことにより、柔軟な教員配置も可能になったわけです。市町村での教員配置ができるようになったのも、こういう改革の中でなってきたわけです。

だから、このことは、法律でしっかりと書かれていて、保障をされているわけなんです。そこをまだ2分の1に戻せということを使うのかなというのが私はすごく不思議に感じております。

また、地域格差があるといっても、地域格差がないように、法律では地方財政法で、地方が困っているときは国がしっかりとその経費を負担するというふうにも書かれているわけです。ですから、私は、このことはやはり内容はわかるんですけども、議会として、私はこの請願を採択することはできないという意見です。

やはり、ほかの現場の問題を上げてくるのが教員なんだろうなと思います。もうちょっと広い視野に立っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 賛成意見はございますか。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

賛成の立場で討論いたします。

いつも百瀬議員のおっしゃることは同じことだというふうに思いますけれども、どこの立場で物を言っているかということは、今、村として上げるべきではないという御意見でありますけれども、今、百瀬議員の言っていることは、国の言っていることをそのままお知らせいただいただけでありまして、私たちが委員会の中でも、先生に来ていただいたり、教育委員会からも資料を出していただいて、この間の教育費がどのように子供たちに影響してきた

かという討論もいたしました。

例えば、就学援助についてでありますけれども、この間、子供の貧困ということも言われておりますけれども、我が村の就学援助もふえ続けてきております。就学援助の内容については、各市町村で基準が違いますので、南箕輪では、平均的に生保の1.3倍を掛けて、そのほか村長の認めるときというのもつけ加えて出しているわけでありまして、例えば、辰野町などは1という係数でやっていたりして、やっぱり市町村によって差が出ているのが現状であります。こういうことがないように、やはりきちんと国庫補助を、負担金をきちんと出すべきだということでありまして、地方へ財源移譲されていると言いますが、お金に色がついているわけではなく、総額として減ってきている中での今の教育現場でありますので、そのことについてはとても百瀬議員のおっしゃるような状況にはなっていないという認識であります。やはりきちんと、教育費は原則国庫負担が全てで行われるべきでありまして、多くの先進国では、もう義務教育にそれぞれ家庭が負担するという状況はないということもつけ加えておきます。

そういうことで、この請願は採択すべきだというふうに考えます。

議長（原 悟郎） ほかに御意見はございませんか。

大熊議員、反対ですか。

9 番（大熊 恵二） 反対。

議長（原 悟郎） 9番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 今、三澤議員の言われたことは、この請願の中身は、義務教育の国庫負担の堅持ですよ。いわゆる職員の、教師の給料の確保ということです。教育全般について言っているわけじゃないんです、これは、義務教育の国庫負担の堅持ということは。だから、貧困児童がいるとか何とかって言うのは、これは全く別なんです。自分たちの給料を確保するというのが大前提にあるこの請願なんです、この義務教育の国庫負担というのは。だから、ほかのやつを入れてくると、さっきも委員長報告の中で、PTA会費がどうだとかって言うけれど、そういったものはこういうものとはリンクしないんです。

そこで申し上げます。教員の給与について、ちょっと意見を、どういう実体かということも申し上げます。これは、教員の給与のための請願でありますので。

優秀な人材を確保するために、教員の処遇改善を図る必要があるということで、義務教育水準の維持向上を図ることを目的にして、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる、これは人材確保法と言うんですが、それが制定されたわけです。だから、一般の公務員より学校の教師は高い給与を払うようにということの人材確保法が制定されました。それで、この人材確保法を受けて、教員給与について3次にわたる定額的な改善により、合計25%増、いわゆる一般の公務員より25%多い給料の予算措置が行われた結果、昭和55年度で見ますと、教員の給与月額、一般の行政職と比較して7%程度上回るということになっております。その後、公務員全般の給与改定等の影響もありまして、平成18年度に調査した過去5年間の平均では、一般行政職に対する教員給与の優遇分は2.76%まで低下したと言われております。

それで、この優遇分についても、平成18年7月に閣議決定され、平成20年度からは、平成22年度予算においては、義務教育等特別手当や給料の調整額の縮減が行われ、めり張りのあ

る給与体系の推進の観点から、部活動手当、それから教員特殊業務手当の倍増、教頭、主幹教諭、指導教諭の処遇が行われたと言われております。平成23年度以降、教員給与の縮減は行われて、今日まで、23年から行われていないということでもあります。

それで、これは1年前の資料であります、平成27年度の予算編成過程においては、財政局から日本の教員給与について、国際的に見ても高い水準にあるとして、人材確保法に基づく教員給与の優遇措置分の縮減などが求められました。文科省としては、教育再生を担う現場の教員の士気をはぐような処遇の見直しは到底認められないと、文科省では到底認められないという主張をしてきて、現在、教員の給与の縮減は行われていないということでもあります。

非常に、今、日本の教員の給与の水準は、国際的に見ても高いポジションにあるということでありまして、この日教組という、いわゆる、どちらかというと過激な団体なんです、これは。教育二法という法律の中にも、いわゆる教職員の政治的行為を、地方公務員である教職員の政治的行為を禁止し、教員組合とその連合体が政治的教育を行うよう、教唆扇動する、こういう団体だというふうに国のほうでは見ております。教唆扇動というのは、唆すということです。それで、平和と民主主義の教育を破壊するとの、日教組は闘争宣言を発し、全国にその運動を展開したということでもあります。それらの団体のものを、要するに子供たちを盾にしたような、または教育全般のことを盾にしたようなことを隠しながら、自分たちの給与の確保ということについて、あたかも信憑性のあるようなこの請願に対しては、断じて賛成できないものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

委員長報告でありました、国内では、この35人学級、かなり小学校についてはほとんどないという報告と、中学が若干あるという報告でした。ほとんど、これ、なくなっているというのは私も調べて感じているんですが、少子化の現象かなと思います。

その中で、複式学級の話もこの中には出ているんですけども、先ほども言っていたような、このいじめ対策だとか、不登校の問題だとか、学校に山積する問題について、この35人

学級、私はもうちょっと少なくしたほうが良いような気がするんですけども、そういうところについて、どんな議論がされたかというのと、あと、教育予算の増額という雑駁とした言い方がされているんですが、そこら辺の内容がわかれば教えていただければありがたいですが。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 今、百瀬議員が言われた35人よりも少なくという審議についてはされておりません。ここに出てきたとおりの審議しかしておりません。

また、教育予算の増額、教育予算をふやすということについても、詳しく説明も聞きませんでしたし、こちらも、そこについて突っ込んだ審議はいたしておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

委員長にお尋ねをいたします。

これは、長野県ではもう既に実施されておって、これらの問題はないというふうに見ていますが、全国的にはまだまだそういうことが届いていない県もあると思うんですが、基本的には、これは子供と向き合う学校現場の環境づくりだと思うんです。それで、これは非常に、今、文科省でもしっかり対応してまして、あえてこの請願、意見書を出さなくてもかなり進んでいるというふうには私は見ておりますが、ただ、全体の流れとしては、御存じのように、非常に少子化で、35人と言わなくても、自然に35人は切れていくような状況で、人口減少、それから少子化の現象、それらに伴う、いわゆる教職員が結局余ってくるというようなことで、これは自然に減っていくという、自分たちの組織を何とか維持しなきゃならないという日教組の体質から、こういったことを出しているんだと思うんですが、この少子化についての議論というのがあったかどうか、その辺についてちょっとお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） まず、単刀直入に、少子化についての議論というのは、少子化という現実の日本全体の問題でありますので、議論として強く審議にはありませんが、ちょっと大熊議員が質問の中で言われていたことへのお答えと、補足をしたいんですけど、全国の35人以下学級の県ごとに比べた比率は、全国で小学校の場合90%、中学校の場合69%が35人以下学級ができているということで、中学校においては、だから、余りできていないという現状もあるかと思うんですけど、加えて、小学校の35人以下学級ができている長野県の状態は、100できているうちの25%を長野県で加配を加えているから100%になっているわけで、その加配がないと75%しかできていないという実情があり、さらには、中学校では、国からのお金だけで49%しかできていなくて、それに加えて、47%を長野県で負担して、35人学級を長野県の場合、97%できている現状であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今あれですか、中学校は3年生まで35人になりましたっけ。3年生まで。2年生までです

か。3年生まで。これは阿部知事になってからですね、できてきたのは、確か。1年生でやり、村長あたりも、これには大変力を注いだわけですけど、長野県は今、じゃあ3年生まで来たということではありますが。

これ、全国的に見ますと、長野県が何%って、私も把握しておりませんが、今、加配という問題もありました。いわゆる、学校が社会的な期待に応えなきゃならないということで、学習指導や生徒指導、それからさまざまな課題に対応していくために、学校において、教員が子供たち一人一人に正面からしっかり向き合い、要するに、目の行き届いた質の高い授業、それから生徒指導等を行うための教職員体制の整備が必要である、求められているということであると思います。

こうしたことから、平成23年度には、小1の35人以下学級の制度化がなされ、平成24年度には小2の36人以上学級の解消、そして、東日本大震災への対応のために、加配等の定数改善が図られてきたと、こういうふうに文科省では言われております。政権交代後の、いわゆる、これは政権交代後というのは民主党、今の民進党と言うんですか、民進党と言うんですかね、そうよね、まだ党の名前を覚えておりませんが、これ、余計な話かもしれませんが、気をつけよう、甘い言葉と民進党という。

議長（原 悟郎） 大熊議員、それはいいですから質問してください。余計なことは言わないで。

9番（大熊 恵二） どこまで話したっけな、政権交代後の平成25年度には、いじめ問題への対応などの定数増や、約7,000人の地域人材を活用した補習等の指導員派遣事業を文科省では計上していると、これ、教育委員会、よく御存じのことと思います。それから、平成26年度予算におきましては、今後の少子化等を踏まえた定数の見直し、713人減が見込まれる一方で、個別の教育課題への必要な定数改善増、703人を計上したほか、補習等の指導員派遣事業の配置人数を8,000人に増員したと。平成27年度予算案では、少子化に伴い生じる教職員の定数の自然減のほか、学校統合等により1,000人の定数減が見込まれる一方で、学校教育の充実に必要な定数措置として900人の増を盛り込み、実質的な教育環境の改善を図ることとしているという方針が打ち出されているんです。

そんなことで、そういったことも当然頭の中に入れて、お話をされたのかどうか、もう一回、委員長、教えていただけませんか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 済みません、今、大熊議員さんが丁寧に聞いていただいた内容が、ちょっと私には理解しにくかったのと、私、今回、自分の委員会の議事内容をほとんど網羅して、ここに書き出しております、そこで見られる限り、この場合、ちょっと改めて言わせていただきますけれど、今のこの質疑の時間は、委員会内で委員、委員長も含むかもしれませんが、委員全員の全発言に見られる審議内容について私は答えるのみですので、そこにかかってくる部分はなかったかなと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第2号の討論を行います。

お願いをしておきます。討論が、前段がちょっと長過ぎますので、もう少し端的に討論をしていただきたいと思います。

先に反対討論の方。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 百瀬輝和です。

内容は理解しております。進めるべきことなんだろうと思いますが、ただ、この35人以下学級だとか、複式学級だとかいう内容になっております。先ほども言いましたけれど、教職員組合から出されてきているものが、毎年、毎年、同じ内容で出てきております。本当に、この組織の権威主義というか、上からの押しつけで出されてきている部分が多々見えるんじゃないかなと思います。若い人たち、若い教員の現場の目線は、もっと違うんじゃないかなと思います。

例えば、今、教育現場で、先ほども言いましたが、いじめだとか、不登校だとか、貧困の問題、あとは外国人児童の問題だとか、アクティブラーニングとかいう取り組みをされております。そういう中で、やはりキャリア教育、ICT活用だとかいうところで、果たして、じゃあ、この35人学級なのかなということなんですよ。あと、複式学級が悪いというふうに、これ、とられちゃうんですが、複式学級は決して悪くないんです。複数の学年と一緒に学ぶということは、非常にいい取り組みだという報告も出ております。

そういう中で、やはり、私はこの出てきた請願について、賛成するわけにはいきません。

議長（原 悟郎） 賛成意見の方、ございますか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

毎年同じ中身での請願書が出されるという話でありましたが、結局、この加室先生ともお話をしたんですが、長野県的に、特に南箕輪も非常にこの村の、村なり、教育委員会の配慮によってなってきたということでありますが、その点では、県内も実現していますけれども、全国的にはまだ実現していないところもありますし、そういった意味で、現場の自治体の努力によってそういうのが進んできているということで、本当の基本的な国全体として、こういう国庫負担なり、35人を指すという、そういう活動がまだ差があるということの中で、現場の先生たちは本当の闘争だとか、そういう意味でなくて、純粹に子供たちと向き合っているいい教育をしていくのには、こういう方法がいいんじゃないかということで、35人をさらに全国的になるようなことを目指していくということの組織としての活動ということでもありますので、ここはもう実現されているからそういうことはいいんじゃないかとかいうことでありますけれども、その分、各自治体での負担やなんかもふえてきている部分について、国の基本的な形をもう少し実現してほしいと、こういう願いで進めているんだという話でありましたので、全く問題はないかというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） ほかに、反対討論の方、おりますか。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 反対討論をします。

先ほど、議長が、前段が長過ぎるの、できるだけ端的に、反対、賛成と言えということですが、議場は、議会は議論の府でありますので、闊達な議論が前提になければならないと思いますので、一言申し上げておきます。

この請願書につきましても、もう少し教育、憲法に定められた、またはそれらの教育基本法という基本があるわけですが、これをしっかり、一つ、現場で子供たちに接する教師の立場として、この教育基本法というのをもう少し思い起こしていただきたいなというふうに私は思います。そういったことがどこかに行っちゃって、今、賛成意見の中にも、闘争とかそういうものじゃないと、こういう話ですけど、この組織自体は闘争の組織ですから、いわゆる組織の基本には闘争というものがもう根底にあるわけですから、今までの歴史から振り返っても、そういう団体が出すこういう請願でありますので、そのことをよく頭に入れて、教育基本法にのっとして、しっかり子供たちに向き合っていたきたい。自分たちの処遇の改善ばかり言わないように、本当に真に子供たちのことを考えて教育をやっていたきたい、そういうふうに願うものであります。したがって、こういう根底に闘争の経験があり、そういう歴史を抱えた組合でありますので、この組合の一部分の現象を捉えて、これを全とするのは、早計だというふうに私は判断をいたします。

したがって、内容はいろいろあります。まだ言えばあれですが、長くなりますので言いませんが、日教組の出されたこの問題について、今まで毎年出していたからと、安易な判断だけで請願を上げるということは私はあってはならないと。やはり、時代は変わる、世の中は変わっていくわけですから、それに合わせた、時代に合った議論をしていかなければならない。ただ、その根底にあるのは、憲法でも保障されている、教育については全て無償であります。国が保障しているわけです。ですから、そういう中で、自分たちの給料のことだけ考えるような、労働者的な発想の組合の請願については賛成できないということで、反対討論といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、総務経済常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託されました陳情第5号から第9号までの審査結果報告を行います。会議規則第91条の規定により報告を行います。

陳情第5号「「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情」、意見書に賛成という意見ともう少し時間をかけていきたい、現在、災害時には災害対策基本法で対処できているので、趣旨はわかる。また、内閣への権限が強くなるため、注意が必要などの意見が出されました。審査の結果、採択が1、継続が3、結果、継続審査となりました。

陳情第6号「TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情」、これについては、TPPの承認案を撤回して、関連法案を廃案にすることを強く求めている陳情書になります。審

査の結果は、採択が1、不採択が3、結果、不採択となりました。

陳情第7号「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」、これは、消費税を10%にすることを中止する内容の意見書になっております。審査の結果、採択が1、不採択が3、結果、不採択となりました。

陳情第8号「TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」、この陳情書についてですが、昨年12月議会で同じ内容のものが出てきて、意見書を提出しております。内容的には趣旨採択という意見が多くありました。審査の結果、趣旨採択3、不採択1、結果、趣旨採択となりました。

陳情第9号「九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書」の提出を求める陳情書」、これについては、日本のエネルギー政策で、大変重要な問題だと思います。その中で、安全性、コスト、温暖化の問題、供給への安全保障などの意見が出されました。2012年から原子力発電所は全基停止していると。その中で、日本には43基が残っている。原子力規制委員会で基準適合したものについては、再稼働してもよいのではないかという意見も出されております。当然、安全性を一番に考えるべきだという意見も出されました。審査の結果、採択1、不採択3、結果、不採択となりました。

以上で、総務経済常任委員会の報告を終わります。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する、陳情第6号「TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

委員長さんに、まず一点、質問したいんですけど、今、報告がありました、特に結果が出た四つについて、この第6号だけでなく四つについて、陳情の提出者、当事者に出席を求めるなどはされていますか。

以上です。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） しておりません。

議長（原 悟郎） 小坂委員。

2番（小坂 泰夫） 最近の議会改革等の中で、こういった請願、陳情の提出者はなるべく呼ぶべきだという動きが全国的にも多いのかなと、開かれた議会を目指す百瀬議員さんもよく訴えておられる中で、呼ばないというのはちょっとどんなものなんでしょうか。なぜ呼ばなかったのでしょうかと。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 済みません。今後、委員会でも検討していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 今、6だけじゃないですよ、質疑。

議長（原 悟郎） いや、6をです。

8番（三澤 澄子） 6だけ。

議長（原 悟郎） ええ。

8 番（三澤 澄子） じゃあ、その後でいいです。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

陳情第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

8 番（三澤 澄子） 賛成です。

議長（原 悟郎） わかりました。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） これは、今、委員長が言われたように、もうこの間のTPPの国会論議の中で明確になったことでありますけれども、まず、担当大臣だった甘利大臣が収賄疑惑で国会に出ない中で、この前の国会の論議だったんですけれども、内容がよくわからないということで、交渉過程を提出するよというところが行われました。その中で、全部が黒塗りという文書が提出されて、どういう交渉過程だったかが全くわからないということ、それから、その中で、前、西川公也TPP特別委員だった方が、TPP交渉の真実なる本を書いたということが明らかになって、この中で、米国からの要求、日本として考えていた譲歩案の内容などが書かれていたというようなことも明らかになり、そういう中で、この問題が、農業だけでなく、あらゆる部門で、医療や介護や労働やという部分も含めて、日本の暮らしのあり方というか、全てにかかわる問題であるということが明らかになりましたし、一番はやっぱり食料主権が損なわれ、農業で言えば、全てに対しての関税撤廃がTPPの中身でありますので、これ以上、国会の中で論議することはできないと思いますし、一旦撤退して、本当に国民が納得できるような内容であるかどうかということも含めて、取り下げべきだということで、私たちは要求したいということで賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、陳情第6号「TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情書」は、不採択とすることに決定いたしました。

続いて、委員長報告に対する陳情第7号「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 賛成です。

消費税10%への問題であります。

安倍総理大臣は、さきの総選挙の際には、17年の4月まで先延ばしし、再延期することはないということを断言するということを言いながら、今度、参議院選を前にして、あと2年10カ月延長するということを発表したわけであります。もう既に、アベノミクスそのものが破綻しているということでありますけれども、その失敗を認めず、相変わらずこれを推進するというような観点からの発言を繰り返しているところでありますけれども。

この陳情にありますように、消費税は最悪の大衆課税であり、税本来の富の再配分に逆行する不公平税制だということで、無理な納税により、経営力が急速に減退しているということも含め、消費税は、2にありますように、ほぼ同額の法人税減税が行われ、今までも本来の消費税収の25%が輸出大企業等への戻し税として還付されているということ。

社会保障は一方、交代に次ぐ交代を続けているというような中で、消費税そのものが今言っているような福祉の充実に使われるものでもなく、私たちの暮らしを圧迫するのみということで、さらに貧困と格差が広がっていることが今の現状を見ればわかるというふうに思います。

4にもあるように、このタックスヘイブンで、課税を回避するというような状況や、大企業、その他のところに適正な課税をするようにということを求めて、消費税そのものは10%に上げることをやめるようにという意見書ですので、私は賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、陳情第7号「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」は、不採択とすることに決定いたしました。

続いて、委員長報告に対する陳情第8号「TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この陳情は、先ほど委員長さんも言われたように、前回、ほとんど同じ内容を採択にして、意見書を上げていると思います。なぜ、今回は意見書を上げないのか、趣旨採択になったのかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 三澤議員の質問にお答えします。

委員会の中では、昨年12月議会で提出している、意見書を出した、提出している内容と一緒になんで、趣旨採択という意見が多く出されました。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

陳情第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第8号「TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

続いて、委員長報告に対する陳情第9号「九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書」の提出を求める陳情書の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第9号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 賛成です。

8番、三澤です。

安心まちづくり委員会といいまして、私も、この安心まちづくり委員会に所属している一員として答弁いたします。

きょうの新聞でしたね、東京電力の福島第一原発、事故後、核燃料が溶け落ちる炉心溶融・メルトダウンが起きていたことを首相官邸からの指示で2カ月以上公表せず来たというふうな報道がされています。福島では、5年たった今なお、10万人以上が避難生活が続き、ふるさとへ帰れない苦しみが続いているわけであります。私も、飯舘村へは2回、訪問もし、全く線量が下がらない状況の中で、避難生活を続けている皆さんと交流してまいりましたが、一旦事故が起きると、ああいう事態が、もう5年たっても、もう忘れ去られたように報道もされずあるわけでありますし、今なお第一原発では、多くの人々が高濃度の線量の中、作業に当たっていますけれども、汚染水処理も含めて、廃炉のめどもたっていないのが現状ということであります。

そういう中で、熊本の地震が4月に起こったわけでありまして、3カ月たった今でも、つい先日も震度6弱、5ぐらいのものがずっと動いているわけでありまして。さきの一般質問の中でも、震災対策についてたくさんの発言があったわけでありまして、この川内原発は、この日奈久断層帯のすぐ近くでありまして、同じように直下型の地震がもし起きれば、さっきの地震でも、避難する国道がもうずたずたになってしまっている状況が見受けられますし、もう、本当にこの放射線、震災と同時にこの放射能の追い打ちをかけるようなことは万が一にもあってはならないということの中で、今の現状から見れば、先ほども委員長が言われたように、原発が動かなくても電力は足りているわけでありまして、そういう不安を払拭するためにも、川内原発は今すぐとめて、住民の安全を確保することが大事かというふうに思います。この陳情はぜひとも採択していただきたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この川内原発につきましては、15年の8月に1号機が再稼働したわけですが、確か。2013年の9月から、日本にあります原発が全部停止となって、2年たって、この川内原発が1号機が稼働したということだと思います。その間、この2年間の間に5基が廃炉となっているわけですが、現在、43基が日本に残っております。これは、また委員会のほうで最も厳しいと言われる審査が逐次行われていくものと思いますが。

日本のエネルギー事情を考えたときに、確かに、福島の問題は大変な問題であります。しかしながら、地球温暖化の問題、それから、日本のエネルギー事情の問題、さまざまな日本の発展を考えたときに、2030年度に電力の20%から22%を原子力発電で賄っていかないと日本は成り立っていかないとというのが今の見通しだと思います。したがって、厳しい基準をクリアしたものであれば、43基がまだ残っているわけですが、行く行くはだんだん廃炉にしていくということは大事なことでありますけれども、委員会でオーケーが出たものについては、2030年度、原発の発電量を日本の産業の20%から22%確保していかないと、先ほども申し上げましたが、温暖化の問題、いろいろ、さまざまなそういう国際競争力の問題、それから料金の問題、そういったことを考えたときに、今、地元の自治体でも原発を動かしてほしいという意見も数多くあるわけですが、全部が反対しているわけではない。したがって、この九州電力の川内原発の1号機の稼働については、大変、私はよかったなという思いであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、陳情第9号「九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書」

の提出を求める陳情書」は、不採択とすることに決定いたしました。

意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、趣旨説明を行います。

教育委員会連絡協議会、PTA連合会、校長会、教育会、校長教頭組合、県教組という、教育7団体があります。これらの団体が、それぞれ、県教委、県議会に陳情書を上げております。毎年、生徒一人一人がよりよい真の実現ができるように、さまざまなことを要望しております。義務教育費が2分の1から3分の1に減ったということは、数の論理で、誰が考えてもわかるかと思えます。

そのために、家庭の経済的負担が大きいわけで、国は補助制度として、就学援助費を申請させて、困難家庭に補助しております。3校合わせて、平成22年800万が、平成27年度では1,300万にも及んでおります。その他、特別支援学級の介助員の賃金等が村で手厚く保護されておまして、2,452万円となっております。そのほか、村の配置の給食費の補助がありまして、289万4,000円、村が見ていただき、総額2,741万4,000円が国に要求しなければいけない金額ではないかと私は判断しました。

読み上げていきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される。

そこで、平成29年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

御賛同よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

趣旨説明、今されたわけですが、先ほども言っているこの義務教育費国庫負担制度というところのちょっと意味合いと違う発言がありました。それと、この2分の1、今説明を受けた感じだと、2分の1じゃなくて、10分の10、国が保障しろよというような言い方になるん

じゃないですか、それ。2分の1にすれば、全てがよくなるわけじゃないですよ。この義務教育費の国庫負担金については、文科省が払う分と総務省が払う地方交付税で賄われていると思います。そこのこの意見書を出す、先ほどの説明だと、ちょっとそこが違うんじゃないかなと思いますが、そこら辺はどうなんですか。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） いや、地方財政を圧迫しているので上げてほしい、2分の1に還元することと意味です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

何か、言っていることがめちゃくちゃ、全然整合性がない、筋が通っていない。意見書は意見書としてこれで結構ですけど、前段の説明が、整合性が全くない。苦しいとか、個人の負担がふえるとか、先ほど委員長の委員会の中での審査についてもいろいろお尋ねしましたが、この義務教育費国庫負担というのは、職員の給料の問題なんです。給食費がどうだとか、PTA会費がどうだとかっていう問題じゃないんです。そういうふうに思いませんか。勘違いしてませんか。お尋ねします。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 先生も、自分たちの給料を上げるためではないと、子供の教育環境をよくするために、国会に行って、お願いしたり、教育7団体がそれぞれ陳情をして、国まで行って、財務課とやりあっているということでもありますので、別に間違っているとは思っておりません。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） こら、まあ、どういうふうに言ったらいいのか。間違っているとは思わないって、間違っているんです。まるっきり言っていることが違う。精神分裂状態だね、これは。いわゆる、義務教育の。

議長（原 悟郎） 大熊議員、それ、侮辱的な発言はやめてください。

9番（大熊 恵二） そう言わざるを得ないような、間違っているとは思わないということになりますと、これはどこまでいっても。この給食費がどうだとか、そういう問題じゃないんです、これは、義務教育の国庫負担制度というのは。もう少し勉強していただきたい。いわゆる、これは法律で定められた教育基本法で定められている中に入っている制度なんです。それが、職員のこれは給与の問題なんです。それが、今まで2分の1、国で手当をしたけれど、3分の1になり、なお、その不足分は交付税で補填をします。だから、確かに財源は2分の1より3分の1になったのが、交付税はくれるといっても、不安定だという危機感があり、こういう陳情、請願になってきたんだと思うんですけど、給食費の問題だとか、そういう個人の負担がふえるとか、そういう問題ではないんです、これは。そういうふうに思うんですが、どうですか、よく冷静にお考えになって答えてくれませんか。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 例えば、図書館の司書の場合には給料かもしれませんが、それは県費の図書館の司書がいなくなったり、兼務になったり、村費でやってみたりというようなことで、その賃金は減らされてはおりますが、教育にかかわるいろんな日用品や校外活動費

や学用品というものが十分に子供に支給できない、そういう現状は確かにあるかと思います。

議長（原 悟郎） 大熊議員、3回目です。

9 番（大熊 恵二） これは、何か、やってもむなしく響くだけですけれど、もう少し、発議の提出者としては、しっかり請願の趣旨を十分理解した上で、この発言をしていただきたいなというふうに思います。責めているわけではありませんが、やはり伝統ある南箕輪村議会の構成員の1人として、きちんとしたそういう議論をしていただきたいと。何もかも、井勘定で、全部、教育なら何でも入れて、そこに入るんだという、井勘定的な発想は全くそぐわない。きちんとした陳情、または請願の趣旨を十分理解した上で、ひとつ、提出者になって、御発言をいただきたいと、細かいことは余り言ってみてもかみ合いそうもありませんので、割愛しますけれど、本当に恥ずかしい限りであります。そういうふうに思いますが、もう一度、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 大熊さんから見れば、ひよこに見えるかもしれませんが、私は、私なりに考えて、全国知事会、全国市長会が責任を持って出している意見書と同じレベルで出していこうという観点から考えて、言っております。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 百瀬輝和です。

議長（原 悟郎） 反対ですか。

5 番（百瀬 輝和） 反対です。

先ほどから言っております。ただ、この件については、やはり僕は、この意見書の内容だと反対せざるを得ないのかなと思います。2分の1に還元しろということで、今の教育現場の問題が解決するわけじゃないと思います。教員の方たちの目線をもうちょっと違うところに向けてもらいたい。

この職員給与については、先ほどから言っております、市町村立学校職員給与負担法というのがございます。これは、市町村立ですから、市町村が負担しなさいよということになっているんですけども、小さな自治体では負担し切れないために、都道府県が責任を持ってそれを払ってきなさいという法律なんです。義務教育費国庫負担法というのもございます。先ほど言った地方財政法というので、しっかりと国が責任を持ちなさいよということであつたわけておるなんです。職員の給与についてはそういうことなんです。

先ほど、唐澤議員の提案理由を言われていたことは、やはり学校現場の今大きな問題になっていることなんで、この義務教育費国庫負担制度を2分の1に戻せば、それが解決する問題じゃないと思うです。そこを踏まえながら、しっかりと、やはりこのことは、こういう意見書として出されるならしょうがないんですが、教育現場というものの問題点、先ほどの知事会が出した意見書だとかいろいろ言われておりましたが、恐らくこんな義務教育費の国庫負担制度を堅持し、2分の1に戻せというような内容じゃないと思うんです。ですから、教

育現場の問題をやはり精査しながら、先生たちもそこに目を向けていただいて、南箕輪議会としてしっかり審議して、意見書を出していけたら、私はいいなと思っておりますので、この件については、大変申しわけないんですが反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論。

2番、小坂泰夫委員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

発議に賛成もしている立場として、賛成の意見で述べさせていただきますけれど、まず先ほど来、大熊議員が提出者に質問されていた件ですけれど、提出者の足を引っ張るつもりじゃありませんが、義務教育費国庫負担制度とは、市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実質支出額の原則3分の1を負担しているという現状であるようですので、大熊議員のおっしゃっているとおりだと思います。

なお、賛成討論としましては、特に、国庫負担の対象人員が全国で約70万人、また平成18年度の予算額は1兆6,763億円というふうにあるようなんですけれど、以前は2分の1だったものを3分の1に国が減らしているという部分におきましては、長野県においては、少なくとも減った分を県が独自に負担しているというわけでありまして、その分が国が見てくれば、また県はその分、違ったほうに使えるということで、それに関して、村も多大な影響があるかと思えます。ということで、2分の1に戻してほしいというこの意見書に賛成いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 反対討論はございますか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この発議2号に対して、反対の立場から意見を申し上げます。

何度も言っておりますように、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めると、これは、いわゆる今まで2分の1だったものが3分の1になり、その差額については、交付税で穴埋めをするということで現在進んでいるわけです。ただ、基本的には、どういう形であるにしても、憲法で定められている義務教育は、国の責任で全額無料でやりますということに規定をされております。したがって、その支給方法がちょっと変わったということではありますが、やはり根本は教育基本法にあると思えます。法律が定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないというふうに言われております。その使命と職責の重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正がきせられるとともに、養成と研修の充実が図らなければならないというふうに教育基本法では規定されております。これは、教員に対する規定であります。そういう立場から、国が2分の1にしようが、3分の1にしようが、先ほど教員の給与のことを申し上げましたが、一般公務員よりもまだ高い給与水準であります。また、教師の給料は国際的に見て非常に高いレベルにあるということを考えますと、いつまでも同じようなことを国に上げるのではなく、文科省でも十分そのことは頭に入れてやっているわけで、給料を下げればいいなんて思っている文科省の官僚もいないわけですから、そういった点で、画一的な、労働組合的なそういう発想ではなく、まして、この団体は、日教組という闘争をもって、今まで、今日まで生き延びてきている団体でありますので、そういうことではなく、真に子供の教育のことを考えて、いい教育を施せるような、そういう団体になっていただきたいと思うところであり

ます。したがって、この発議に対して反対をして、私の意見といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8 番、三澤です。

賛成の立場ですけれども、先ほどから出ていますように、この義務教育の国庫負担、先ほども2分の1から3分の1に減らされたということの中で、地方の自由度、地方で状況に応じて交付税として措置されているからというようなお話もありましたけれども、実際には、その部分としてきちんと来ているかどうかということはわからない状況にあるわけです、交付税そのものが減ってきている中では。そういう中で、先ほども出てますけれど、うちの村では、特別支援学級の加配とか、図書館とか、学校給食とか、いろんな分野で、本当に子供たちが充実した学校生活、義務教育が送れるようにということで、村としてはたくさんの加配をつけたり、充実をさせているわけでありまして。その部分が、結局、村や県で負担している部分がかかなりある中で、そういう部分について、やはり今まで同じように戻していただく中で、より財政も安定し、市町村ごとの格差もなくなり、義務教育を充実させていくという観点で、この請願を出していますので、私は賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

あらかじめお願いしておきます。時間内には終わりそうもありませんので、あらかじめ時間の延長をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

9 番（大熊 恵二） トイレ休憩をしていただけませんか。

議長（原 悟郎） トイレ休憩の必要の方はいますか。

9 番（大熊 恵二） はい。喉も渇いています。

議長（原 悟郎） それじゃあ、5時まで、トイレ休憩といたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 4時59分

議長（原 悟郎） それでは会議を開きます

あらかじめ時間延長をして会議を進めますので、よろしく願いいたします。

発議第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8 番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 発議第3号の趣旨説明を行います。

8番、三澤澄子です。

ことしの入学式に議員の各位も御出席されたと思いますけれども、たまたま南箕輪小学校では、36人のクラスもあり、1年生が4組ということだったんですけれども、南部小学校では総数が36人で、35人学級ができていたために、2クラスでスタートしました。18人ずつでスタートしています。一方、南箕輪小学校は、36人のクラスもあり、35人のクラスもありということのスタートでした。教育委員会からの資料もいただいておりますけれども、なぜこうなったかということになると、今の法律の中で、1年生は35人学級になっているわけでありまして、いつ、5月の段階で、もしその数字が減れば、その基準から外れてしまうということで、不安定学級ということになっていまして、その部分で、先生たちの配置が思うようにできないということが言われました。その不安の中でスタートしているものですから、36人のクラスと35人の、18人のクラスと、そういうふうな感じで、南箕輪の中でもそういう格差がちょっと出ている状況だったのでありますけれども、そういう状況を踏まえながら、この意見書を読ませていただきます。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）にもりこまれ、附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で、小学校2年生を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいませんということで、現状が、1年生だけが35人学級は法で定められています。しかし、国でも、安倍総理大臣も、これは順次進めるべき問題という発言をしておりますし、毎年、本来ならば法改正されて、中学3年まで上がっていくのが本来ではないかというふうに思いますけれども、現状はそういうことで、進んでいないのが現状ということです。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担が大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教諭の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子供と向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早急に実現する必要がある。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため下記事項を強く要請する。

1、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の大幅増額を行うこと。

ということで、意見書を提出いたします。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬輝和です。

先ほどのときもお話ししたんですが、これ、いろいろ、今、趣旨説明がございました。その中で、この35人学級でいいのかどうなのかということだと思っんです。ここをなぜ、これ、30人にしなかったのかなという思いも僕は持っているんですけども、確かに、30人から35人の間、教室を見せていただいたときに、ゆったりとして授業が受けられる状態です。非常に環境がいいというふうに思いました。ここが何で35人なのかなという疑問が一つあるのと。

これ、先ほどの国庫負担2分の1のところちょっとかんでくるんだと思いますが、国の権限を地方の権限に移して、教職員の配置を自由にできるようにしてきた三位一体改革の流れがございます。国庫負担金の給与単価と標準定数というもので国が縛っていたんですよ、それを。それを、地方に権限を与えようとするために、総額裁量制で自由に配置ができますよ。ですから、県もそうだし、市町村も職員をつけることはできます。ですから、その部分にしっかりとした予算を国はつけるべきじゃないかというような意見書だったら、僕は賛成できるんですけども、そこら辺のお話は、その点はどうなんでしょう。

議長（原 悟郎） 8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 出された請願が35人学級ですので、その観点で論議はいたしました。

あと、自由な采配ができるという点でありますけれども、そういうわけで35人は、国で決められた部分は、35人が1年生だけです、小学校の1年生だけ。県で35人までやっているわけですが、今。だから、その部分については、安定した給与が保障されているわけではありませんから、ここにありますように、臨時の先生とか、専科の先生とかっていうものについては、村や県で独自に加配している部分、また障害、特別支援なんかは、村としてはとても大事にしておりますので、その部分については国として手配されないという部分であります。そういう意味では、きちんと35人学級と、そういう加配の部分も含めて、国として責任を持ってやっていただきたいということでもあります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊です。

先ほども質疑の中で申し上げたんですが、平成27年度におきましては、ただ個々の自治体のことはちょっと私もわかりませんが、本村の場合は問題ないという、本村というか、本県の場合ですね、長野県の場合は。ただ、全国的に見て、私、今、文科省の資料を見て、先ほどもお尋ねをしたんですが、平成27年度の予算案では、少子化に伴い、教職員定数の自然減が生じてまいりまして、また学校の統廃合などによる1,000人の教員の定数減が見込まれているということでありましたけれど、文科省では、学校教育の充実に必要な、ここにもありますが、定数措置として900人の増を盛り込んだと。それで、実質的に教育環境の改善を図ったと、こういうふうに国のほうでは説明をしているわけですが、このことについては十分、何もやっていないかのごとく意見書についてはいかがなものかと思っんですが、その点についてはどう考えたらよろしいのか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、提案した意見書に対する質疑とはちょっとかけ離れると思っんですけども、一応、国で自然減による教員の定数の減をそういう加配の部分で補ったとい

うことは、それはそれでいいことだというふうに思いますけれども、いずれにしても、35人学級というのは、国の段階では、いわゆる、今言うように、全国でほとんど35人学級が進んでいるわけです。小学校では特に35人学級、ほとんど全国では独自に進めているというふうに思うんですけど、そういう部分を、自分たちが法的に整備してない部分を、要するに、補足した部分で何とか埋めようというようなことかなというふうに私は思っています。どちらにしても、やっぱりきちんと法的に35人学級、全学年でやっていくのが本来のあり方じゃないかというふうに思っています。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬輝和です。

済みません、この意見書、かなり委員会では審議されて、出されてきた内容だと思います。ただ、私は、先ほど来言っているように、今の教育現場を見て、しっかりとその問題に取り組む意見書を、やはり教員から出てきたものをそのまま書き写して出すんじゃなくて、南箕輪の議会として、しっかりとした意見書として出されるべきなんだろうと思います。その計画の中の、先ほど言いました35人学級は進んできております。じゃあ、そこをなぜ一歩進める意見書にしないのか。

それと、あと、教育予算の大幅増額って書いてあるだけです。じゃあ、この部分、何なのかということなんです。今、教育現場の見た中で、先ほど来言われている、いじめの問題、不登校の問題、それに対応する先生たち、特別支援学級の問題、それも先ほど言った平成17年の改革の中で、地方に権限が持って、できるようになってきたわけなんです。それを地方の財政が圧迫されているというお話で、これ、出されているんですが、じゃあ、その財政をどういうふうに要求していくかというふうなことまで書かないと、しっかりとした意見書で取り上げてもらえないと思うんです。ですから、その部分や被災地の教育の問題があります。これ、全国的な教職員の団体だったら、被災地の子供たちの環境をしっかりと守るべきじゃないかというような意見書でも僕はいいと思うんです。そこら辺をしっかりと、やはり南箕輪の議会としてやっていただきたかったなという思いがあります。ですから、ちょっとこの件については私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見

書」は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

発議第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬の特例に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬の特例に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案可決、決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、今後の行政執行に活かしてまいります。

この地域も梅雨入りとなりました。ことしのような気象の推移は、災害が発生しやすいと言われております。災害のないことを願っておりますし、また災害対応には万全を期してまいります。

出納閉鎖期間も終わりましたので、決算状況の分析をしながら、平成28年度の事業の推進に全力で取り組んでまいります。

今年度は、大型事業の推進とともに、地方創生加速化交付金を申請してあります。内示の状況によりましては、かなりハードな事業日程となります。加えまして、地方創生推進交付金事業につきましても、内閣府との協議が終わり、申請をいたしました。推進交付金につきましても、ハードルの高い事業採択となるものと予想しております。また、期間も短く、大変な事業となっております。県内申請予定状況を見ましても、77市町村中30

市町村の申請予定にとどまっております。それだけ、地方創生の国の方針は難しいものとなっております。本村につきましても、申請につきましても悩みましたが、チャレンジをすることが大切であるとの思いで踏み切らせていただきました。内容につきましては、また後日、説明をさせていただきます。難しさもありますが、これからの行政は失敗を恐れず、積極的にチャレンジをしていかなければなりませんので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

また、今年度は事業が多く、職員数にも限界があり、厳しさもありますが、何とか乗り切っていかなければなりません。そのためには、オール南箕輪村体制で臨んでいかなければなりませんので、議員各位の御協力をお願いいたします。

6月定例会が終われば、参議院選挙に突入をしております。消費税延期に伴う社会保障、財源の問題、また子育てを含めた社会保障の充実、経済の減速感がある中での経済対策、安全保障の問題など、課題が山積する中での選挙となっております。さらには、18歳以上の若い皆さんが選挙に初めて参加いたします。そんな点では話題の多い選挙となっております。大勢の皆さんが選挙に関心を持っていただき、投票率が上がることを期待しております。特に、本村の場合は、投票率が引くわけでありますので、そんな点を期待しております。

正念場の年となっております、課題も多く、悩みも尽きませんが、村の発展のために努力してまいりますので、議員各位の重ねての御協力をお願い申し上げます。

また、慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 12日間、大変御苦労さまでした。

今議会は防災に対する質問が出されておりましたが、昨日も北海道で強い地震があり、梅雨期を迎え、災害や地震がないことを願うところでもあります。

大変熱心に御論議いただきまして、ありがとうございました。

議員各位には、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、これをもって平成28年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午後 5時22分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員